

14. 2イ-908



\*1200600207388\*

121

908

昭和十年度

日本中央蠶絲會事績報告

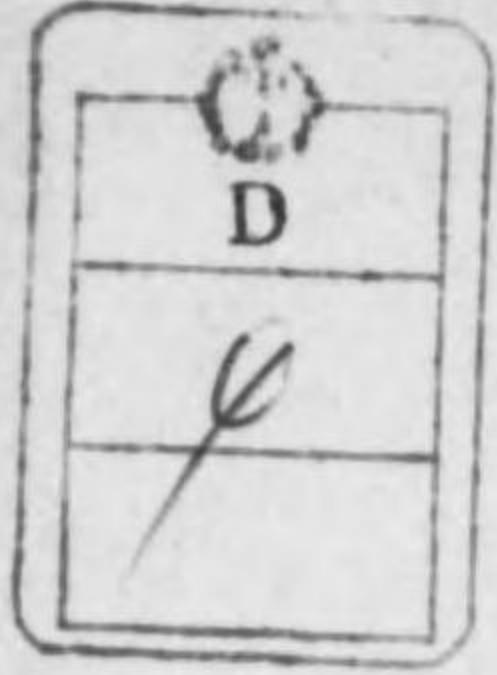
第四號

日本中央蠶絲會



始





本書は昭和十年年度(自昭和十年四月至同十一年三月)に於ける本會實施事項  
其他の梗概を収録し、関係者の参考に供するものなり。

昭和十一年十一月

日本中央蠶絲會

1421  
908



# 昭和十年度日本中央蠶絲會事績報告

## 目次

第一章 會 議	一頁
第一 總會	一頁
一 第六回通常總會(昭和十一年一月十四日・十五日)	一頁
二 書面表決に依る總會決議	五頁
第二 評議員會	三三頁
一 第一回評議員會(昭和十年四月十五日)	三三頁
二 第二回評議員會(同 年六月二十五日)	三五頁
三 第三回評議員會(同 年七月二十二日)	三八頁
四 書面表決に依る評議員會決議	一九頁
五 第四回評議員會(同 年十二月十九日)	三五頁
六 評議員懇談會(同 年一月十五日)	三六頁
第三 各種委員會協議會其他	三六頁
一 蠶絲研究會各種委員會	三六頁
二 生絲消費増進宣傳事業に關する委員會	三六頁
三 蠶絲業對策並生絲消費増進宣傳に關する懇談會	四二頁
四 各種審査會	四三頁

(1)

119120

- 一 第二回絹新製品競技展覽會出品物審査會..... 132
- 二 第三回絹新製品競技展覽會出品物審査會..... 133
- 三 懸賞「蠶絲の歌」審査會..... 134
- 第四 總會及評議員會決議事項の處理..... 135
- 一 第六回通常總會決議に關する事項..... 136
- 二 書面表決に依る總會決議に關する事項..... 137
- 第二章 事業..... 138
- 第一 一般施設事項..... 139
- 一 建議、陳情並意見提出..... 140
- 一 生絲品質改善の實行方法に關する建議..... 141
- 二 蠶絲業研究機關の充實及擴張に關する建議..... 142
- 三 產繭處理統制法案外關係二法案實現に關する陳情..... 143
- (一) 產繭處理統制法案外二法案實現方ニ付陳情..... 144
- (二) 產繭處理統制法案外二法案實現方再陳情..... 145
- (三) 產繭處理統制法案外二法案實現方陳情..... 146
- 「參照」..... 147
- 「願末」..... 148
- 1 產繭處理統制法案解説(農林省蠶絲局)..... 149
- 2 產繭處理統制法及關係二法案に對する農林大臣提案説明..... 150
- 四 生絲消費増進對策實現に關する陳情..... 151
- 五 養蠶地方降雪被害救授要望轉旋..... 152

- 二 米國上院に於ける生絲課稅案阻止に關する運動..... 153
- 三 生絲品質其他に對する苦情の接受並所置..... 154
- 一 生絲需要地に於ける若情..... 155
- 二 生絲輸出業組合の要望..... 156
- 三 生絲品質に對する苦情の實相調査(横濱生絲輸出業組合提出)..... 157
- 四 米國極東視察團接待..... 158
- 五 米國生絲輸入商協會成立に付祝意表明..... 159
- 六 前會長牧野子爵の薨去に付弔意表明..... 160
- 一 本會弔辭..... 161
- 二 各關係者より本會へ寄せられたる弔辭..... 162
- 三 「インターナショナル・シルク・ギルド」よりの弔辭..... 163
- 第二 特別調査施設..... 164
- 一 蠶絲研究會(生絲品質改善方策に關する調査)..... 165
- 一 蠶絲研究會の設置..... 166
- (一) 蠶絲研究會要綱..... 167
- (二) 蠶絲研究會調査研究事項の件..... 168
- (三) 蠶絲研究會委員氏名..... 169
- (四) 蠶絲研究會專門委員氏名..... 170
- 二 蠶絲研究會實施經過概要..... 171
- (一) 各種委員會開催..... 172
- (二) 各種委員會經過..... 173

(三) 蠶絲研究會審議の結果に関する報告並處置……………一三四

三 報告書……………一三四

〔頭 末〕

二 絲價安定調査委員會(絲價安定施設に関する調査)……………一四四

一 絲價安定調査委員會の設置……………一四四

(一) 絲價安定調査委員會要綱……………一四四

(二) 絲價安定調査委員氏名……………一四五

〔參 照〕

三 蠶絲業調査會第一次調査會(調査事務打切)……………一四六

第三 蠶絲業に関する調査事業……………一四六

一 蠶絲業に関する一般調査……………一四六

一 調査項目……………一四七

二 調査實施の成績……………一四七

(一) 養蠶經營態様別經濟調査……………一四七

(二) 絹新製品に関する調査……………一四八

(三) 生絲品質と需給關係調査……………一四九

(四) 内外蠶絲業に関する一般調査……………一四九

(五) 繭の價格と掛目との關係調査(補完事項)……………一五〇

三 生絲格付調査事務の結末……………一五一

二 受託調査……………一五一

一 繭の價格と掛目との關係調査……………一五二

(一) 經費豫算(農林省委託豫算)……………一五二

(二) 委託事項……………一五二

(三) 實施事項……………一五三

(四) 經費決算(農林省委託經費)……………一五三

第四 生絲消費増進宣傳事業……………一五三

一 内地に於ける生絲消費増進宣傳事業……………一五三

一 絹新製品競技展覽會開設……………一五三

(一) 政府所有生絲の無償讓與……………一五三

(二) 出品物製作原料生絲の交付其他……………一五三

(三) 會場及會期……………一五三

1 第二回絹新製品競技展覽會(絹の文化展覽會)……………一五三

2 第三回絹新製品競技展覽會(絹の文化展覽會)……………一五三

(四) 出品點數……………一五三

(五) 出品物審査に関する事項……………一五三

1 絹新製品競技展覽會審査長及審査員氏名……………一五三

2 絹新製品競技展覽會審査手續……………一五三

(六) 褒賞授與式……………一五三

(七) 擬賞品名及授賞者……………一五三

(八) 成 績……………一五三

(九) 絹新製品標本及製作利用……………一五三

(三) 絹新製品競技會展覽會入賞見本帖配付……………一七〇

- 二 絹新製品頒布會開催 ..... 一七
- 三 地方協覽會參加 ..... 一七
- (一) 伊賀産業城落成記念全國博覽會出品 ..... 一七一
- (二) 國產振興四日市大博覽會出品 ..... 一七二
- (三) 躍進日本岐阜大博覽會出品 ..... 一七三
- (四) 博多築港記念大博覽會出品 ..... 一七三
- (五) 復興記念横濱大博覽會參加出品事業成績 ..... 一七四
- 四 活動寫真利用宣傳 ..... 一七九
- 五 印刷物に依る宣傳 ..... 一八〇
- (一) 絹物宣傳「ポスター」の印刷配付 ..... 一八〇
- (二) 「パンフレット」印刷配付 ..... 一八〇
- 六 蠶絲祭行事 ..... 一八〇
- (一) 本會行事 ..... 一八一
- (二) 日本中央蠶絲會後援百貨店蠶絲まつり ..... 一八六
- (三) 記念放送 ..... 一八七
- (四) 地方に於ける行事 ..... 一八七
- 二 海外生絲消費増進宣傳事業 ..... 一八八
- 一 本會實施事項 ..... 一八八
- (一) 「インターナショナル・シルク・ギルド」經費交付 ..... 一九六
- (二) 國際生絲委員會經費交付 ..... 一九六
- (三) 本會代表其他派遣 ..... 二〇〇

- 四 蠶絲標本の海外交付並陳列其他 ..... 二〇一
- 二 米國に於ける生絲消費増進宣傳事業「インターナショナル・シルク・ギルド」宣傳事業 ..... 二〇一
- (一) 平時に於ける事業 ..... 二〇一
- 1 不當取引に對する方策 ..... 二〇四
- 2 教育事業 ..... 二〇六
- 3 新聞、雜誌の廣告 ..... 二〇九
- 4 スワツチング・サービス ..... 二一〇
- 5 ニース・サービス ..... 二一一
- 6 流行サービス ..... 二一一
- (二) 特別宣傳 ..... 二一一
- 1 昭和十年度シルク・パレード ..... 二二二
- 2 「クリスマス」特別宣傳 ..... 二二九
- (三) 「インターナショナル・シルク・ギルド」會計報告 ..... 二二九
- 三 歐洲に於ける生絲需要増進宣傳事業 ..... 二二六
- (一) 國際生絲委員會事業 ..... 二二六
- 1 佛國中央絹業會に對する委任實施事業 ..... 二二六
- 2 伊國々立絹業協會に對する委任實施事業 ..... 二二〇
- 「附」一 佛國中央絹業會「絹並絹新製品特別標章規定」大要 ..... 二二五
- 二 佛國中央絹業會宣傳計畫 ..... 二二五
- (二) 國際生絲委員會會議錄 ..... 二二七
- (三) 國際生絲委員會生絲宣傳稅徵收計畫に關する事項 ..... 二四七

1	國際生絲委員會生絲宣傳稅徵收計畫概要(第一次)	二四八
2	生絲消費増進宣傳稅徵收計畫修正案(第二次)	二四八
3	生絲宣傳稅徵收計畫同意要請	二五三
4	生絲宣傳稅徵收計畫同意要請に對する處置	二五三
三	絹製品實物宣傳事業	二五九
一	實物宣傳事業計畫と其經過	二五九
(一)	生絲無償交付方申請(第一回)	二六〇
(二)	事業計畫變更並生絲交付再申請(第二回)	二六一
(三)	事業計畫の再度變更並生絲讓與の實現	二六四
1	事業再度變更に依る稟請	二六五
2	政府所有生絲の讓與指令並實施計畫其他の指定	二六六
3	事業實施の準備	二六六
4	絹製品實物宣傳事業の施行	二六七
(1)	政府讓與生絲の受領及交付	二六七
(2)	絹製品の製作實施	二六七
第五	蠶絲祭式典舉行	二六八
第六	「蠶絲の歌」制定並文部省推薦及檢定其他	二六八
一	「蠶絲の歌」制定	二六八
二	「蠶絲の歌」文部省推薦並檢定	二六八
三	「蠶絲の歌」蓄音機レコード献上	二六八
四	「蠶絲の歌」普及	二六八

第七	日本萬國博覽會協會參加	二七〇
第八	蠶絲會館の經營管理	二七〇
一	宿泊所直營に關する諸規程及取扱手續の制定	二七〇
二	蠶絲會館設備特別使用承認	二七〇
三	蠶絲會館利用狀況	二七〇
	〔附〕空割及用途	二七一
第九	印刷物其他の刊行配付	二七二
一	事業報告に關する印刷物	二七二
二	蠶絲業統計及資料に關する印刷物	二七二
三	蠶絲業の改良發達並に生絲消費増進に關する普及宣傳用印刷物	二七二
第十	各種要望の接受及處理	二七二
第三章	諸規程の制定及改廢	二七八
第四章	補助又は寄附金品の受納並に交付	二七九
第一	國庫補助金及政府物品補助の受納	二七九
一	蠶絲業調査事業國庫補助金	二七九
二	生絲消費増進宣傳事業關係物品補助	二七九
二	寄附金の受納	二八〇
一	生絲消費増進宣傳事業費寄附金	二八〇
第三	金品補助並に寄附金の交付	二八一
第五章	役員及特別議員議員其他	二八一
第一	第一役員の任期滿了後に於ける職務執行	二八一



- 一 第一期役員氏名……………三二七
- 二 特別議員の任命及議員の選定……………三二九
- 一 特別議員の任命……………三三〇
- 二 議員の選任……………三三〇
- 三 役員の選任及就任……………三三二
- 四 役員及特別議員議員の異動……………三三三
- 五 顧問及委員(本年度在任)……………三四〇
- 第六章 昭和十年度日本中央蠶絲會諸經費決算並に財産目録……………三四五
- 一 經常部……………三四五
- 二 昭和十年度經常部日本中央蠶絲會經費收支決算……………三四五
- 三 昭和十年度經常部特別會計……………三四四
- 四 日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支決算……………三四四
- 二 臨時部……………三六〇
- 一 昭和十年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費收支決算……………三六〇
- 三 基本部基本金及積立金出納……………三七二
- 四 日本中央蠶絲會財産目録……………三七二
- 〔附〕 資産増減明細書……………三七四

# 昭和十年度日本中央蠶絲會事績報告

## 第一章 會 議

### 第一 總 會

#### 一 第六回通常總會

昭和十一年一月十四、十五兩日左の日程に依り蠶絲會館に於て第六回通常總會を開會、掲出事項を審議決定した

#### (一) 日 程

昭和十一年一月十四、十五日 午前十時開會

- 一、會長 挨拶
- 二、議長 選舉
- 三、諸般 報告
- 四、議事録署名人指名
- 五、農林大臣 告辭

(2)

六、議 事

(一) 議 定 事 項

議案第一號 役員選舉ニ關スル件

第一 會長及副會長選舉

第二 評議員選舉

議案第二號 昭和九年度事業成績報告承認ノ件

議案第三號 昭和九年度經常部日本中央蠶絲會經費收支決算承認ノ件

議案第四號 昭和九年度經常部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支決算承認ノ件

議案第五號 昭和九年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費收支決算承認ノ件

議案第六號 財産目錄承認ノ件

議案第七號 昭和九年度別途會計蠶絲業特別調査經費決算追認ノ件

議案第八號 前會長牧野子爵薨去ニ際シ弔慰金贈呈ニ付追認ノ件

議案第九號 昭和十年度經常部日本中央蠶絲會經費豫算追加更正ノ件

議案第十號 昭和十年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費豫算更正ノ件

議案第十一號 昭和十年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費資金借入ニ關スル件

議案第十二號 昭和十一年度經常部日本中央蠶絲會經費收支豫算

議案第十三號 昭和十一年度經常部日本中央蠶絲會經費分賦收入方法ノ件

議案第十四號 昭和十一年度經常部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支豫算

議案第十五號 昭和十一年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費收支豫算

議案第十六號 昭和十一年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費特別負擔金收入方法ノ件

議案第十七號 昭和十一年度諸經費運用金借入ニ關スル件

議案第十八號 生絲消費増進宣傳繼續事業實施期間延長ノ件

議案第十九號 生絲消費増進對策實現方ニ關スル件

議案第二十號 生絲品質改善方策ニ關スル件

議案第二十一號 日本萬國博覽會協會出資ニ關スル件

議案第二十二號 國際生絲委員會生絲宣傳稅賦課制度ニ關スル件

議案第二十三號 産繭處理統制法案外二法案實現方ニ關スル件

右の外議員男爵稻田昌植氏の勳議に依り月田前副會長在任中に於ける勞に酬ゆる爲本總會の決議を以て會長より謝意を表すると共に適當金額の慰勞金贈呈(金額は豫算運用上會長に一任)のことに滿場一致を以て決議せられたり。

(三) 農 林 大 臣 告 辭

一月十四日山崎農林大臣臨席左の告辭を述べられたり。

日本中央蠶絲會第六回通常總會を御開催せらるゝに當りまして、所懐の一端を申述ぶる機會を得ましたことを

(3)

甚だ幸と感じます。

近年難局に直面致しました我が蠶絲業界も、昨年は繭絲價の昂騰に依りまして、一陽來復の觀を呈しまして、關係者も稍愁眉を開くに至りましたことは御同慶に堪へざる所であります。

併し乍ら我が蠶絲業は昭和四年以來蒙りました甚大なる打撃とその原因とに想到致しますれば昨年の一時的小康を持ちましたも、到底斯業の安定を期し難いことは申上げるまでもないことでありまして、殊に絲價昂騰の半面には人造絹絲の進歩と國內増産とに依りまして、需給の逆轉を招來するの虞が存するのでありますから、斯業の前途は未だ容易に樂觀を許さないことと存じます。

茲に於きまして政府は數年來蠶絲業の更生進展を圖ります爲に、一貫致しました蠶絲恒久對策を樹立致しまして具體的施設を講じつゝ來つたのでありますが、現下の狀勢に鑑みますれば、今後も尙引續き幾多の施設を必要と致す次第でございます。當局は諸般の實情を充分に究めまして、最も有效適切なりと認めましたる方策の實現に努力致したい考であります。

今期議會に於きましても、前議會以來懸案になつておりまする、産繭處理統制法案外二案を提出致しましたる外明年度の豫算に約六百萬圓の新規施設費を計上致しました、養蠶地方の特殊施設、産繭處理施設等の繼續實施を圖りますると共に、新に蠶絲試驗場の施設、繭生産費低減施設、生絲販路擴張施設等を講じて参りたいと考へておるのであります。

産繭處理統制法案に就きましては、前議會當時院の内外に亘りまして、賛否兩論に岐れまして相當論議を盡さ

れました次第であります。遂に會期終了の爲に審議未了と相成りましたことは、洵に遺憾に耐へない次第であります。その後幸にして本案に對しまする各方面の理解は漸次深まつて参りました。殊に本會並に構成諸團體の甚大なる御配慮に依りまして過般反對の立場にあられました方々も、漸次本案に對する御考へが好轉致しつゝありますことは斯業の爲に寔に慶賀に堪へざる所であります。當局と致しましても昨年の法案中或は誤解を招く虞れありと思はれます點もあつたのでありますから、法案中一、二適當に修正を加へまして、來る議會劈頭に之を提出致すことに既に閣議に於て決定致してある次第であります。

申すまでもなく日本中央蠶絲會は、全蠶絲業者の最高の系統團體であります如くに、各位は夫々關係部門を代表せられております。有力なる方々であらせらるゝのでありますから、どうか諸般の情勢を克く御洞察下さいまして、日本中央蠶絲會の地位と使命とを深く御認識頂きまして、政府の施設と相倚り相扶けられまして、斯業の更生進展の爲に更に一段の御盡力を願ふて熄まない次第であります。一言所懐を申述べまして、御挨拶に代へた次第であります。

右總會に關する詳細は第六回通常總會事録參照のこと。

## 一 書面表決に依る總會決議

農林省より「繭ノ價格ト掛目トノ關係」に付調査を委託せられたると、蠶絲會館會議室設備の必要上當該經費の收支豫算に追加更正を要するに至りたるに因り曩に評議員會の承認を経たる豫備決議に基き昭和十年九月二十九日書面を

(6)

以て特別議員及議員の同意を得て次の事項を決定したり。

一、昭和十年度經常部日本中央蠶絲會經費收支豫算追加更正ノ件

二、昭和十年度經常部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支豫算追加更正ノ件

「決定事項」

1 昭和十年度經常部

日本中央蠶絲會經費豫算追加更正ノ件

昭和十年度經常部日本中央蠶絲會經費豫算收入、支出總額金貳萬七百圓に各金參千八百參拾圓ヲ追加シ收支各費目  
中左ノ通り更正ス

收入

計	更正豫算		種目	豫算		備考
	項	豫算額		更正額	既定額	
五、雜收入	一、雜收入	三、九二二〇〇	三、九二二〇〇	一、雜收入	八二〇〇〇	〔不用品(調査供資料生絲其他)賣却代 三、八三〇〇圓 其他 八二〇圓〕
		三、九二二〇〇	三、九二二〇〇			
計		二〇、五三〇〇〇	二〇、五三〇〇〇		二〇、七〇〇〇〇	

支出

計	更正豫算		種目	豫算		備考	
	項	豫算額		更正額	既定額		
二、事業費	一、調査費	一六、一九〇〇〇	一六、一九〇〇〇	二、雜給	二、五〇〇〇〇	〔職員一人月五十五圓七ヶ月分(六六〇圓)臨時雇延八十五日給三圓(一七〇圓)〕	
		一五、三七〇〇〇	一五、三七〇〇〇				
計		二〇、五三〇〇〇	二〇、五三〇〇〇	九、雜費	二、七〇〇〇〇	圖書三百圓、印刷八百圓	
				八、委託調査費	九〇〇〇〇		
				六、圖書及印刷費	一、一〇〇〇〇		
				四、旅費	一、一〇〇〇〇		
				二、雜給	八〇〇〇〇		
				二、雜給	八〇〇〇〇		減 三〇〇〇
				九、雜費	四、二〇〇〇〇		同 八〇〇〇〇
				九、雜費	四、二〇〇〇〇		同 三、八〇〇〇〇
				九、雜費	四、二〇〇〇〇		同 三、八〇〇〇〇

(7)

理由

一、農林省ヨリ金壹千七百五拾圓ノ國庫豫算ヲ以テ「滿ノ價格ト掛目トノ關係」調査ヲ委託セラレタルニ依リ之ガ

實施ニ付事業ノ一部ハ本會豫算ヲ以テ施行ノ必要アリ、本豫算費目中收入第五款雜收入及支出第二款事業費第一項調査費第九目雜費ニ各金參千八百貳拾圓ヲ追加シ、收支總額竝該當關係費目ニ同金額ヲ增額更正セントスルモノナリ、而シテ本事業ハ本會ニ於テ更ニ十府縣ノ共力ニ依リ供資料繭ヲ購入シテ繰糸檢定ノ上繭質ト掛目竝價格トノ關係ヲ調査セントスルモノニシテ右實施經費ノ内資料繭購入代金ノ支出竝其ノ繰糸加工ノ結果產出シタル生絲及屑物賣却代ノ收入ハ本會豫算ヲ以テ經理ヲ爲シ、本會竝委託府縣ノ事務及繭檢定費其ノ他前記生絲及屑物賣却代ノ收入ヲ以テ繭購入代金ノ支拂ヲ爲シ得サル場合ニ於ケル差額補填ノ經費ハ國庫豫算ノ支辨トシ之ヲ本會豫算ト區別シ委任事務ノ處理トシテ單獨ニ施行スルモノナリ、即チ次ノ如シ

イ、農林省委託調査經費豫算

(國庫豫算ノ施行委任ニ依ル實行豫算)

科目	金額	備考
調査費	一、七五〇〇〇	
旅費	二五〇〇〇	事務打合せ並監督旅費
通信運搬費	二〇〇〇〇	
調査用紙印刷費	三〇〇〇〇	
雜費	二〇〇〇〇	

ロ、本會豫算

(前出經常費收支追加豫算抜萃)

收入

府縣調査(委託費)	一、〇〇〇〇〇	委託府縣ニ交付十府縣分繭檢定費 繭檢定費 二七三五圓 繭人給費 五一〇圓
豫備費	四三〇〇〇	供資料繭購入代ガ產出生絲賣却代ヨリ減少シタルトキ其ノ差額支辨ニ充當

支出

第五款 雜收入	三、八三〇〇〇	供資料產出生絲賣却代九十八貫匁、百斤ニ付六百圓替(三六八〇圓) 屑物賣却代 百五十圓
---------	---------	---

第三款 事業費		
第一項 調査費		
第九目 雜費	三、八三〇〇〇	繭八百四十貫匁一貫匁四圓五十錢(三、七八〇圓) 其他五十圓

二、本會調査事業(前項農林省委託調査ニ非サル一般調査事業) 實施ノ都合ニ依リ委託調査ノ必要ヲ生シタルニ依リ支出第二款事業費第一項調査費中第二目雜給金參拾圓、第四目旅費金八百圓第六目圖書印刷費ヲ各減額シ第八目委託調査費金九百參拾圓ヲ新ニ計上シタリ、而シテ本事項ハ項内流用ノ範圍ナルモ既定豫算ニ金額計上ナカリシ爲前項ト一括シテ更正ヲ爲サントスルモノナリ

2 昭和十年度經常部特別會計

日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支豫算追加更正ノ件

昭和十年度經常部日本中央蠶絲會蠶絲會館費豫算收入、支出總額金貳萬五千參百圓ニ各金五千參百圓ヲ追加シ收支各費目中左ノ通更正ス

收入

款	項	更正豫算		種別	豫算		備考
		豫算額	更正額		既算額	定額	
一、使用料	一、使用料	三、三〇〇.〇〇		一、使用料	三、三〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	同
		三、三〇〇.〇〇			三、三〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	
		三、三〇〇.〇〇			三、三〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	
計		三、七〇〇.〇〇		三、七〇〇.〇〇		三、七〇〇.〇〇	同

支出

款	項	更正豫算		種別	豫算		備考
		豫算額	更正額		既算額	定額	
三、雜收入	一、雜收入	三、七〇〇.〇〇		一、雜收入	三、七〇〇.〇〇	三、七〇〇.〇〇	同
		三、七〇〇.〇〇			三、七〇〇.〇〇	三、七〇〇.〇〇	
		三、七〇〇.〇〇			三、七〇〇.〇〇	三、七〇〇.〇〇	
計		三、七〇〇.〇〇		三、七〇〇.〇〇		三、七〇〇.〇〇	同

(前年度剩餘繰越 二、九九〇圓 其他 六一〇〇圓)

款	項	更正豫算		種別	豫算		備考
		豫算額	更正額		既算額	定額	
一、館費	二、需要費	二五、八〇〇.〇〇		二、備品費	二五、八〇〇.〇〇	二五、八〇〇.〇〇	同
		一六、二〇〇.〇〇			一六、二〇〇.〇〇	一六、二〇〇.〇〇	
		四、三〇〇.〇〇			四、三〇〇.〇〇	四、三〇〇.〇〇	
三、管繕費	三、管繕費	四、三〇〇.〇〇		一、管繕費	四、三〇〇.〇〇	四、三〇〇.〇〇	同
		四、三〇〇.〇〇			四、三〇〇.〇〇	四、三〇〇.〇〇	
		四、三〇〇.〇〇			四、三〇〇.〇〇	四、三〇〇.〇〇	
計		三三、四〇〇.〇〇		三三、四〇〇.〇〇		三三、四〇〇.〇〇	同

(講堂置床工事 二、〇〇〇圓 其他 三、〇〇〇圓)

計	一、雜支出	二、雜支出	三、雜支出
30,600.00	11,000.00	11,000.00	11,000.00
30,600.00	11,000.00	11,000.00	11,000.00
11,000.00	6,000.00	6,000.00	5,000.00
11,000.00	6,000.00	6,000.00	5,000.00
11,000.00	6,000.00	6,000.00	5,000.00

理由

蠶絲會館ノ管理利用ニ付左記ニ依リ止ムヲ得サル設備ノ増設ヲ認メ第一款館費第二款需要費第二目備品費ニ金貳千四百圓ヲ同第三項營繕費第一目營繕費ニ金貳千參百圓ヲ増シ其他租稅諸掛負擔ノ爲メ第三款雜支出ニ金六百圓ヲ増額シ計金五千參百圓ノ追加ヲ要スルニ因リ使用料ノ増收並前年度剩餘金繰越其他ヲ財源トシテ收入第一款使用料ニ金壹千七百圓、第三款雜收入ニ金參千六百圓合計金五千參百圓ヲ追加シ關係項目ノ更正ヲ爲サントスルモノナリ

記

一、備品費追加ニ關スル事項  
 蠶絲會館七階宿泊所ハ從來地階食堂經營者ニ併セテ其ノ經營ヲ委託實施(設備ノ利用轉旋請負契約ニ依ル)中ノ處經營困難ノ故ヲ以テ右契約解除セルモ後繼者ヲ得ルハ極メテ困難ノ事情ニアリ當分本會ニ於テ直營ノ實施ヲ餘儀

ナクセラレ前經營者ノ私費設備ニ係ル宿泊所必需物件ノ買收(使用料未納金ト相殺)ヲ必要トシ之ガ實施ノ爲前記備品費ノ追加ヲ要スルモノナリ

二、營繕費追加ニ關スル事項  
 蠶絲會館内ニ適當ナル會議室ノ設備之シク利用上甚ク不便ニ付四階講堂ニ特殊裝置(講堂客席ノ一部ニ移動式置床ヲ裝置)ヲ爲シ各種會議、集會等ニ利用シ一般ノ便益ニ資セントスルモノニシテ之ガ設備工事(工費約二千圓)其他實施ノ爲前記ノ通營繕費ノ追加ヲ要スルモノナリ

三、雜支出追加ニ關スル事項  
 本會所有土地及建築物ニ對スル租稅及公課ノ負擔ニ付テハ公有物件ノ公用ヲ理由トシテ其筋へ課稅免除ヲ交渉中ノ處地租及其附加稅並家屋稅ノ一部(蠶絲會館公共用以外ノ使用箇所——地階食堂及七階宿泊——ニ對シ課稅)ハ之ヲ負擔スルノ已ムヲ得サルコトトナリタル爲前記追加ヲ要スルモノナリ

第二、評議員會

一 第一回評議員會

昭和十年四月十五日午前十時蠶絲會館に於て評議員會を開會左の事項を審議決定したり。

一、報告事項

二、議 事

牧野會長薨去ニ付弔慰金贈呈ニ關スル件  
其ノ 他

〔決定事項〕

1 牧野會長薨去ニ付弔慰金贈呈ノ件

昭和十年四月十一日牧野會長薨去ニ付本會評議員會ノ決議ヲ以テ御遺族ニ對シ左記金額ヲ贈呈シ謹テ弔意ヲ表スルモノトス、但シ本案ハ事後總會ノ追認ヲ求ムルモノトス

記

一金貳千圓也 牧野家へ弔慰金贈呈額

支出内譯

金壹千圓也 昭和十年度經常部經費第五款雜支出

金壹千圓也 同

特別會計蠶絲會館費第三款雜支出

備考 右經費支出兩費目トモ昭和九年度ヨリ十年度へ相當金額繰越ヲ爲シ得ル豫定ニ付本年度經費ノ運用上支障ヲ生セサル見込ナリ

2 會長選舉ニ關スル件

會長缺員に付補缺選舉を行ふ爲臨時總會招集の要否に關し審議の結果會長職務は法令並會則の定むる所に依り、當分副會長の代行に依り臨時急施の要する事項の發生せざる限り、臨時總會の開會を保留し次回通常總會を俟ちて右事項を慎重審議することに決定せり。

二 第二回評議員會

昭和十年六月二十五日午前十時蠶絲會館に於て評議員會を開會左の事項を審議決定したり。

一、報告事項

二、議 事

議案第一號 蠶絲研究會設置ノ件

議案第二號 蠶絲研究會調査研究事項ノ件

議案第三號 蠶絲研究會經費ニ關スル件

議案第四號 「蠶絲の歌」制定承認ノ件

三、諮問事項

諮問第一號 蠶絲會館設備特別使用承認ニ關スル件

〔決定事項〕

(1) 蠶絲研究會設置ノ件



- (2) 蠶絲研究會調查研究事項ノ件(以上二件別項掲出)
- (3) 蠶絲研究會經費ニ關スル件

蠶絲研究會ニ關スル經費ハ經常費其他豫算ノ範圍ニ於テ支出シ得ルモノノ以外ノ別途會計トシ有志ノ寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス

昭和十年度別途會計蠶絲研究會經費次ノ如シ。

昭和十年度別途會計

蠶絲研究會經費概算

收 入

種 別	金 額	摘 要
一、寄附金	三、〇〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	有志寄附
二、雜收入	一、〇〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	
計	三、〇一〇 <sup>円</sup> 〇〇	

支 出

種 別	金 額	摘 要
一、集會費	一、二〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	一回六十圓二十回分

二、報酬手當	八〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	事務員其他報酬手當
三、印刷費	七〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	資料及報告書
四、消耗品費	五〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	筆、墨、紙
五、通信運搬費	六〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	電報、電話及郵便料
六、雜費	二〇〇 <sup>円</sup> 〇〇	
計	三、〇一〇 <sup>円</sup> 〇〇	

(4) 「蠶絲の歌」制定承認ノ件

本邦蠶絲業者ノ精神ヲ作興シ其ノ奮起精勵ヲ促シ斯業ノ改良發達ト國力ノ伸展トニ資スル爲左記ニ依リ「蠶絲の歌」歌詞及歌曲ヲ制定シ既ニ之ヲ公表シ一般關係者ニ普及ヲ圖レリ、依テ右承認ヲ求ムルモノトス(承認)

記

一、蠶絲の歌(別紙)

本會選歌

山田耕作氏作曲

(5) 蠶絲會館設備特別使用承認ニ關スル件

帝國蠶絲株式會社ニ於テハ生絲消費増進ニ資スル爲絹製品ノ宣傳普及ニ關スル施設擴張ニ依リ茲全國乾繭倉庫組合聯合會ニ於ケル組織變更ニ伴フ事業擴張ノ爲夫々左記ノ通蠶絲會館設備特別使用承認申出ノ處右ハ何レモ本會並所

屬會員ノ業務ト密接ナル關係ヲ有シ且斯業ノ改良發達並統一上適切ナルモノト認メラルルニ依リ本會所屬會員ニ準ジ特別使用ヲ承認セントス(承認)

記

一 階廣間北側其他約三十七坪四合

帝國蠶絲株式會社(現在三階南側一室使用)

三 階南側事務室壹室約十三坪一合

全國乾繭組合聯合會(現在一階南西隅一室使用)

(6) 經費追加更正ニ關シ書面表決ニ依ル總會決議手續ノ件

會議室設備並生絲消費増進宣傳事業實物宣傳實施の必要に應ジ當該豫算の追加更正を書面表決に依り總會の協賛を經ることに豫め承認決定。

(7) 日本經濟聯盟入會ニ關スル件

日本經濟聯盟より本會に對し入會方を慫慂し來りたるに付其の入會の可否に付審議の結果同聯盟定款に規定する純然たる商工業者若は商工團體にあらざる本會は其の會員たる資格に多少の疑義を存し旁々本會機能の關係上再考審議のことに決定。

三 第三回評議員會

昭和十年七月二十二日午前十時蠶絲會館に於て評議員會を開會し左の事項を審議決定したり

一、報告事項

二、議事

生絲品質ト需給改善ニ關スル件

(別項掲出)

四 書面表決に依る評議員會決議

絹新製品競技展覽會實施上當該諸規程の改正を要し昭和十年六月四日書面を以て次の事項に付評議員の承認を得て實施したり。

一、日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會規則改正ノ件

二、同 出品獎勵規程改正ノ件

「決定事項」

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會規則改正ノ件

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會規則左ノ通改正ス

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會規則

第一條 本會ハ絹新製品ノ研究、考案、製作並其ノ使用ヲ獎勵シ絹ノ消費増進ヲ圖リ本邦蠶絲絹業ノ進歩發達ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ農林省及商工省ノ後援ニ依リ之ヲ實施ス  
第三條 本則ニ於テ絹新製品ト稱スルハ絹ヲ原料トシ又ハ絹ヲ主タル原料トシテ新規ニ考案製作セラレタルモノヲ謂フ

第四條 本會開設ノ期日及會場ハ其ノ都度之ヲ「蠶絲界報」ニ公示ス

第五條 本會ニ出品シ得ベキ者ハ道府縣立若ハ市立ノ試驗場、學校並各種機業者、蠶絲業者其ノ他絹新製品ノ研究考案、試作ニ從事スル者タルコトヲ要ス

國ノ試驗場、學校其ノ他ニ於テ製作シタルモノニシテ審査ヲ要セザルモノ若ハ審査ヲ希望セザルモノハ參考品トシテ出陳スルコトヲ得

第六條 出品物ハ左ノ區別ニ依ル

第一類 絹新製織物

第二類 絹新製編物

第三類 其ノ他ノ絹新製品

前項第一類ノ出品物ニ在リテハ特殊ノモノヲ除クノ外小巾一種一反若ハ一疋以上、大中物ハ一種十五碼以上第二類及第三類ノ出品ニ在リテハ適當數量トス

第七條 出品セントスル者ハ別記様式ニ依リ出品申込書ヲ展覽會開始二箇月前迄ニ本會ニ提出シ其ノ出品物ハ指定ノ期日迄ニ本會事務所ニ搬入スルコト但シ搬入迄ノ經費ハ出品人ノ負擔トス

第八條 出品物ハ會期後一箇月以内ニ出品者ニ之ヲ返還ス但シ絹新製品競技展覽會出品獎勵規程ニ依リ原料生絲ノ交付ヲ受け製作出品シタルモノ其ノ他特殊ノ事情アルモノハ之ヲ返還セズ

出品物返還ニ要スル經費ハ本會ノ負擔トス

第九條 出品物ハ審査ノ上其ノ成績優秀ナルモノニ對シ左ノ賞狀及賞金ヲ授與シ之ヲ褒賞ス

優等賞	賞金五百圓	一名	以內
一等賞	賞金參百圓	二名	以內
二等賞	賞金壹百圓	六名	以內
三等賞	賞金五拾圓	十五名	以內
褒賞		若干	名

出品物審査ノ結果優等賞ニ該當スルモノナキトキハ之ヲ缺賞ト爲スコトヲ得

出品物審査ニ關スル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

褒賞授與式ハ東京市日本中央蠶絲會館ニ於テ之ヲ行フ

第十條 授賞セラレタル者ニシテ本則ニ違反シ又ハ不正若ハ不當ナル方法ニ依リ出品シタル事實アリト認ムルトキハ其ノ褒賞ヲ取消スコトアルモノトス

第十一條 出品者ハ出品物ノ再審査ヲ請求シ若ハ其ノ審査ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十二條 出品物ニ對シテハ本會ニ於テ相當保護ヲ爲スト雖モ不可抗力ニ依ル物品ノ毀損又ハ滅失等ハ其ノ責ニ任

ゼズ

第十三條 本會ニ會長副會長各一名顧問若干名ヲ置ク

會長副會長ハ日本中央蠶絲會會長及副會長ヲ以テ之ニ充ツ

會長ハ本會ヲ統理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

顧問ハ日本中央蠶絲會會長之ヲ囑託ス

第十四條 本會ニ審査長一名審査員若干名ヲ置ク

審査長ハ商工大臣ノ任命派遣又ハ推薦ヲ請ヒ審査員ハ會長之ヲ囑託ス

第十五條 本會ニ幹事長一名幹事若干名ヲ置ク

幹事長及幹事ハ會長之ヲ任命又ハ囑託ス

幹事長ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理シ幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

別記

様式

絹新製品競技展覽會出品申込書

出品者

縣府

市郡

村町

番地

計	出品物名稱	類別	出品數	同上數量	出品物ノ組織及仕様概要	用途	仕向先(確定)	價格	注文アリタル場合ノ供給能力		摘要
									自己生産	其他	
	第類	點	(反、疋、碼、枚、筒、本等)								

右出品申込候也

年 月 日

右

日本中央蠶絲會宛

注意

- (一) 出品物ノ組織及仕様概要其ノ他製作品ニ付參考トナルベキ事項ハ成ルベク詳細ニ相當欄又ハ別紙ニ記載スルコト
- (二) 出品物ノ賣約應否ヲ摘要欄ニ記入ノコト
- (三) 出品物ノ價格ハ注文ニ應シ得ラル、適正ナル賣價ヲ記載スルコト

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會出品獎勵規程改正ノ件

(前 同 断)

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會出品獎勵規程左ノ通改正ス

計	製作工場名		用途種別	同上數量 (反、疋、碼、枚、筒、本、等)	交付ヲ受ケントスル		摘 要
	品 名	製作品(出品物)			數 量	單位量ニ對スル原料生絲量	

名 稱

縣 府  
市 郡  
村 町  
番 地

絹新製品製作原料生絲交付要求書

畫ノ變更若ハ其ノ他ノ條件ヲ附スルコトアルモノトス  
 第六條 出品物製作原料生絲ヲ交付セラレタル者ハ様式第二號ニ依リ其ノ使用數量ヲ精算シ出品物ト共ニ本會ニ提出スルモノトス但シ原料生絲若ハ其ノ加工絲ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ之ヲ返還スルモノトス  
 前項ニ依リ精算ノ結果原料生絲ニ不足ヲ生ジタルトキト雖モ其ノ不足分ハ追交付ヲ爲サズ  
 第七條 本規程ニ違反シ又ハ不正若ハ不當ノ行爲ニ依リ原料生絲ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ交付シタル原料生絲ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルモノトス  
 様式第一號

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會出品獎勵規程

第一條 絹新製品競技展覽會ニ出品セントスル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ本規定ノ定ムル所ニ依リ其ノ製作ニ要スル原料生絲ヲ無償交付ス  
 一 織物同業組合又ハ工業組合其ノ他ノ團體ニ於テ出品ヲ爲シ若ハ其ノ組合員ノ製作品ヲ取纏メ出品ヲ爲ストキ  
 二 道府縣立及市立ノ試驗場、實業學校等ニ於テ出品ヲ爲ストキ  
 三 其ノ他本會ニ於テ特ニ適當ト認ムル者ノ出品  
 第二條 絹新製品競技展覽會ニ出品セントスル製作品ノ原料生絲ハ一種二點ヲ製作スルニ必要ナル限度ヲ以テ之ヲ交付ス但シ交付セラレタル原料生絲ヲ以テ製作シタル製品ハ其ノ内一點ヲ選擇出品スルコトヲ得  
 第三條 前二條ニ依リ原料生絲ノ交付ヲ受ケントスル者ノ出品點數ハ左ノ各號ニ依リ二種二點以上タルコトヲ要ス但シ織物同業組合又ハ工業組合其ノ他ノ團體ニ於ケル取纏メ出品ハ總數五種五點以上トス  
 一 小巾織物ハ一種一疋若ハ二反ヲ以テ一點トス  
 二 大中織物ハ一種三十碼一反ヲ以テ一點トス  
 三 特殊織物及編物其ノ他ハ其ノ性質分量ニ應ジ適當數量ヲ以テ一種一點トス  
 第四條 出品物製作原料生絲ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ要求書ヲ指定ノ期日迄ニ本會ニ提出スルモノトス  
 第五條 前條ノ要求ハ會長之ヲ査定シ其ノ諾否並交付數量ヲ通知ス但シ會長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ計

備考 ( 製作品ノ組織及仕様ハ成ルヘク詳細ヲ摘要欄若ハ別紙ニ記載ノコト )  
 右絹新製品競技展覽會出品獎勵規程ニ依リ出品製作原料生絲交付相成度要求候也

年 月 日

右 代表者

日本中央蠶絲會宛

様式第二號

絹新製品製作原料生絲精算書

工場名	製作品(出品物)		同上數量	製作品ノ組織及仕様概要	製作(一種二點)ニ使用シタル原料生絲數量 單位量ニ對スル原料生絲量	交付ヲ受ケタル原料生絲數量	差引	摘要
	品名	用途						
計			(反、疋、碼、枚) 箇、本、等					

備考  
 右精算候也  
 年 月 日

右 代表者

日本中央蠶絲會宛

右精算ノ結果過剩生絲左記ノ通返還候也

- 一、生 絲 貫 匁
- 一、撚 絲 貫 匁
- 一、其ノ他 貫 匁

( 參 照 ) ( 舊規程 )

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會規則

- 第一條 本會ハ絹新製品ノ研究、考案、製作並其ノ使用ヲ獎勵シ絹ノ消費増進ヲ圖リ本邦蠶絲絹業ノ進歩發達ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ農林省及商工省ノ後援ニ依リ之ヲ實施ス
- 第三條 本規程ニ於テ絹新製品ト稱スルハ絹ヲ原料トシ又ハ絹ヲ主タル原料トシテ他ノ物質ヲ混成シ新規ニ製作セラレタルモノニシテ從來國內ニ於テ其ノ製品ノ發賣若ハ一般ニ流布ゼザルモノヲ謂フ
- 第四條 本會ノ會期及會場左ノ如シ

第一展覽	昭和九年	自十月二十日	會 場	東京市
第二展覽	同	自十一月十一日	同	京都市

第三展覽

同

自十一月十五日  
至十一月二十一日

同

大 阪 市

第五條 本會ニ出品シ得ベキ者ハ道府縣立若ハ市立ノ試験場、學校並各種機業者、捻絲業者其ノ他絹新製品ノ研究、考案、試作ニ從事スル者タルコトヲ要ス  
國ノ試験場、學校其ノ他ニ於テ製作シタルモノニシテ審査ヲ要セザルモノ若ハ審査ヲ希望セザルモノハ參考品トシテ出陣スルコトヲ得

第六條 出品物ハ左ノ區別ニ依ル

第一類 絹新製織物

第二類 絹新製編物

第三類 其ノ他ノ絹新製品

前項ノ出品ハ第一類絹新製織物ニ在リテハ小幅一種一反若ハ一疋以上、大幅物ハ一種五十疋以上トス但シ特殊ノモノハ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第二類新製織物及第三類絹新製品ニ在リテハ適當數量ヲ出品スルコト

第七條 出品セントスル者ハ別記様式ニ依リ出品申込書ヲ昭和九年八月十五日迄ニ本會ニ提出シ出品物ハ昭和九年十月十日迄ニ本會事務所ニ搬入スルコト搬入迄ノ經費ハ出品人ノ負擔トス

第八條 出品物ハ會期後一ヶ月以内ニ出品者ニ之ヲ返還ス但シ絹新製品競技展覽會出品獎勵規程ニ依リ原料生絲及製作工費ノ交付ヲ受ケ製作出品シタルモノ其ノ他特殊ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

出品物返還ニ要スル經費ハ本會ノ負擔トス

第九條 出品物ハ審査ノ上其ノ成績優秀ナルモノニ對シ左ノ賞狀及賞金ヲ授與シ之ヲ褒賞ス

優等賞 賞金壹千圓 一名

一等賞 賞金五百圓 二名  
二等賞 賞金壹百圓 六名  
三等賞 賞金五十圓 十二名  
褒賞 若干名

出品物審査ニ關スル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

褒賞授與式ハ東京、日本中央蠶絲會蠶絲會館ニ於テ之ヲ行フ

第十條 授賞セラレタル者ニシテ本規程ニ違反シ又ハ不正若ハ不當ナル方法ニ依リ出品シタル事實アリト認ムルトキハ其ノ褒賞ヲ取消スコトアルモノトス

第十一條 出品者ハ出品物ノ再審査ヲ請求シ若ハ其ノ審査ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十二條 出品物ニ對シテハ本會ニ於テ相當保護ヲ爲スト雖モ不可抗力ニ依ル物品ノ毀損又ハ滅失等ハ其ノ責ニ任ゼズ

第十三條 本會ニ會長、副會長各一名、顧問若干名ヲ置ク

會長、副會長ハ日本中央蠶絲會會長及副會長ヲ以テ之ニ充ツ

會長ハ本會ヲ統理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

顧問ハ日本中央蠶絲會會長之ヲ囑託ス

第十四條 本會ニ審査長一名審査員若干名ヲ置ク

審査長ハ商工大臣ノ任命派遣又ハ推薦ヲ請ヒ審査員ハ會長之ヲ囑託ス

第十五條 本會ニ幹事長一名幹事若干名ヲ置ク

幹事長及幹事ハ會長之ヲ任命又ハ囑託ス

幹事長ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理シ幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

別記  
様式

絹新製品競技展覽會出品申込書

出品者  
縣府 市 町 字 番地

計	出品名 稱物	出品點數 及員數	出品物ノ組織及仕様概要	用途	仕向先 (豫定)	價格	註文アリタル場 合ノ供給能力		摘要
							自己生産	其他	
		(反正枚數 箇本等枚)							

右出品申込候也

年 月 日

右

日本中央蠶絲會宛

注意  
(一) 類別ニ申込書ヲ作製スルコト

- (二) 出品物ノ組織及仕様概要其ノ他製作品ニ付參考トナルベキ事項ヲ成ルベク詳細ニ相當欄又ハ別紙ニ記載スルコト
- (三) 出品物ノ賣約應否ヲ摘要欄ニ記入ノコト
- (四) 出品物ノ價格ハ注文ニ應ジ得ラル、適正ナル賣價ヲ記載スルコト

日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會出品獎勵規程

- 第一條 絹新製品競技展覽會ニ出品セントスル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ本會豫算額ノ圍内ニ於テ其ノ製作ニ要スル原料生絲ヲ無償交付ス但シ高級新製品ヲ製作スル爲本會交付以外ノ生絲ヲ使用スル者ニ對シテハ其ノ製作工費ヲ交付ス
  - 一 織物同業組合又ハ工業組合其ノ他ノ團體ニ於テ出品ヲ爲シ若ハ其ノ組合員ノ製作品ヲ取纏メ出品ヲ爲ストキ
  - 二 道府縣立及市立ノ試験場、實業學校等ニ於テ出品ヲ爲ストキ
  - 三 其ノ他本會ニ於テ特ニ適當ト認ムル者ノ出品
- 第二條 前條ニ依リ原料生絲又ハ製作工費ノ交付ヲ受ケントスル者ノ出品點數ハ左ノ各號ニ依リ二點以上タルコトヲ要ス但シ織物同業組合又ハ工業組合其ノ他ノ團體ニ於ケル取纏メ出品ハ總數九點以上トス
  - 一 小幅織物ハ一種三疋若ハ六反ヲ以テ一點トス
  - 二 大幅織物ハ一種五十碼二反ヲ以テ一點トス
  - 三 特殊織物及織物及編物其ノ他ハ其ノ性質分量ニ應ジ適當數量ヲ以テ一種一點トス
- 第三條 出品物製作原料生絲又ハ製作工費ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ要求書ヲ昭和九年八月十五日迄ニ本會ニ提出スルモノトス
- 第四條 前條ノ要求ハ會長之ヲ査定シ其ノ諾否並交付數量又ハ製作工費豫定額ヲ通知ス但シ會長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ計畫ノ變更若ハ其ノ他ノ條件ヲ附スルコトアルモノトス







蠶絲研究會の成案を採擇承認の上之を第六回通常總會に提案のことに決定。

(三) 諮問事項第六回通常總會提出事項

原案通承認

以上の外左の建議並動議ありたるに依り一應之を審議の上處置したり。

(一) 絲價安定ニ關スル件(全國製絲業組合聯合會建議)

審議の結果會長に於て適當處置することに決定。

(二) 蠶品種ニ關スル件(遠藤評議員動議)

一應審議を経たるも採擇に至らず適當機會に更めて提出のこととし提案者之を撤回せり。

六 評議員會懇談會

昭和十一年一月十五日第六回通常總會終了後蠶絲會館に於て改選せられたる新評議員懇談會を開催新正副會長及右評議員全員出席、會務執行に關し種々懇談、打合せを遂げたり。

第三 各種委員會・協議會其他

一 蠶絲研究會各種委員會

昭和十年六月二十五日評議員會の決議に依り蠶絲會研究會要綱及同調査研究事項を決定、所定の委員は會長指名に一任せられたるに依り會長は夫々詮衡の上之が指名委囑をなし更に同委員會の決議を以て第一、第二専門委員を委囑し、指定事項に付次の如く各種委員會を開き夫々調査研究を遂げたり。

(一) 蠶絲研究會

七月八日

於蠶絲會館開催

七月二十二日

同

十二月十八日

同

(二) 同 小委員會

七月十五日

於蠶絲會館開催

十二月十八日

同

(三) 第一専門委員會

第一回 七月二十五日

於横濱生絲検査所開催

第二回 十月三日

同

第三回 十月二十四日二日間

同

第四回 十一月十三日二日間

同

(四) 第二専門委員會

第一回 七月二十六日

於蠶絲會館開催

第二回	十月四日	同
第三回	十月二十八日	同
第四回	十一月十四日	同
第五回	十一月十五日	同
第五回	十一月二十七日	同

(五) 第一第二専門委員會合同協議會

十一月二十八日

於橫濱生絲検査所開催

蠶絲研究會要綱、各種委員會氏名調査事項及審議經過別項掲出。

二 生絲消費増進宣傳事業に關する委員會

生絲消費増進宣傳事業の目的達成に付衆智を蒐めて萬遺漏なきを期する爲昭和十一年一月二十一日左記委員を委囑  
宣傳事業に關する實施案に付檢討審議を煩はしたり。

委員氏名及本年度中に於て開會したる委員會次の如し。

(一) 生絲消費増進宣傳事業委員

加賀山 辰四郎氏	芳賀 權四郎氏
月田 藤三郎氏	今井 五介氏
遠藤 三郎兵衛氏	男爵 稻田 昌植氏

上 甲 信 弘氏	森 田 金 藏氏
伊 藤 武 男氏	上 野 福 三 郎氏 (以上十名)

(二) 生絲消費増進宣傳事業委員會開會

1. 三月五日委員會(第一回)於蠶絲會館開會

審議事項

- (1) 生絲消費増進宣傳事業實施手續
- (2) 生絲消費増進宣傳事業資金取扱ニ關スル規程
- (3) 絹製品實物宣傳實行計畫
- (4) 絹製品實物宣傳經費實行豫算

〔決定事項〕

(1) 生絲消費増進宣傳繼續事業實施手續

第一條 生絲消費増進宣傳繼續事業ニ關スル事務ハ左ノ分類ニ依リ處務規程ニ從ヒ之ヲ執行スベシ

事業係

庶務會計係

事業係ハ宣傳部職員、宣傳部職員庶務會計係ハ總務部職員ヲ以テ之ニ充ツ各係擔當者ハ會長別ニ之ヲ指定ス

第二條 事業係ハ豫算又ハ其他規定セラレタル生絲消費増進宣傳ニ關スル事項ニ基キ其ノ實施方法ニ付研究調査ヲ

爲シ計畫ヲ樹テ所定ノ手續ヲ經テ其ノ遂行ヲ期スベシ但シ收入金ノ測定、物品及勞務ノ調度並金品ノ給付ヲ要件トスル事項ハ豫定調書ヲ添ヘ庶務會計係ヘ之ヲ要求スベシ  
事業係ハ前項ノ外左ノ事項ヲ處理スベシ

- 一、官廳其他ニ對スル稟請、報告、届出ニ關スル事項
- 二、事業實施ニ關スル記録、成績取纏メ
- 三、關係業者トノ連絡並質疑應答

第三條 庶務會計係ハ左ノ事項ヲ處理スベシ

- 一、豫算ニ計上セラレタル單獨ナル事項ノ施行
- 二、金品ノ補助交付ニ關スル事項
- 三、物品、役務ノ調度並金品給付ヲ要件トスル各種契約其ノ履行ノ監督
- 四、物品ノ保管並出納
- 五、收入金ノ測定、經費支出並會計整理ニ關スル事項
- 六、其他ノ係ニ屬セザル事項

前各號中技術ニ關スル事項其他特殊ノ事由アルトキハ他ノ係又ハ其他適當ナルモノニ其ノ調査若ハ實施ヲ委囑スルコトヲ得

第四條 生絲消費増進宣傳事業ニ關スル企畫並實施ニ付調査又ハ其他ノ事項ヲ委囑スル爲幹事若干名ヲ置クコトヲ

得

幹事ハ所屬團體主事其他適當ト認ムル者ヨリ會長之ヲ囑託ス

第五條 生絲消費増進宣傳事業實施ニ關スル重要事項ヲ審議シ經費豫算執行ノ狀況並金錢及物品ニ關スル會計ノ監査ヲ委囑スル爲生絲消費増進宣傳事業委員會ヲ設ク

前項ノ委員會ハ委員十二名以内ヲ以テ組織シ委員ハ特別議員及議員其他ヨリ會長之ヲ委囑ス

第六條 左ニ掲グル事項ハ生絲消費増進宣傳事業委員會ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一、事業豫算ノ編成並事業計畫ノ大綱
- 二、豫算金五千圓以上ノ事業實施ノ具體的計畫
- 三、絹製品實物宣傳ニ關スル具體的計畫
- 1. 製作品目、數量及製作方法
- 2. 製作品ノ頒布方法及仕向先見込

四、經費ノ收支並實物宣傳ニ關スル製作品ノ受拂狀況

第七條 生絲消費増進宣傳事業委員會ハ監査員若干名ヲ選ミ評議員會ノ任務以外ニ隨時本事業ニ關スル會計ノ監査ヲ爲スコトヲ得

(2) 生絲消費増進宣傳事業經費資金取扱ニ關スル規程

第一條 經費ノ收入金ハ會名ヲ以テ會長ノ指定シタル銀行ニ當座預金ヲ爲スモノトス

前項ノ預金拂出ハ副會長ノ署名ニ依ル但シ一口金五百圓未滿ノ拂出ハ主事ノ署名ニ依ルコトヲ得

第二條 經費ノ收支殘高金五千圓以上ニシテ長期ノ預金ヲ要スルトキハ會長ノ指名シタル銀行ニ副會長名ヲ以テ特別當座預金、若ハ通知預金ヲ爲スモノトス

第三條 出納事務並處務規程第十八條ニ依ル金五十圓未滿ノ現金拂並其ノ資金二百圓未滿ノ保管ハ會計主任之ヲ爲スベシ

會計主任ハ毎月出納並現金受拂ニ付計算書ヲ作製シ副會長ニ提出スベシ

(3) 絹製品實物宣傳實行計畫 (別項掲出)

(4) 絹製品實物宣傳經費實行豫算(同)

### 三 蠶絲業對策並生絲消費増進宣傳に關する懇談會

(一) 吉田、江川兩氏送迎懇談會

「インターナショナル・シルク・ギルド」副會長たりし江川舖助氏歸朝(日本生絲株式會社に歸任)せられたると同時に本會評議員吉田初次郎氏三井物産株式會社紐育支店長に轉任渡米に付昭和十一年二月三日華族會館に於て兩氏送迎懇談會を開催し農林省關係當局及本會關係者出席、江川氏より「ギルド」に於ける生絲消費増進宣傳事業の狀況報告を聴取し種々懇談打合せを遂げたり。

(二) 蠶絲業對策並生絲消費増進宣傳に關する懇談會

昭和十一年三月九日内閣更迭に付新農林大臣に對し蠶絲對策其他に關する本會事業其他に付諒解を求むる爲同月三十日丸ノ内會館に於て懇談會を開催し同大臣及關係當局を招待し本會關係者出席蠶絲業對策並生絲消費増進宣傳に關する各種事項に付懇談打合せ爲したり。

### 四 各種審査會

一、第二回絹新製品競技展覽會出品物審査會

第二回絹新製品競技展覽會出品物審査の爲昭和十年五月廿、廿一日兩日蠶絲會館に於て同審査會を開催し商工省派遣の審査長及會長委嘱の審査員を煩し慎重審査の結果擬賞者を決定したり。審査長、審査員及審査手續其他別項掲出。

二、第三回絹新製品競技展覽會出品物審査會

第三回絹新製品競技展覽會出品物審査は昭和十年十月十五、十六日兩日、蠶絲會館に於て同審査會を開催前同様慎重審査の結果擬賞者を決定したり。審査長、審査員及擬賞者氏名其他別項掲出。

三、懸賞「蠶絲の歌」審査會

昭和十年三月二十八日(蠶絲祭日)を締切期日として懸賞募集したる「蠶絲の歌」は其應募二千の多數に達したるが右は昭和十年五月十二日本會事務所に於て所定の左記審査員に依り慎重審査の結果、一等一名、二等二名、三等三名佳作十名を決定したり。

審査員

審査員 高野辰之

同 佐伯孝夫

同 月田藤三郎

同 山田耕作

第四 總會及評議員會決議事項の處理

一 第六回通常總會決議に関する事項

(1) 役員選任に関する事項

役員選任に對し左記の通農林大臣の認可ありたり。

會長 伯爵松平頼壽

昭和十一年一月十四日付農林省指令一覽第二四〇號認可

副會長 岡本英太郎

評議員 加賀山辰四郎

同 芳賀權四郎

同 福島喜男

同 都木重五郎

同 男爵 稻田昌植

同 原 理兵衛

同 新井高四郎

同 神 戸 八郎

同 今 井 五介

同 遠藤三郎兵衛

同 上 甲 信弘

同 森 田 金藏

同 三井物産株式會社

同 日本生絲株式會社

(以上)

(2) 經費豫算其他の認可

昭和十一年一月十五日付農林省指令一覽第二四三號認可

昭和十一年度經常部日本中央蠶絲會經費豫算追加更正ノ件

昭和十一年一月二十九日付農林省指令一蠶第三三八號認可

昭和十年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費豫算更正ノ件  
同事業費資金借入ニ關スル件

右二件昭和十一年二月六日付農林省指令一蠶第三三九號認可

昭和十一年度經常部日本中央蠶絲會經費收支豫算

同經費分賦收入方法ノ件

右二件昭和十一年三月三十一日付農林省指令一蠶第一八九一號認可

昭和十一年度經常部特別會計日本中央蠶絲會館費收支豫算

昭和十一年三月三十一日付農林省指令一蠶第一八九二號認可

昭和十一年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費收支豫算

同 經費特別負擔金收入方法ノ件

右二件昭和十一年三月二十五日付農林省指令蠶一一第一八九三號認可

昭和十一年度諸經費運用資金借入ニ關スル件

昭和十一年三月三十一日付農林省指令一蠶第一八九四號認可

昭和九年度事業成績並諸經費決算報告ノ件

昭和十一年一月十七日付成規に依り農林大臣宛報告書を提出したり。

### (3) 施設事項

イ、生絲消費増進對策實現方陳情の件

ロ、生絲品質改善方策に關する件

ハ、産繭處理統制法案外二法案實現方に關する件

以上三件に付ては昭和十一年一月十七日付關係大臣宛各別に其の實現方に付書面を以て陳情したり。右の内生絲品質改善方策に關する事項に付ては所屬團體及地方長官に之を通告し關係業者に對し夫々決議事項の周知徹底と其の實現に付配意方を依頼し、産繭處理統制法案外二法案實現方に關しては第六十八帝國議會解散に付總選舉後の特別議會に必ず提案實現方に付書面を以て前後三回に亘り陳情を爲し更に正副會長及長岡主事は政府當局に面接の上再度之が實現配意方を懇請したり(以上別項再掲出あり)

ニ、日本萬國博覽會協會出資に關する件

日本萬國博覽會協會に對し昭和十一年一月二十七日加入申込書を提出し同年四月二十四日加入金一千圓を醸出した

### (4) 國際生絲委員會生絲宣傳稅賦課制度に關する事項

國際生絲委員會及佛國中央委員會より同意方を要請し來りたる生絲宣傳稅賦課制度に對し本會に於ては實施困難に付從來の通本年度に於ては邦貨五萬圓を醸出する旨昭和十一年二月二日回答したり。本件に付ては上海生絲輸出協會に於ても本會同様の處置を採るべく屢々事情照合ありたり。



(5) 月田前副會長慰勞に關する事項

任期満了を以て退任せられたる前副會長月田藤三郎氏に對し總會の決議に依り會長より謝辭及慰金一封を贈呈した  
り。

一 書面表決に依る總會決議に關する事項

昭和十年度經常部日本中央蠶會經費收支豫算追加更正ノ件

昭和十年十月十四日付農林省指令一〇蠶第八五〇一號認可

同 蠶絲會館費收支豫算追加更正ノ件

昭和十年十月十四日付農林省指令一〇蠶八三二一號認可

第二章 事業

第一 一般施設事項

一 建議、陳情並意見提出

一、生絲品質改善の實行方法に關する建議

昭和十年六月二十五日評議員會の決議に依り設置せられたる蠶絲研究會に對し第一段の調査研究項目として附託せられたる「生絲の品質と需要に關する事項」に付爾來約六箇月間に亘り各種委員會を開催すること十五回に及び各委員熱心且慎重調査研究の結果成案として生絲品質改善方策案を得たるに依り第六回通常總會の決議を経て其の實施方に付左記の通内閣總理及農林、商工各大臣宛建議したり。  
中蠶十一發第十一號

生絲品質改善ノ實行方法ニ關スル建議書

本會ハ生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項ニ付調査研究ヲ行フ爲メ曩ニ蠶絲研究會ヲ設ケ先ツ最近頻發セル海外需要者ヨリノ苦情ニ付其實相及原因ヲ探究シ之カ改善方法ノ調査ニ着手シ特ニ専門委員ヲ擧ケ五ヶ月ニ亘リ慎重審議ヲ重

ネ更ニ委員會ノ議ヲ經テ別冊記載ノ成案ヲ得タリ而シテ改善ノ實ヲ擧グルニ就テハ素ヨリ當業者ノ努力ニ依ルヘキハ勿論ナリト雖モ其原因及防止策未タ闡明セラレサルモノアルノミナラス需要者ノ苦情ハ變轉常ナキノ狀況ナルヲ以テ生産供給者ノ立場ニアル本邦ニ於テハ不斷各種ノ方面ニ付研究調査ヲ遂ケ如何ナル要望ニ對シテモ應シ得ル準備ヲナスノ要アリ之カ爲メニハ政府ニ於ケル研究機關ノ充實並擴張ヲ急務ナリトシ曩ニ評議員會ノ決議ニ依リ建議ヲ爲シタル處政府ハ右趣旨ヲ容認セラレ明年度ニ於テ相當豫算ヲ計上セラレタル趣本邦蠶絲業ノ爲メ慶賀ニ堪ヘサル處ナリ然レトモ代用纖維ノ急激ナル進出ト需要ノ變遷トニ鑑ミル時ハ生絲品質ノ改善ハ一日モ之ヲ忽ニスヘカラルサル狀勢ニアリテ右政府ノ計畫完成ニ俟ツ餘裕ナキモノアルノ實情ニアリ即チ目下ノ問題タル苦情ノ原因及防止方法ノ如キハ急速ニ解決シテ之ヲ一掃スルニアラサレハ生絲貿易ノ前途ニ支障ヲ招來スル虞アルカ故ニ政府ハ此際蠶業試驗場、生絲検査所、絹業試驗所等ノ當該機關ヲ動員シ其緊密ナル聯絡ト協力ニ依リ一貫セル計畫ノ下ニ其研究ヲ當面ノ緊急問題ニ集注セシメ尙必要ニ依リ民間及地方機關ヲモ利用スル方途ヲ講セラレ度更ニ蠶絲研究会ニ於テ決定セル事項中製絲法及産繭狀況ニ依ル改善方法ニ就テハ當業者及關係團體ノ努力ニ依ルヘキモノ多キハ論ヲ俟タスト雖是等事項中ニハ現ニ政府ニ於テ實施セラレツツアル各種蠶絲業政策ニ關聯スルモノ尠カラサルヲ以テ政府ニ於テ是ヲ指導方針ノ資料ト爲シ其普及實行ニ關シ適當ノ措置ヲ講セラレムコトヲ希望シテ已マサル所ナリ

昭和十一年一月十七日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

内閣總理大臣  
農 林 大 臣  
商 工 大 臣

生絲品質改善方策案

緒 言

生絲消費者の要望に副はんが爲、生絲品質の改善に就きては、關係各方面に於て、不斷努力を拂ひつゝあるにも拘らず、尙種々なる苦情の聲を聞くは甚だ遺憾とする處なり。生絲の品質は、原料繭の性質と製絲法の適否とに支配せられ、特に前者の良否は、蠶品種及産繭狀況の如何によりて左右せらる。而して生絲品質上改善を要すべき點多々ありと雖も本案に於ては最近特に非難の聲昂まれる生絲の缺點に就き製絲關係より原因と認めらるゝ事項竝之が改善方策と蠶品種及産繭狀況とは是等缺點との關係程度竝其の改善方策を提示し、製絲の技術竝原料繭の改良と兩々相俟ちて速かに改善の實を擧ぐることを期せんとするものなり。而して生絲品質上最も重要なは依然として絲條斑、大中小類又は織度偏差の成績なるも是等は不斷最善の注意を要するものにして茲に製絲關係より論及せざりしを以て輕視したるに非ざるは勿論なり、而して蠶品種と産繭狀況との關係事項も亦製絲法の改善と相俟ちて効果を擧げ得べきものと信ず。

本案に提示せる各種改善方策の實施に就きては、主として當業者の努力に俟つべきものなるも未だ其の原因闡明せられざる事項又は政府の研究機關に於て研究するを適當と認めたる事項に就きては特に第四項に一括掲ぐることにせ

り。

第一、最近に於ける生絲品質缺點の原因及改善方法

一、再繰不良

製絲方面より見たる原因、蠶品種及産繭狀況との關係

(一) 製絲方面より見たる原因

- (イ) 梓角固着、絲條附着及絡交不良なる場合に切斷し易し
- (ロ) 脆弱、粗硬等絲質不良なる場合に切斷し易し
- (ハ) 力絲の懸け方不良、総崩れ及切斷多き場合に屑絲を生じ易し

(二) 蠶品種との關係

再繰不良と蠶品種との關係は輕微なり

(三) 産繭狀況との關係

再繰不良と上簇及用桑とは關係あるが如きも、其の程度は未だ明ならず

改善方法

(一) 製絲方面よりの改善方法

- (イ) 生絲を小梓竝に大梓に巻取る際適度に乾燥すること
- (ロ) 大梓、絡交器の適正なるものを使用すること

(ハ) 力絲、緒留其の他総整理は標準整理法に準據し懇切に行ふこと

(ニ) 温度過多なる場合生絲が過度の水分を含ませざる様取扱に注意すること

(三) 蠶品種によるもの

繭層の練減過多ならず且強力及伸度大なる蠶品種の選定をなすこと

(四) 産繭狀況によるもの

上簇に注意すること(小類の項に準ず)

注意事項

(一) 生絲の再繰不良は切斷に依り繰返工程を妨げ或は屑絲を生じ製品の目切れを來し不測の損失を招き其の程度は恰も製絲家の原料繭解舒の良否に相當する重大事項なるを以て切斷及屑絲の少き生絲の製造に努むること

(二) 大梓、束裝及荷造の改善に就き研究すること

(三) 標準整理法の普及徹底を期する爲本年七月製絲家宛生絲検査所より發せられたる生絲整理改善に関する注意書中「總の緒留力絲を標準方法に統一すること」に就きては遅くも來る新絲期より勵行のこと

二、絹製品に顯るゝ類節

製絲方面より見たる原因、蠶品種及産繭狀況との關係

(一) 製絲方面より見たる原因

生絲検査に於ては大中類として顯れざるも絹製品に大中類缺點として顯るゝは抱合不良なる生絲の輪節、大型輪

- 節、密集又は偏在する輪節、添断緒節、或は往々飛込絲等が使用中擴大せらるゝに依るものと思料せらる
- (二) 蠶品種との關係  
生絲検査に顯れざるも絹製品に顯るゝ類節と蠶品種との關係は輕微なり
- (三) 産繭狀況との關係  
未だ明ならず

改善方法

- (一) 製絲方面よりの改善方法
  - (イ) 原料繭は可及的同質同大のものに仕別け生繭取扱、乾繭、貯繭に注意すると共に煮繭に當りては繭層の内外各部を均等に適煮し以て小類及抱合の向上を圖ること
  - (ロ) 繰絲に當りては適度の繰絲張力を與へ輪節の離解、抱合の良化を圖ること
  - (ハ) 添断緒節を減少する装置及操作に注意すること
  - (ニ) 大型又は密集輪節を生じ易き不良繭或は繭層部分はなるべく繰絲せざること

三、膠着物

製絲方面より見たる原因蠶品種及産繭狀況との關係

- (一) 製絲方面より見たる原因
  - (イ) セリシンの過度の溶解

製絲方面より見たる原因、蠶品種及産繭狀況との關係

四、染斑

- (三) 産繭狀況によるもの  
上簇に注意すること(小類の項に準ず)

(二) 蠶品種によるもの

類節少く、セリシン過多ならず且其の性状適良なる等、膠着物を生ずること少きものを選定すること

- (ロ) 繰絲の際生絲に無理の抵抗を與へざる様生絲の通過する器具の位置の正確、其の面の滑らかさを保全すると共に清掃に努むること

(一) 製絲方面よりの改善方法

- (イ) セリシンの過度に溶解せざる様乾繭、煮繭及繰絲の操作に注意すること
- (ロ) 繰絲の際生絲に無理の抵抗を與へざる様生絲の通過する器具の位置の正確、其の面の滑らかさを保全すると共に清掃に努むること

(三) 産繭狀況との關係

膠着物は上簇と關係あること確實なるが如きも、其程度は未だ明ならず

改善方法

(ロ) 繰絲中生絲に與へたる無理の抵抗

(二) 蠶品種との關係

膠着物と蠶品種との關係稍多し

共に未だ明ならず

注意事項

原因及關係未だ明ならざるを以て改善の方法を案出し難きも不取敢左記の事項に注意すること

(イ) 同一荷口中に使用する原料繭は凡て産期、産地、蠶品種其の他素質の同一なるものたること

(ロ) 同一荷口中には原料繭、織度、繭絲數又は製絲法を異にする生絲を混入せざること

五、練減の過多及不同

製絲法及蠶品種との關係あるも未だ其の程度明ならず。

注意事項

原因及關係未だ明ならざるを以て改善の方法を案出し難きも不取敢左記の事項に注意すること

(イ) 者繭竝に練絲に注意して可及的生絲練減の過多過少を防ぐこと

(ロ) セリシ量適度にして練減の過多ならざる蠶品種の選定をなすこと

(ハ) 練減量の著しく多きものは勿論不可なるが其の少きに失するものは生絲の特異性たる抱合並弾力を害して切斷を増加し又は其の使用價値を減するを以て徒らに練減率を少からしむるは宜敷からずと信ず

六、ラウジネス

製絲方面より見たる原因蠶品種及産繭狀況との關係

(一) 製絲方面より見たる原因

未だ明ならず

(二) 蠶品種との關係

未だ明ならず

(三) 産繭狀況との關係

未だ明ならず

第二、第一項以外の生絲品質と蠶品種及産繭狀況との關係並改善方法

一、平均織度

關係程度

(一) 蠶品種との關係

平均織度の良否は製絲法及原料繭の性質、特に繭絲織度に支配せらるゝ處多く繭絲織度は産繭狀況と關係あるも蠶品種との關係亦多し

(二) 産繭狀況との關係

平均織度は飼育及用桑との關係多く、上簇及催青とも關係あるも其の程度は輕微なり

改善方法

(一) 蠶品種によるもの

定粒練絲可能なる蠶品種の選定をなすこと

- (一) 産繭状況によるもの
  - (イ) 繭絲織度の地方的關係を明にし、地方的に適當なる蠶品種の選擇をなすこと
  - (ロ) 掃立時期、飼育及用桑等に注意し、繭絲織度の調節を行ふこと
  - (ハ) 地域的に栽桑法、飼育形式並掃立時期を統一すること
  - (ニ) 地域的に桑品種を選定して之を統一し、且用途別桑園を設けること

二、織度偏差

關係程度

(一) 蠶品種との關係

織度偏差の大小は製絲法及原料繭の性質特に繭絲織度及其個體變異、繭絲の部分的織度、絲長及解舒等に支配せらるゝ處多く是等繭の性質は産繭状況と關係あるも蠶品種との關係亦多し

(二) 産繭状況との關係

織度偏差は上簇、飼育及用桑との關係多し

改善方法

(一) 蠶品種によるもの

平均織度の該當事項以外に左の三項を加ふ

(イ) 絲長長く、解舒良好なる蠶品種の選定をなすこと

(ロ) 繭絲の部分的織度状態の良好なる蠶品種の選定をなすこと

(ハ) 繭絲織度の個體變異少なき蠶品種の選定をなすこと

(二) 産繭状況によるもの

平均織度の該當事項以外に左の一項を加ふ

飼育、用桑及上簇等に注意し、絲長長く、解舒良好なる繭の生産をなすこと

三、大 中 類

關係程度

(一) 蠶品種との關係

大中類は製絲法との關係あるも蠶品種との關係は輕微なり

(二) 産繭状況との關係

大中類は上簇との關係あるも其の程度は輕微なり

改善方法

産繭状況によるもの

上簇法に注意すること(小類の項に準ず)

四、小 類

關係程度

(一) 蠶品種との關係

小類は製絲法との關係あるも蠶品種との關係亦多し

(二) 産繭狀況との關係

小類は上簇との關係多く、飼育及用桑とは關係あるも其の程度は輕微なり

改善方法

(一) 蠶品種によるもの

小類の少き蠶品種を選定すること

(二) 産繭狀況によるもの

(イ) 適熟蠶を上簇せしむること

(ロ) 上簇は高温と多濕とを避け且通風を良好ならしむること

(ハ) 簇は簇枝の高さ及び間隔適當なるものを用ひ變形せざる様装置をなすこと

(ニ) 簇箔の間隔を適當にし且上簇蠶數の制限をなすこと

五、絲 條 斑

關係程度

(一) 蠶品種との關係

絲條斑の良否は製絲法及原料繭の性質、特に繭絲織度及其の個體變異、繭絲の部分的織度及其の色調狀態、絲長

及解舒等に支配せらるゝ處多く是等繭の性質は産繭狀況と關係あるも蠶品種との關係亦多し

(二) 産繭狀況との關係

絲條斑は上簇との關係多く、飼育及用桑との關係之に次ぐ

改善方法

(一) 蠶品種によるもの

平均織度及織度偏差の項に記載せる事項以外に次の二項を加ふ

(イ) 繭絲の部分的色調狀態良好なる蠶品種の選定をなすこと

(ロ) 繭色整一なる蠶品種の選定をなすこと

(二) 産繭狀況によるもの

平均織度、織度偏差、及小類の項に準ず

六、抱 合

關係程度

(一) 蠶品種との關係

抱合は製絲法との關係多く、蠶品種との關係は輕微なり

(二) 産繭狀況との關係

抱合は上簇及用桑等と關係あるが如きも未だ明ならず

關係程度

七、強力及伸度

(一) 蠶品種との關係

強力及伸度は製絲法との關係あるも蠶品種との關係亦多し

(二) 產繭狀況との關係

強力及伸度は上簇との關係多く用桑とも亦關係あるが如し

改善方法

(一) 蠶品種によるもの

強力及伸度大なる蠶品種の選定をなすこと

(二) 產繭狀況によるもの

上簇に注意すること(小類の項に準ず)

八、性

狀 (生絲の色相、手觸、光澤)

關係程度

(一) 蠶品種との關係

性狀は製絲法との關係あるも蠶品種との關係亦多し

(二) 產繭狀況との關係

改善方法

上簇は色相、手觸及光澤に關係多く、用桑は之に次ぎ、飼育は色相と輕微なる關係あり

(一) 蠶品種によるもの

生絲の色相、手觸、光澤等の優れたる蠶品種の選定をなすこと

(二) 產繭狀況によるもの

上簇に注意すること(小類の項に準ず)

第三、蠶品種及產繭狀況に依る改善方法總括

一、蠶品種に依る改善方法

(一) 蠶品種を選定する條件左の如し

(イ) 定粒線絲可能なるもの

(ロ) 繭絲長長く解舒良好なるもの

(ハ) 繭絲の部分的織度及其の色相の状態良好なるもの

(ニ) 小類少きもの

(ホ) 強力及伸度大なるもの

(ヘ) 生絲の色相、手觸、光澤等の優れたるもの

(ト) 練減過多ならざるもの



- (チ) 膠着物を生ずること少きもの
- (リ) 繭性質の變異性少きもの
- (ニ) 蠶品種は地方的に適種を選択し得る様なすこと

二、産繭状況に依る改善方法

産繭上特に注意を要すべき事項左の如し。

- (イ) 繭絲織度の地方的關係を明にし地方的に適當なる蠶品種の選擇をなすこと
- (ロ) 掃立時期、飼育、用桑等に注意し繭絲織度の調節を行ふこと
- (ハ) 地域的に栽桑法、飼育形式、上簇法並掃立時期を統一すること
- (ニ) 地域的に桑品種を選定して之を統一し、且用途別桑園を設くること
- (ホ) 飼育、用桑及上簇等に注意し、絲長長く解舒良好にして小繭少き繭の生産をなすこと

第四、政府に要望する事項

- (一) 總の緒留、力絲を標準方法に統一する事項の勵行に就きては生絲検査所に對し嚴重なる取扱方を要望すること
- (二) 本年七月生絲検査所より發せられたる生絲整理改善に關する注意書中「絡交を整齊ならしむること」に就きては今後絡交の著しく不良なるものは絡交不正として嚴重に取扱ふ様生絲検査所に要望すること
- (三) 生絲消費者の再繰切斷と生絲検査に於ける再繰成績が齟齬を來さざる様生絲使用の大量試験に依り検査法の研

究を行はるゝ様政府に要望すること。

- (四) 煮繭機、煮繭法等に付試験研究を行ひ速かに適當なる指示を與へらるゝ様政府に要望すること
- (五) 絹製品に顯るゝ類節に就きては生絲検査に於ける大中類及小類成績と使用結果との關係を正確にし以て合理的なる改善目標を確立せんが爲大量の生絲使用試験を行はるゝ様政府に要望すること
- (六) 膠着物は類節を減じ抱合絲筋を良好せんが爲熟煮する時は若煮の場合より出來易く生絲の綜合價值改善と膠着物防止とは時に相反する事あるにより實害微々たる程度の膠着物に拘泥して生絲の眞價を低下せしむるは不得策なりと信ず、故に實害の程度を確むる爲大量の生絲使用試験を行ひ検査成績の表示方法に就き慎重に研究改訂を行はるゝ様政府に要望すること
- (七) 膠着物、染斑、ラウジネスの原因及其の防止方法未だ明ならざるを以て適當なる機關に於て科學的に且大量試験を行ひ研究を遂げらるゝ様政府に要望すること
- (八) 左記事項に付研究方を政府に要望すること

一、セリシンに關する研究

- (イ) 蠶品種とセリシンの關係
- (ロ) 製絲各工程のセリシンに及ぼす影響

二、蠶兒の習性に關する研究

- (イ) 異狀吐絲

- (ロ) 營繭上絲の懸け方
  - (ハ) 吐絲の初めより終り迄の絲の太さの變化
  - (九) 蠶品種の選定に當りては養蠶及び製絲との關係に付大量試験を施行し且機織、染色等との關係をも考慮せらるゝ様政府に要望すること
  - (十) 國及び道府縣の試験機關を擴充すると共に民間に於ける試験研究を獎勵助長せらるゝ様政府に要望すること
  - (十一) 前掲「産繭狀況に依る改善方法」の實行に付適當なる施設を講ぜらるゝ様政府に要望すること
- 第五、關係團體に要求する事項
- (一) 前掲「産繭狀況に依る改善方法」の實行に付適當なる施設を講ぜらるゝこと
  - (二) 認の緒留、力絲を標準方法に統一する事項に就きては來る新絲期より勵行する様適當なる施設を講ぜらるゝこと
  - (三) 製絲上竝生絲品質上より見たる適當なる繭絲織度及練減量竝に其等の許容範圍を指定せらるゝこと

本件に付ては以上陳情の外所屬關係團體に對し決議の趣旨普及及實行に關し配意方を通達し更に地方長官に對し部内關係者へ趣旨の普及徹底竝に實行指導に付左記の通配意方を依頼したり。

中蠶十一發第二十三號

昭和十一年一月二十三日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 頼壽

府縣知事宛

拜啓時下益々御清祥之段奉賀候陳者本會ニ於テ昨年來蠶絲研究會ヲ設ケ本邦生絲ノ海外ニ於ケル苦情ノ原因竝其ノ改善策等ニ付蠶種、養蠶、製絲各方面ヨリ委員ヲ舉ゲ五ヶ月ニ亘リ慎重調査研究ヲ遂ケ舊臘別紙成案ヲ得候ニ付去十四、十五兩日開催ノ本會第六回通常總會ニ付議決致候處右ハ本邦生絲ノ聲價ヲ昂ムル爲極メテ適切喫緊ノ事項ト認メラレ候ニ就テハ之ガ實現方ニ付特ニ御配意相煩度關係書類相添此段御依頼旁々得貴意申候 敬具

追テ本件ニ付テハ總會ノ決議ヲ以テ政府ニ對シ實現方ニ付建議スルト共ニ關係團體ニ對シテモ盡力方要請致置候ヘ共當業者指導ノ第一線ニ立タルル地方廳ノ御盡力ヲ得ルニ非ザレバ目的達成致難キ次第ニ候ヘバ御含ミ御盡力相煩度申添候

一、蠶絲業研究機關の充實及擴張に關する建議

昭和十年七月二十二日評議員會に於て生絲品質と需給改善に關する事項に付審議の結果蠶絲に關する科學的基礎調査の完備を期する爲蠶絲業研究機關の充實及擴張の必要を認め政府に對し之ガ實現方に關し左の建議を提出したり。

中蠶十發第二五九號

蠶絲業研究機關ノ充實及擴張ニ關スル建議

累年不況ニ沈淪セル蠶絲業ノ局面ヲ打開シ之カ進展ヲ圖ル方途多々アルヘント雖モ良品ノ廉價生産ニ依リ安定セル價格ヲ以テ需要ノ増進擴充ヲ圖ルヨリ急ナルハナシ之レ官民ノ夙ニ唱道シツツアル輿論ナリト雖之カ改善ノ功程頗

ル遅緩ニシテ競争場裡常ニ輪歩ノ恨ナキ能ハサルハ國家ノ爲深憂ニ堪ヘサル所ナリ而シテ需要ノ増進擴充ヲ圖ルニハ生絲本來ノ特質ヲ益々發揮シ他纖維ノ追隨ヲ許サザラシメ而モ之ヲ低廉ニ供給スルノ途ヲ講セサルヘカラス然ルニ其方法未ダ完カラス殊ニ較近歐米諸國ニ於ケル需要ノ變遷ニ伴ヒ生絲ニ對スル苦情頻發ノ傾向ニアリ素ヨリ當業者ニ於テハ之カ苦情防止ニ付多大ノ犠牲ヲ拂ヒ最善ノ努力ヲ傾ケツツアリト雖モ多クハ科學的ノ精密ナル研究調査ヲ遂クルニアラサレバ解決シ得サル事項ニシテ例ヘバ近時一大缺點トシテ取引上多大ノ支障ヲ感シツツアル生絲ノ膠着物ノ如キハ其生因不明ナルカ故ニ之カ根本的防止手段ヲ講ズルコト能ハス當業者ハ徒ニ莫大ノ犠牲ヲ拂ヒツツアルカ如キ其他染斑、顔節、ラウジネス等ニ就キテ未タ其生因及防止策闡明セラレズ又蠶ノ品種及産繭狀況ヲ異ニセルモノノ生絲ノ品質ニ及ス影響等ニ就テモ基礎的調査研究ナキヲ以テ之カ改善ノ方途ヲ定メ難ク當業者ハ暗中摸索ノ状態ニアリスクテハ科學的威カヲ以テ邁進ヲ續ケツツアル人絹工業ニ對抗シ以テ斯業ノ維持ヲ圖ルコトノ困難ナルハ識者ヲ俟タスシテ明白ナル事實ナリ而モ是等諸般ノ事項ヲ調査檢討スルコトハ當業者ニ於テ到底之ヲ爲シ得サル現状ナルト現在ニ於ケル政府ノ施設モ亦極メテ不充分ニシテ最近頻出セル諸般ノ事象ニ對シ根本的ノ研究調査ヲ爲スノ設備ナキノ現状ニアルハ蠶絲政策上一大缺陷ナリト云ハサルヘカラス仍テ政府ハ急速ニ研究機關ノ充實及擴張ヲ敢行シ有效適切ナル成績ヲ擧ゲテ之ヲ指示セラレ以テ本邦蠶絲業ノ維持及伸展ニ資セラレンコトヲ本會評議員會ノ決議ニ依リ此段建議候也

昭和十年七月二十二日

日本中央蠶絲會副會長

月田藤三郎

農 林 大 臣  
大 藏 大 臣 各 通

内閣總理大臣

右建議ニ付ハ七月二十二日評議員會終了後月田副會長外左ノ評議員及長岡主事各大臣ヲ歴訪面接ノ上建議書ヲ提出各種事情ヲ縷述シ急速實現方ヲ懇請シタリ

陳 情 委 員

- |      |        |     |       |    |
|------|--------|-----|-------|----|
| 副會長  | 月田藤三郎  | 評議員 | 遠藤三郎  | 兵衛 |
| 特別議員 | 加賀山辰四郎 | 同   | 澁澤義一  |    |
| 評議員  | 富田勘之丞  | 同   | 上野福三郎 |    |
| 同    | 新井高四郎  | 主事  | 長岡哲三  |    |
| 同    | 神戶八郎   |     |       |    |

三、産繭處理統制法案外關係ニ法案實現方ニ關する陳情

昭和九年十一月農林大臣の諮問に依り本會第五回通常總會の決議を経て答申したる産繭處理統制法並に蠶絲業團體制度整備に關する事項は政府に於て右答申に基き法律案として第六十七回帝國議會に提出の處審議未了に終り其の成立を見るに至らざりしを以て(事績報告第三號所載)甚だ之を遺憾とし斯業の維持更生上是非共第六十八回帝國議會

に提案の上急實現方本會第六回通常總會の決議を以て政府當局に對し右配意方を陳情したるも第六十八議會は解散の爲同案を審議するに至らず、其後第六十九議會（内閣更迭に依る特別議會）開會に當り是非之が實現方再三要請を繰返し陳情を爲したり。

陳情事項次の如し。

中蠶十一發第十二號

(一)

産繭處理統制法案外二法案實現方ニ付陳情

客年一月第五回通常總會ノ決議ヲ以テ昭和九年十一月二十七日附九蠶第九、一一〇號ヲ以テ御諮問相成候産繭處理統制並蠶絲業團體制度整備ニ關スル事項ニ付急速實現方答申致置候處第六十七回帝國議會ニ提出セラレタル之等關係法案ハ各種事情ノ爲途ニ審議未了ニ終リ甚タ遺憾ノ次第ニ有之候處今回更ニ同法案ニ對スル各關係者ノ意見ヲ斟酌シ産繭處理統制法案ノ一部事項並字句ヲ修正ノ上今第六十八回帝國議會ニ提出相成御豫定ノ趣右ハ斯業ノ維持更生上最モ緊要適切ナル事項ニ付急速實現相成候様御配意被成下度本會總會ノ決議ヲ以テ此段及陳情候也  
追テ同法案實施ニ就テハ左記事項ニ付特ニ御配意相成度申添候

昭和十一年一月十七日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 頼 壽

農 林 大 臣

大 藏 大 臣 宛 各 別

内 閣 總 理 大 臣

記

一、繭ノ品位檢定ハ其設備並方法ノ完備スル迄之ヲ強制セザルコトトシ之ガ實施ニ當リテハ關係業者ノ意見ヲ徴セラレタキコト

二、乾繭裝置及繭倉庫ニ就テハ繭市場、製絲業者等ノ既存設備ヲ利用セシムル方法ヲ講セラレタキコト

三、繭檢定所ノ空間利用ニ依リ生絲製造者ニ影響ヲ及ボサシメザル方法ヲ講セラレタキコト

四、蠶絲業法第十九條中ヨリ産繭處理統制ニ關スル命令ヲ除外セラレタキコト

五、繭ノ品位檢定ニ關シテハ産業組合製絲ニ對シ指導ニ依リ同一ノ取扱ヲセラレタキコト

(二)

中蠶十一發第十二號

産繭處理統制法案外二法案實現方再陳情

第六回通常總會ノ決議ニ依リ昭和十一年一月十七日附中蠶十一發第十二號ヲ以テ産繭處理統制法案外二法案ノ急速實現方ニ付及陳情候モ第六十八回帝國議會解散ニ依リ右提案ノ運ビニ至ラズ遺憾ノ次第ニ候處同法案ハ現下蠶絲業ノ維持更生上緊急ヲ要シ候事項ニ付右ハ曩ニ本會陳情ノ趣旨ニ依リ次回召集セラルベキ第六十九回臨時議會ニ是非御提案實現相成候様御配意被成下度此段重ネテ及陳情候也

昭和十一年二月二十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 頼 壽

農 林 大 臣  
大 藏 大 臣 宛各別  
内閣總理大臣

中蠶十一發第十二號

産繭處理統制法案外二法案實現方陳情

第六回通常總會ノ決議ニ依リ昭和十一年一月十七日附及二月二十六日附ノ二回ニ亙リ中蠶十一發第十二號ヲ以テ産繭處理統制法案外二法案ノ急速實現方ニ付及陳情置候處同法案ハ現下蠶絲業ノ維持更生上特ニ緊急ヲ要シ候ニ付曩ニ本會陳情ノ趣旨ニ依リ今回召集相成候第六十九回帝國議會ニ是非御提案實現相成候様格別ノ御配意被成下度此段重ネテ及陳情候也

昭和十一年三月十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 頼 壽

農 林 大 臣  
大 藏 大 臣 宛各別  
内閣總理大臣

〔參 照〕

産繭處理統制法案外二法案實現に關しては所屬各團體に於ても次の如き決議を爲し夫々政府に對し要請する所あり

たり。

1. 全國養蠶業組合聯合會第五回通常總會決議 (昭和十年十二月六日)

産繭處理統制法案並蠶絲業組合法中改正法律案ヲ今期議會ノ劈頭ニ提出セラレンコトヲ政府ニ要請シ其ノ成立ヲ期ス

尙養蠶業指導ノ統制ヲ圖ルコトハ刻下ノ緊要事ト認ムルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ期ス

附 帶 決 議

決議ノ趣旨貫徹ノ爲メ左ノ實行ヲ爲ス

- 一 本總會第二日(六日)午後一府縣一名ノ陳情委員ヲ舉ゲテ内閣總理大臣、農林大臣ニ陳情スルコト
- 二 府縣聯合會ハ行政官廳及選出貴衆兩院議員又ハ府縣會ニ對シ之ガ實現促進方要請ニ付直チニ適切ナル方策ヲ採ルコト

三 全國養蠶業組合聯合會長ハ法案ガ議會ニ提出アリ次第臨時總會ヲ召集シテ法案通過ノ具體的運動方法ヲ議シ以テ其ノ成立ヲ期スルコト

四 各府縣系統養蠶組合ハ速カニ對策委員ヲ舉ゲ中央地方連絡シテ一層右ノ趣旨徹底ニカムルコト

2. 全國蠶種業組合聯合會第五回通常總會決議ニ基テ産繭處理  
統制法案ニ關スル建議 (抄) (昭和十一年一月十日)

「政府ハ萬難ヲ排シテ産繭處理統制法案ト之ト不可分關係ニ在ル他ノ重要ニ改正法律案ト共ニ再ビ今期議會ニ提出

シ之ガ實現ヲ期セラルル様御高配相仰度」

3. 全國産業組合製絲組合聯合會第五回通常總會決議 (昭和十年十二月四日)

産繭處理統制法案並ニ關係ニ法案ノ實現ヲ期スル爲左記方策ヲ採ルコト

一 政府へ要望

第六十七議會ニ提出セラレタル産繭處理統制法案並關係ニ法案ハ蠶絲業ノ現状ニ於テ極メテ適切ナルヲ以テ來ルベキ議會ノ劈頭提出セラレタキコトヲ要望スルコト

二 本會自體ノ方策

本會議員中ヨリ實行委員若干名ヲ舉ゲ法案ノ達成ニ必要ナル臨機ノ處置ヲ一任スルコト實行委員ノ數及氏名ハ會長ニ一任ノコト

4. 全國製絲業組合聯合會第五回總會決議

(昭和十年十二月三日)

産繭處理統制法案ニ對シ本會ハ左ノ如ク決定ス

一 決議事項

- 一 産繭處理形態中ニ生繭取引ヲ爲スコトヲ認メ法文中ニ明記セラレタキコト
- 一 産繭處理統制法案中第五條ハ各團體ノ自治統制ヲ本旨トシ養蠶業組合ニ強制加入セラルル個入ニ及ボサズ且之ガ運用ニ際シテハ各關係團體ノ意見ヲ參酌セラレタキコト
- 一 蠶絲業法第十九條中産繭處理ニ關スル命令ヲ削除セラレタキコト

- 一 繭ノ檢定ハ産繭ノ改善ト製絲經營トニ至大ノ影響ヲ及ボスモノナルヲ以テ別紙意見書ヲ參考トシ設備、方法ノ完備スル迄之ヲ強制セザルコト

三 希望事項

- 一 乾繭取引ニ依ル乾繭ノ豫約賣買ヲ認メラレタキコト
- 一 特約取引ハ届出制度トセラレタキコト
- 一 乾繭機繭倉庫ハ製絲業者ノ既設々備ヲ利用セラレタキコト
- 一 繭檢定所ノ空間利用ニ依リ製絲業者ニ壓迫ヲ加ヘザルコト
- 一 繭ノ檢定ハ産業組合製絲ニ對シテモ同一ノ取扱ヲセラレタキコト

「願末」

政府に於て第六十七回帝國議會に提案したる産繭處理統制法案外關係ニ法案に對しては曩に日本中央蠶絲會第五回通常總會に於て農林大臣諮問答申に同意を表明したる全國製絲業組合聯合會部内に於て右諮問答申賛意の趣旨に反する事項ありとの見解を以て之に反對の氣勢を表明するに至り、加ふるに全國繭絲關係業者其他猛烈なる反對ありたる等に依り遂に審議未了に終りたる事情に鑑み政府は前案の一部に修正を加へ一方同法案の内容及趣旨の徹底に依り關係業者の理解工作を圖り第六十九回特別議會に提案し其の通過を見たり、而して同法律は昭和十一年五月二十六日夫々公布せられたり。

産繭處理統制法案に對する農林省蠶絲局解説及第六十九回特別議會に於ける農林大臣の提案理由説明等次の如し。

## 1. 産繭處理統制法案解説 (農林省蠶絲局)

## 第一序 説

近時我國蠶絲業は、海外經濟界の不況と人造絹絲の進出とに因つて、生絲の需要量の減退と價格の著しき低落とを招來し過去久しきに亘つて極めて順調に發達し來つた斯業にも今や一大暗影が投ぜられ、茲に未曾有の難局に直面するに至つたのである。

併し乍ら、蠶絲業は言ふ迄もなく生絲が我國重要輸出品として國際貿易上極めて重大なる使命を有して居るのみならず、國內産業上より觀るも二百萬戸の農家が養蠶業に従事し、製絲工場は器械製絲のみにも其の數實に三千有餘に及び其の他多數の業者が之に關與して居るのであつて、而かも養蠶農家としては繭代金は其の現金收入の最も主要なる根源であり、又製絲工場に従事する五十萬人の従業者は其の大部分が農家の子女であるから、我國蠶絲業の隆替が國民經濟に及ぼす影響は勿論、農村社會問題に關係する所も亦極めて重大なのである。従つて斯業刻下の難局を打開し其の更生刷新を期することは我國民生生活上最も緊要と謂はねばならぬ。

政府は、斯業刻下の情勢に對し從來臨機の措置を講じ來つたのであるが、眞に斯業の更生刷新を圖る爲には當に應急的施設のみを以てしては不十分であつて更に一定方針の下に恒久對策を講ずることが最も肝要なるを認め、(1)繭絲類の品質向上及生産費の低下、(2)生産及販賣の改善統制、(3)需要の擴充の三指針の下に爾來之が具體的方策の確立實施に努力し來つたのである。即ち其の一端を成す原蠶種管理法及輸出生絲取引法並に養蠶實行組合指導員設置助成施設

設は既に昭和九年第六十五回帝國議會の協賛を経て其の實施を見るに至り又養蠶地方蠶業更生施設及産繭處理改善統制施設に付ても之に必要な豫算は昨年第六十七回帝國議會の協賛を経て目下之が實施中に屬し、更に又明年度以降に於ては之等の施設の繼續實施を企圖せる外に蠶絲試驗場の新設、繭生産費低減助成施設、生絲販路擴充施設等に必要なる豫算の計上を見るに至つたので、之等施設の實現を見るに於ては既定方針に基く蠶絲業更生方策の具體的施設が着々實行せらるゝこととなるのであるが、唯遺憾なることは産繭處理改善統制施設を確保すべき産繭處理統制法案が昨年の議會に於て不幸審議未了となつたことである。然し其の當時に於ける審議の經過に鑑みるも本法案の制定は喫緊事と認められるので、其の後各方面の要望も十分斟酌し法文上一二適當なる修正を加へ、茲に再び今期帝國議會に提出することとなつたのであるが、前法案に對して種々誤解乃至杞憂に基く反對論もあつたので、此際新法案に付其の沿革内容其他之に關聯せる諸問題の概要を説明することとする。

## 第二 産繭處理統制法案の沿革

現在我國に於て、養蠶者の生産する繭の産額は年々約一億萬貫内外で、其の大部分が生絲の原料として處理せられる譯であるが、繭は云ふまでもなく養蠶者の粒々辛苦の結晶であり又製絲業者にとつても生絲生産費の約八割が繭代である等の關係上、産繭の處理が合理的に行はれると否とは養蠶者及製絲業者の何れから觀ても其の經營上極めて重要な意義を有するのみならず我國蠶絲業の安定上も重要な効果を齎すものであつて、従つて政府に於ても夙に之が合理化的の必要を認め之が獎勵の目的を以つて大正十四年度から共同繭倉庫及共同乾繭裝置を助成し、又昭和六年度から道府縣繭檢定事業助成施設を實施し來つたのである。

而して最近數年間に於ける斯業の情勢を観るに、冒頭に於て述べた如く生絲は其の價格が著しく低落したばかりでなく、消費數量も亦減退の趨勢を示して來たのであつて、之が爲め我國蠶絲業は未曾有の難局に直面し産繭處理の上に於ても漸く其の缺陷を痛感せらるゝに至つたのである。仍て政府は之が應急對策として、昭和七年度以來養蠶者の繭共同保管施設を助成して繭出廻りに於て生繭の市場殺到に依る不自然な繭價の下落を防止すると共に取引の圓滑に資すべく努むる所があつたのであるが、元來産繭處理の改善統制の如き問題は斯る應急策のみを以てしては到底十分なる効果を期し得られないのであつて如何しても恒久的な而かも徹底したる方策を必要とするのである。從て世論も亦漸次徹底的改善方策の樹立實行の提唱に傾き來つた。即ち昭和九年三月第六十五回帝國議會に於ては衆議院に議員案として繭處理法案が提出せられ(同院に於て修正可決せられたが貴族院に於ては審議未了となつた)更に關係團體方面に於ても種々の方策が提唱論議せられ業界に於ける輿論は當に産繭處理統制問題に集中するの觀を呈するに至つた。而して政府に於ても亦此の狀勢に鑑み本問題に關して速かに恒久的方策を樹立することの必要を認め、先づ昭和九年四月開催の地方蠶絲關係官協議會に對して繭の處理統制に關する件を諮問し、更に又前記團體其他からの建議陳情等の趣旨を根幹として鋭意講究を重ねた結果成案を得たので昭和十年度豫算編成に際し之に必要な經費を要求することとし、昭和九年五月省議決定案を公にしたのであるが其後各種團體より一層之が實現方の要望あり同年十一月本施設に要する經費の閣議決定を見たので更に具體案を作成し之を蠶絲業者の最高系統機關たる日本中央蠶絲會に對し諮問し其の答申を參酌した上、茲に産繭處理統制施設の方針を決定し之に必要な法制即ち産繭處理統制法案を立案し昨年二月之を第六十七回帝國議會に提出したのである。

斯の如く、本法案は業界多年の要望に副つて立案し又議會に於ける論議の趣旨等も十分尊重して制定せられたのであるが、法案の議會提出と相前後して一部の業者中より相當熾烈なる反對運動が起り一勿論一方には養蠶大衆其他よりの強き支持運動もあつたわけであるが一結局之等の反對運動が議會にも反映し、法案は遂に衆議院に於て審議未了となつたのである。然しながら右の反對運動中には故らに反對せんが爲めの反對は別として、法案が簡單であつた爲十分其の趣旨が徹底せず或は産繭處理統制即乾繭取引強制と云つたやうな當時の輿論から來た先入主的な誤解に基づくものが頗る多かつたので、政府は議會終了後は法案の趣旨徹底に極力努めた結果法案に對する理解は漸次深められ、從來の反對態度も餘程緩和せられて來たのであるが、尙法文の字句からして誤解乃至杞憂を抱かしむる點もあつたので、政府は之等の誤解を一掃する爲、今期議會に提出する法案に於ては前回の案中第一條及第五條に對し適當なる修正を加へたのである。而して最近に於ける關係業者の本法案に對する態度は、贊成者たる養蠶團體、蠶種團體、組合製絲團體等は皆一様に全面的支持の決議を爲し之が促進方を要望し來つてゐるが、其他の團體も三四の希望意見を附して賛意を示すに至つたのである。(最近に於ける蠶絲關係團體の本法案に對する意見參照)

### 第三 産繭處理統制法案の内容

今期議會に提出する法案が、前期議會に提出した法案に比し、其の第一條及第五條に於て修正を見たことは前述の通りであるが、其の要旨は、前回の案に於ては第一條は法文上兎角生繭取引が禁止せらるゝ場合を生ずるが如き懸念を生じ且つ強制規定の如く解せらるゝ虞があつたので其の然らざる點を明瞭にする爲字句を修正し本條は指導精神を闡明せる規定にして且つ強制の趣意に非ざる旨を明にすると共に、一定の場合に於ては生繭取引と雖も之を不合



理なる處理形態と見ざる旨を明示する様にし、而かも一定の場合の限定に關しても前案の如く之を委任命令に委ねず客觀的判斷に依らしむることとし、又第五條は、前案に於ては行政官廳の統制命令が無制限に發動せられ且つ養蠶業組合に強制加入せられる個人にも適用せられ其の結果乾繭取引等の間接強制となるが如く杞憂せられたので、今回の案に於ては之等の杞憂を一掃する爲統制命令發動の場合及限界を特に規定したのである。而して、以上二箇條の外は前回の案と全く同一であつて、即ち全文十箇條より成つて居り其の主なる内容は左の四點である。

(一) 合理的産繭處理方法の明定

本法案は其の第一條に於て養蠶者の依るべき繭の處理方法は、地方の狀況其の他特別の事由に因り生繭の賣買取引を必要とする場合を除くの外は (一) 乾繭取引 (二) 特約取引 (三) 組合製絲及び (四) 勅令を以て定むる方法とする旨を規定して居る。

從來蠶絲業の隆盛であつた時代には生絲需要の増大につれ養蠶者としても其の生産繭は至極有利且容易に處理することが出来たのであつて産繭處理の問題に付ては多く顧慮するの要もなかつたのであるが、刻下の狀勢に於ては養蠶者は其の産繭を處理するに當り屢々困難を感じるやうな場合が起り延いて繭絲價の低落を惹起する虞も尠くないと思はれるのである。即ち從來の如く多量の繭が生繭に依る成行取引であると養蠶者は短時日の間に其の好むと好まざるとを問はず必ず處理せねばならぬのであつて、之が爲養蠶者は繭處理上極めて弱い地位に置かれて尠からざる不利を甘受しなければならぬし、製絲業者も亦多量の所要原料繭を一時に購入しなければならず殊に繭價は一年の絲價を反映せず唯一時の絲價に支配される結果、製絲經營は年により安定常ならずして投機的となり、これが蠶

て斯業の安定性に重大支障となつてゐるのである。故に此の不合理なる生繭取引を合理化することは産繭處理の問題としては最も重要なことであらねばならぬ。仍て政府は法案第一條に於て將來生繭の成行取引は出来る丈け之を乾繭取引、特約取引、組合製絲及び委託製絲等何れかの合理的方法に依らしめんとする其の指導精神を規定し以て關係業者の嚮ふ所を明にし、將來に於ける産繭處理の確保と取引の公正圓滑を圖らんとする趣旨に出でたのである。而して之が達成に付ては成可く蠶絲團體の自治的統制に依らしむる方針である。尤も此の場合に於ても、生繭取引は凡て之を不合理なる取引と見るのではないのであつて、地方の狀況其の他特別の事由に因り生繭取引を必要とするが如き場合は強いて之を他の處理形態に指導することは、實情に則せざるのみならず關係業者に及ぼす影響も尠くないのであるから斯る場合は寧ろ現状の儘に存置せしむるを適當と認められるので、第一條に於て右の如き場合は之を不合理なる處理形態と見ざることとし又「地方ノ狀況其ノ他特別ノ事由」の認定に付ては之を委任命令等に委ねることなく具體的事例に則し、通常の場合に於ける一般の客觀的判斷に依る認定に委ねることとしたのである。又屑繭、玉繭其の他の特殊繭に付ては全般的に本法案の適用より除外する爲第十條に其の旨を規定してゐるのである。

(二) 繭檢定取引の強制

現在、繭取引の際に於ける其の品質の鑑定は肉眼又は切歩等の極めて素朴な方法に依るか或は繰絲の方法に依るとしても賣買當事者の一方のみに於て之を行つて居る爲動もすれば取引の公明を缺き又種々紛議の因と爲ることも尠くなく、他方養蠶者も自己の生産した繭の眞の價値を知る事が出来ない爲勢ひ飼育上の努力に依る繭質の改善を等

閉視する弊があるので法案第二條及第三條に於て將來は繭の賣買取引其の他命令を以て規定する繭の處理（委託製絲）は公正なる第三者の行ふ檢定に依る品位に依らしめ以て産繭處理の公正と繭質の改善に資するの趣旨に出でたのである。而して之が爲今後一定年限内に道府縣繭檢定所の設備を擴充しその完備を俟つて繭檢定取引を強制せんとするのである。而して之が強制は、品位に依る取引の強制であつて價格決定等の商取引に關與するものでないことは勿論であり、又生繭の振買取引や小量繭の取引にまで檢定を強制することは事實上不可能であるので大體命令を以て除外する積りである。又組合製絲の如く組合員の生産繭を共同出荷して處理するが如き賣買關係を生じない繭には檢定を強制しないのであるから差當り檢定を強制するものは乾繭取引、特約取引、委託製絲である。然し組合製絲に關しては養蠶者の産繭品質の向上を期する爲には營業製絲の場合と同様完備せる府縣繭檢定所の檢定に依らしむることが適切と認められるし又檢定所設備の空間利用の見地よりも望ましき事であるから、當局としては今後は指導に依り之に依らしめたいと考慮してゐる。

### (三) 特約取引の認可

所謂特約取引は一面産繭處理の確保に苦しみつゝある養蠶者と他面優良にして且齊一なる原料繭の確保に腐心してゐる製絲業者との兩者の希望に合致し、得て其の取引が適正を得るに於ては合理的な産繭處理の一形態として相當の特徴を有つて居るのであるが往々繭價決定の方法代金支拂の時期及方法其他契約事項等に於て弊害を生ずることも亦尠くない。従つて現在府縣に於ては夫々取締規則等を制定し之が取締に當つて居るのであるが其の規定の根據が蠶絲業法第十九條に基いてゐる關係上特約取引を寧ろ合理的處理形態とせず一般に之を禁止し例外的に認むる

形式となつて居るので規定の内容も或は許可主義、或は認可主義を採り其の寛嚴必ずしも一ならず又指導監督に際しても兎角方針が一定せざる實情にあるので本法案に於ては特約取引は之を一の正常なる合理的處理方法として第一條に掲ぐると共に賣買當事者間に於ける眞に公正なる取引を期する爲には之を自由に放任することなく或程度の監督を加へて行くと共に其の方針を全國的に統一する必要があるので第四條に於て之を認可制度としたのである。

### (四) 産繭處理の自治的統制

産繭處理の合理化の達成に付ては前述の如く之を蠶絲業團體の自治的統制に委して行くといふ事にしたのであるが必要止むを得ざる場合に於ては其の自治的統制を行政權の發動に依り補強する途を拓いて置く必要があるので本法案第五條第一項に於て「蠶絲業組合又ハ繭ノ處理ヲ爲ス團體ガ其ノ組織員ノ繭ノ處理ニ關シ統制ヲ爲シタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ其ノ統制ヲ故ナク棄シ又ハ棄サントスル組織員ニ對シ其ノ組合又ハ團體ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得」る旨を規定したのである。即ち本條は、「地方ノ狀況其ノ他特別ノ事由ニ因リ生繭ノ賣買取引ヲ必要トスル場合」を除き、蠶絲業組合又は繭の處理を爲す團體が第一條の指導精神に則つて、其の組織員の繭の處理方法に關して統制を爲したる場合に於て組織員たる者が正當の理由なくして單なる個人的感情や或は徒らに團體の統制を紊さんとするが如き惡意から統制違反を取てし折角の産繭處理合理化氣運を破壊せんとするが如き場合に對し團體統制補強の命令が發せられるのである。従つて本條に基く統制命令は、無制限に發動せられるものではなく其の發動の場合が法文上明に限定せられて居るのである。尙右の統制命令は第五條第二項に於て養蠶實行組合の組合員に非ざる養蠶者には之を適用せざることとしてゐるが、其の理由は現在養蠶者にして養蠶

實行組合を組織してゐるものは其の總数の九割餘に及んでゐる實情であつて、従つて養蠶實行組合の組合員に非ざる養蠶者は其の數及び産繭額に於て極めて微々たるもので、産繭處理の統制と云ふ點のみから見れば餘り顧慮するの要なく、養蠶業組合の統制は養蠶實行組合を中心として考へて十分なりと認められるからである。

#### 第四 産繭處理統制法案に關聯せる諸問題

前法案に對しては既に述べたる如く世上種々の誤解もあり又條文が簡單であるので疑義を生ずる點もあり種々反對の意見が論議公表せられたが、今回の法案に對しても同様の疑義を生ずることも豫想せられるので、其の中の主なる事項を摘出し本法案が如何に養蠶者及製絲家に採つて有利であり又繭賣買仲買業者にとつて大して影響のない點を明らかにしたいと思ふ。

- (一) 養蠶者は産繭の處理を確保し得る養蠶者は現在の生繭取引の如く短時日間に其の好むと好まざるとを問はず必ず賣却せなければならぬ不合理な状態より脱却する事が出来産繭處理の方法が確立せられるから、今後蠶絲業の難局に直面しても産繭處理上の不利不安は除去せられ養蠶經營の安定に資する所甚大である。
- (二) 産繭處理の合理化は強制を以て行ふものではない  
前法案に於ては其の第一條及第五條の法文上の字句からして産繭處理の合理化が法律を以て強制せられ或は行政官廳の統制命令に依り間接強制せられる等の誤解が存したのであるが、今回の修正案に於て第一條及第五條が前述の如く修正せられた結果右の如き誤解を生ずる處はなくなつたわけである。
- (三) 乾繭取引にも即時換金の途あり

養蠶者は即時換金を希望してゐるに拘らず乾繭取引になれば其の途がなくなると爲すものがあるが現在乾繭販賣組合に於ては組合員の供繭に際し直に時價の七掛若は八掛の假渡金を爲してゐるのであつて養蠶者は換金の爲大なる不便を生ずることなく乾繭販賣組合の組合員供繭が年々累増の傾向に在る事から見ても養蠶者は不満なく供繭してゐることが分る。

#### (四) 製絲業者は一時に多額の購繭資金を要せぬ

産繭處理の現状に於ては生繭の成行取引が多く行はれる結果製絲業者は限られた繭生産時期に於て一箇年の所要原料を購入するの必要上一時に多額の購繭資金を要するのであるが、本法案の實施に依り乾繭取引が普及せられると製絲業者は一箇年を通じ必要に應じ随時所要原料を購入することが出来るから一時に多額且高利の購繭資金を要せず金融上の負擔が著しく軽減せられる。

#### (五) 乾繭は製絲業者が自ら行はねばならぬといふ説は當らぬ

繭の乾燥は各製絲工場の繰絲方針に適應する程度に行ふべきであるのに乾繭販賣組合の乾繭は一律に乾繭せられるから不適當であり又組合の乾繭は製絲工場が自ら行ふものに比し粗雑であつて繭質を損傷し繭質改善上損害尠からずと爲すものがあるが、元來繭の乾燥は極めて例外的な特殊の場合を除いては各繰絲方針に依り之を區々にする理由なく絲量、解舒及品位の三點に於て最も優良なる成績を挙げ得る程度に乾燥せられることが必要で大體乾燥程度三五%乃至四〇%のものが最も優良なる原料繭であることは國の蠶業試験場及蠶絲専門學校等の研究成績に徴するも明かである。而して現在乾繭販賣組合に於て此の程度に乾繭を施してゐるのであり又各製絲工場に於ても曩に農

林省に於て施行せる製絲工場實態調査の結果に徴するも大體右の程度に乾繭を爲しつゝある。又組合に於ては乾繭の良否は直に繭販賣代金に影響するから極めて慎重に取扱つてゐるのであつて其の設備せる乾繭装置は何れも完全なもので中小製絲工場の設備に比し遙かに優り大製絲工場のものに比し優るとも劣らず而も何れも優秀な乾繭技術者を常置して慎重に行ひ技術上の完璧を期して居り當局も亦之が指導に努めてゐるが故に繭質損傷を生ずるが如きことなく如何なる繰絲方針にも適應するものであり、又假に特殊の乾燥を必要とする者ありとせば特約取引に依り生繭を購入し自ら乾燥するの途も存するのであるから敍上の批難は當らないのである。

(六) 繭の處理は其の實質を本位とする合理的方法となり養蠶製絲兩業者間の利益分配が公平となる  
生繭の成行取引に於ては勿論特約取引に於ても繭の實質鑑定が不完成なる爲繭價は必ずしも其の實質と伴はず思惑或は立場の優劣等に依つて不自然な騰落を誘致し易く養蠶製絲兩業者に對する利益の分配が公平に行はれない場合が尠くないが本法案の實施に依つて之等の弊害を矯正することが出来る。

(七) 蠶絲業の投機性を交除する

繭生産時期に於ける短期間の取引では其の取引時期に於ける繭價を目標として一箇年の原料を仕入れるのであるから製絲事業には危険性が多く製絲業者は思惑に依つて事業を經營する嫌ひ多く爲めに其の經營は不堅實になり易いが本法案の實施に依り繭處理が合理化せられると自然右の如き思惑が無くなり堅實な事業經營を爲すことが出来る様になる。

(八) 乾繭取引は養蠶者の投機心を助長するものではない

乾繭取引は養蠶者が生産繭を短時間にも必ず賣放たねばならぬ極めて不合理な状態を是正せんとするもので之が爲特に養蠶者の投機心を助長するものとは考へられぬ。又乾繭取引の普及に伴ひ乾繭の市場流通數量増加の結果は假令一二乾繭販賣組合に於て賣惜しみ等の舉に出んとしても其の目的を達する事は事實上困難であるから右の如き弊害を生ずる虞はない。

(九) 組合製絲を積極的に擴大強化せんとするものではない

組合製絲の現状は概して經營良好ならざるものが多いに拘らず本法案の實施に依り組合製絲を擴大強化せんとするものに非ずやとの懸念を抱く者があるが、組合製絲不振の理由は最近に於ける蠶絲業の不況時に際會し一般の營業製絲と共に其の軌を同じうせるものであつて特に組合製絲の故を以て不振に陥つたものとは認められぬ。元來組合製絲は其の經營宜しきを得る時は養蠶者の産繭處理の合理的形態であるから之を本法案第一條の處理形態中に列擧したものである。然しながら其の中にも區域の錯綜或は小規模工場の分散等の爲め其の業績不良なるものもあるもので、之等のものに對しては其の區域の整理、工場の整理合同等を行はしめ以て經營刷新を圖ることが最も緊要であるから政府は専ら主力を組合製絲の整備に注がんとするもので積極的に組合製絲を擴大強化せんとするものではない。

(十) 乾繭取引は其の普及せらるゝに伴ひ愈々其の効果を發揮することが出来る

乾繭取引は從來政府に於て助成しつゝあるにも拘らず其の普及遅々として其の取引數量は僅々上繭産額の一割程度に過ぎず且既存の乾繭組合中には成績良好ならざるものも相當あり本法案の實施に依り組合の設立を助成せんとす

れば徒らに前者の轍を踏むものであると爲す者もあるが、元來乾繭取引を行ふには乾繭保管の設備を必要とするのであつて現下養蠶者の經濟状態よりすれば助成を受くるに非ざれば自己資金のみを以てしては困難であり自然助成豫算の多寡に支配されるのであるが既往の助成計畫は不十分であつたから之が爲其の普及を見なかつたので助成の程度に於ては十分の普及を見つゝある。又既存組合中に業績良好ならざるものもあるが之等は經營宜しきを得なかつたものもあるが又乾繭取引の普及完からざる爲十分乾繭取引としての所期の効果を擧げ得なかつた事情に因るものである。従つて今後乾繭取引が普及して上繭産額中相当量を處理し得るやうになれば愈々其の効果を發揮することが出來其の成績を擧ぐる事が出来る。

(二) 特約取引は認可を必要とする

特約取引の如きは之を自由に放任すべきであると爲す者もあるが賣買當事者の地位に強弱の差異の著しい現状に於て眞に對等公正なる取引を期するには行政官廳に於て或程度の監督を加ふることが必要であり之に伴ふ種々の弊害を除去する爲にも認可制度が必要なのである。然し乍ら監督と雖も右の程度に止むべきであつて特約取引を正常なる合理的處理形態として認むる以上苟くも之を不當に抑壓し又は監督の範圍を逸脱するが如きことは嚴に慎まねばならぬこと勿論である。

(三) 檢定取引は強制を必要とする

檢定取引は當業者の任意に委すべきであると爲す者もあるが賣買當事者の強弱關係よりして眞の自由意志に依る取引の期待出來ない現状に於ては強制するに非ざれば其の目的を達し難いのであつて之は輸出生絲に對し強制檢査を

行つて居ると同一理由に基くものである。

(三) 養蠶業及製絲業の改善發達を促進する

本法案の實施の結果は繭の取引が實質本位となり繭賣買の巧拙が兩業者の利害に影響する所が少くなるから養蠶者は一意其の經營を改善し品質の改良と生産費の低減とに依り其の利益を増進することに努むる様になり又製絲業者は専ら經營の改善と優良品の生産に依り利益の増大を圖らんと努力する結果兩業の改善發達は一層促進せられる。

(四) 繭絲業者の業務に及ぼす影響は尠ない

既存の繭絲業者の營業權の尊重に付ては本法案の立案に當り最も考慮を加へた所であつて前述の如く法案第一條に於て地方の狀況其他特別の事由に因り生繭の賣買取引を必要とする場合は之を不合理なる處理形態と見ず且つ從來其の取扱ひに屬した屑繭、玉繭等は之を本法案の適用より除外し更に又中小業者の爲に蠶絲共同施設組合制度を新に蠶絲業法中に設けて團體處理の趨勢に對處するの途を講ずる等其の影響の出來得る限り尠からんことを圖ると共に業務の合理化に資せん事を期してゐる。

(五) 繭價協定委員會制度に依る協定繭價は繭取引に於て之を強制するものではない

本法案には直接關係ないが別に助成豫算中に於て府縣の繭價協定委員會設置費に助成することゝしてゐるのに對し協定繭價は假令關係業者の參與の下に之を定むるとしても取引に直接關係なき第三者が關與し而かも之を實際取引上に強制することは取引の實情に即せずとして反對する者もあるが右は本制度の趣旨を誤解せるものである。元來産繭處理の改善統制は産繭處理の合理化を圖ると共に一面公正なる繭價に依る取引制度の樹立を以て要諦としてゐ

るのであるが現在地方に於ける満價決定の方法は區々であり其の間往々不合理なるものもあり又實際取引に於て種々の紛議を生ずる場合が尠くない實情に在るので今回助成豫算中に於て一の試みとして新に満價協定委員會制度を設け希望府縣に於て蠶絲關係者を以て組織する満價協定委員會を設置し委員會に於て取引標準掛目を定めんとする場合其の設置費に對し助成せんとするものである。而して取引標準掛目の公定せられることは取引の公正圓滑を期する上に於て大なる効果があるばかりでなく又組合製絲、乾繭組合等の過渡金決定上の指針ともなり産繭處理改善上資する所が尠くないのであるが之は決して強制するものではなく單に之を公表し關係業者に周知せしめ其の取引上の参考に資せんとするに止まるものである。

## 2. 産繭處理統制法及關係二法案に對する農林大臣提案説明

(第六十九回帝國議會貴衆兩院速記録抄)

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題ト相成リマシタ産繭處理統制法案外二案ノ提出ノ理由ヲ説明致シマス、近時我が國ノ蠶絲業ガ海外經濟界ノ影響、人造絹絲工業ノ躍進ニ依リマシテ非常ノ難局ニ直面シツツアリマスコトハ御承知ノ通りデアリマスルガ、蠶絲業ガ我が國國民經濟並ニ國際貿易上極メテ重要ナル地位ヲ占メテ居ル點ニ鑑ミマスレバ其ノ更生刷新ヲ圖リマスコトハ焦眉ノ急務デアリマシテ、政府ハ年來之ガ爲メ必要ナル具體的方策ノ確立實施ニ努メツツアルノデアリマス、幸ヒ最近ニ於キマシテハ絲價ハ稍小康ヲ保ツテ居リマスルケレドモ、之ヲ以テ斯業ノ前途ヲ樂觀シ得マセナイコトハ勿論デアリマシテ、一日モ速カニ根本的恒久對策ノ實現ヲ期スルコトガ緊要デアルト信ズルノ

デアリマス、而シテ茲ニ御審議ヲ御願ヒ致シマスル産繭處理統制法案外二案ハ此ノ意味ニ於キマシテ極重要ナルモノデアルト存ズルノデアリマス、即チ産繭處理統制法案ハ、我が國蠶絲業ノ根幹タル滿處理ノ合理化ト、繭取引ノ公正圓滑トヲ圖リマシテ、以テ養蠶及製絲業ノ經營ヲ改善向上セシメ、延イテ繭絲價ノ維持安定ニ資セムトスルヲ目的ト致シテ居リマス、又他ノ法律案ハ、共ニ蠶絲業團體ノ整備ニ關スルモノデアリマシテ之ニ依リマシテ、斯業ノ自治的統制ノ強化ト經營ノ合理化トヲ圖リマシテ、蠶絲業ノ改善更生ニ資セムトスルモノデアリマス、而シテ是等三方案ハ何レモ業界多年ノ要望ニ基イテ立案致シタモノデアリマシテ、其ノ内容ノ詳細ニ付キマシテハ委員會ニ讓リタイト存ジマスルガ、幸ヒニシテ本法案ノ成立ヲ見マスレバ、從來政府ガ樹立致シマシタ蠶絲恒久ノ諸施設ト相關聯致シマシテ、蠶絲業ノ更生刷新ノ上ニ裨益スル所頗ル多イト信ズルノデアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス。

## 四 生絲消費増進對策實現に關する陳情

生絲の消費増進に資する爲絹織物及絹交織物の實質表示制度・絹織物消費税の撤廢・官公吏服装絹製品使用及絹新用途研究並絹新製品の考案使用の奨励等の實現配意方に關し徵來屢々政府に對し陳情要請し來りたるも未だ其の實現を見るに至らざるを第六回通常總會の決議を以て更に左の陳情を爲したり。

中蠶十一發第十五號

生絲消費増進對策實現方陳情

生絲消費ノ増進ハ本邦地方經濟ノ伸張ニ至大ノ關係ヲ有シ農村ノ更生竝ニ一般經濟ノ進展上緊切重要ノ事項ニ有之候處之方消費増進ニ付テハ一面絹織物ノ識別方法ノ確立及不當行為ノ取締ニ依リ消費大衆ノ便益ニ資シ他面之方使用ニ關シ積極的獎勵方法ヲ講セラレ度旨從來屢々陳情致置候處未ダ其ノ實現ヲ見ルニ至ラス遺憾ノ次第ニ候間左記事項急速實現候様格別ノ御高配相仰キ度第六回通常總會ノ決議ヲ以テ此段及陳情候也

昭和十一年一月十七日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

農 林 大 臣  
商 工 大 臣  
內 務 大 臣  
宛 各 別  
內 閣 總 理 大 臣

記

- 一、絹織物及絹交織物ノ實質表示ニ關スル法制ヲ制定セラレタキコト
- 二、絹ノ新用途研究竝絹新製品ノ製作使用ヲ獎勵セラレタキコト
- 三、絹織物消費稅ヲ撤廢セラレタキコト
- 四、官公吏ノ服裝ニ關スル法令規定ヲ改正若ハ新設シ一般官公吏ヲシテ絹製品ヲ使用セシメラレタキコト

五 養蠶地方降雪被害救援要望幹旋

未曾有の降雪寒冷の爲桑樹其他一般農作物の被害激甚なりし各地方に之が救援施設實施配意方要望ありたるに依り政府に對し左記の通其の意を通じ右適當處置配意方を上申したり。

(一)

中蠶十一收第六十七號

養蠶地方降雪被害救助施設實現方ニ付上申ノ件

今冬未曾有ノ降雪ノ爲桑樹其他一般農作物ノ被害激甚ノ趣ヲ以テ被害地ニ對シ救助施設實現方ニ付山形縣養蠶業組合聯合會長ヨリ別紙記寫ノ通申出相成候間可然御配意被成下度此段及上申候也

昭和十一年三月二日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

農 林 大 臣 宛

記

(昭和十一年二月十八日) 山形縣養蠶業組合聯合會長陳情

本年ノ降雪ハ前古未曾有ノ大積雪ニシテ加フルニ積雪期間著シク長期ニ及ブベキヲ以テ桑樹ヲ初メ一般農作物ニ對スル被害ハ日ヲ逐フテ激甚ノ一路ヲ辿リ融雪期ニ於テ猛烈ヲ極メルコトハ免カレ得ザル事態ニシテ就中桑樹ハ雪折

胴枯病ヲ初メトシ野鼠跳梁ニ伴フ鼠害等雪害ニ依ル被害ハ實ニ巨額ニ上リ全ク豫測ヲ許サザル所ニシテ現ニ其被害面積ハ數千餘町歩ニ達スルノ現狀ナリ  
依テ春蠶掃立時期ノ遅延竝激減其他養蠶經營上ニ齎ラス損害ハ蓋シ莫大ナル額ニ達スベク之ガ未然防止ノ爲メ自力最善ヲ盡シツツアリト雖モ其力微弱ニシテ及バズ今ヤ養蠶者ハ目捷ニ迫ル融雪期ノ慘害ヲ抱ヘ茫然採ル所ヲ知ラザル實狀ニ付速カニ右救助施設ノ實現方ニ付特別ナル配慮相仰ギ度總會ノ決議ヲ以テ陳情

中蠶十一發第一一六號

雪害救援ニ關スル件稟申

昨冬ノ積雪ハ近古未會有ノ事象ニ有之爲ニ桑樹ノ雪折レ、胴枯病、鼠害甚大ニシテ地方ニ依リ甚シキハ春蠶掃立不能ニ陥リタル處モ有之然ラザルモ收穫激減ヲ豫想セラルル慘狀ヲ呈セルハ既ニ御賢察ノコトト存候處連年不況ノ影響ヲ受ケ養蠶農家ノ疲弊困憊其ノ極ニアル今日ニ於テハ到底自力ヲ以テ復舊ヲ爲シ能ハザル實狀ニ付事情御諒察ノ上速ニ御救援方御取計被成下度本會所屬團體ノ陳情要領相添ヘ此段及稟申候也

昭和十一年四月三十日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

農 林 大 臣  
內 務 大 臣

大 藏 大 臣 宛(各別)

內 閣 總 理 大 臣

記

(昭和十一年四月九日) 山形縣養蠶業組合聯合會長陳情

本冬稀有ノ降雪ノ爲桑樹ノ雪折レ、胴枯病、鼠害等ノ被害甚大ニシテ被害通算反別二萬三千四百十四町歩(損害見積二百數十萬圓)ニシテ地方ニ依リ養蠶農家ハ春蠶掃立不能ノ實狀ニアルヲ以テ之ガ應急救助對策實施方要望

(昭和十一年三月二十二日、四月十三日) 山形縣蠶種業組合長陳情

前同ノ爲本春蠶掃立減約三割五分以上ニ及ブベク蠶種ノ需要激甚ノ見込ニシテ蠶種製造業者ノ打撃甚大ニ付之ガ應急救助對策實施要望

(昭和十一年四月十日) 福島縣養蠶業組合聯合會長陳情

前同ノ爲被害通算反別一萬三千町歩、桑園間作綠肥一千八百町歩(損害見積二百五十萬圓以上)復舊費ヲ含ムニ及ビ、加フルニ積年ノ疲弊困憊其ノ極ニアル養蠶農家ハ到底自力ヲ以テ復舊ヲ爲シ得ザル窮狀ニアルヲ以テ之ガ匡救方要望

(昭和十一年四月八日) 福島縣蠶種業組合長陳情

前同ノ爲今春掃立用蠶種豫約ノ解消其他需要激減ノ見込ニシテ其ノ打撃甚大ナルニ從來蠶絲業助成政策ノ埒外ニ置カレタル蠶種製造業者ハ疲弊困憊滅亡ニ陥ラントスル實狀ニ付適切ナル救濟方要望



(昭和十一年三月十四日、三月二十八日) 長野縣養蠶業組合聯合會長陳情  
 前同被害甚大ニ付連年不況ノ爲疲弊困憊其ノ極ニアル養蠶農家ニ對シ救援方要望  
 (昭和十一年三月九日) 京都府養蠶業組合聯合會長陳情  
 同 斷

二 米國上院に於ける生絲課稅案阻止に關する運動

昭和十年七月開會中の米國上院に於て審議中に係る農業救濟法改正に關する農事調査局修正法案に對し新に生絲課稅に關する事項の追加修正を提案せられんとする狀勢現出したるを以て、在紐育生絲輸入業者は同國絹業諸團體と協力之が防止策に奔走しつつある旨情報あり一方横神生絲問屋輸出各業組合より右提案を未然に阻止し得る様盡力方陳情ありたる等に依り駐米日本大使館齋藤大使其他關係者へ左の打電を爲し同法案阻止盡力方を依頼したり。

電 報

生絲加工稅案阻止ニ付御盡力ヲ乞フ 日 本 中 央 蠶 絲 會  
 米 國 華 聖 頓 駐 米 日 本 大 使 館 齋 藤 大 使  
 同 紐 育 三 井 物 産 支 店 方 日 本 人 生 絲 輸 入 同 業 會  
 同 同 インターナショナル・シルク・ギルド ホリノ・ジェーリー氏 宛各別

同 同 紐育海外生絲市場調査事務所 石 黒 所 長  
 同 同 日 本 總 領 事 官 井 上 商 務 官

(昭和十年六月十七日發信)

「經過及顛末」

米國上院に提出せられたる農業救濟法改正案中百十三「デニール」以上の人絹に對し綿加工稅の百二十五%即一封五仙四分の一の補償稅賦課の條項あり、人絹業者は之を不當とし今後生絲との對抗上不公平なりとし反對運動中なりしが其の後上院議員中に生絲にも課稅すべし、との氣勢を生じ、上院議員バンクヘッド氏は生絲輸入に對し綿加工稅の二百五十%即ち人絹の二倍の補償稅を課することに追加修正を爲さんとするに至りたるものなり。然るに絹業各部門代表協議會に於て生絲が棉花と競走關係なきは勿論、人絹補償稅案の生絲に及ぶべきことは極めて理由なき旨を主張し、且假に上院に於て之が通過を見るも下院との協議を要し下院は之を支持せざる情勢にあり、且折柄ボストン地方控訴院に於て加工稅が憲法違反の判決ありたる等結局本邦外交官署及生絲關係者より日米貿易上相互不利の關係を續述し之に反對を表明したること等其效を奏し、七月十九日遂に同案は撤回せられ「レヨン」課稅案も否決せらるるに至れり、依て本會は七月十九日左の打電を爲し盡力者に對し謝意を表したり。

電 報 (一)

御奮闘ヲ感謝ス

在ワシントン

齋 藤 大 使

日 本 中 央 蠶 絲 會

在ニューヨーク  
在ニューヨーク

井 上 商 務 官

石黒海外生絲市場調査事務所長

(以上各別宛)

御奮闘ヲ謝ス、ジアーリ氏ニ御傳達ヲ乞フ

日 本 中 央 蠶 絲 會

日本人輸入商同業會宛

備考

米國上院に於ける生絲課稅提案釀成の報に接するや横神生絲問屋及輸出兩組合長其他より該案阻止に付次の要請ありたり。

生絲補償稅阻止に關する陳情

(一)

(昭和十年七月十八日)

横濱生絲輸出業組合副組合長

目下米國上院ニ於テ審議中ノ農事調整局修正法案ニ對スル追加修正案ノ形式ヲ以テ生絲ニモ新シク補償稅ヲ課スルノ提案アル由ナルモ右ハ輸入稅ノ新設ト同様ノ結果ヲ齎スベク且ツ一度課稅ヲ見レバ今後其ノ稅率ノ増加ヲ行ハルル處レ多分ニ存シ我生絲貿易ノ不利ハ言フ俟タズ今日ノ情勢ニ於テハ結局生産者ノ負擔ニ歸スルハ明カニシテ我蠶絲業全體ノ爲メ甚ダ憂慮ニ不堪在紐育生絲輸入業者モ同國絹業諸團體ト協力之ガ阻止案ニ奔走シ居ル次第ナガラ貴會ニ於テモ急速適當方策ヲ講ジ之ヲ未然ニ阻止シ得ル様盡力ヲ要望

(二)

(昭和十年七月十八日)

横濱生絲問屋業組合長

米國上院ニ於テ審議中ニ係ル農事調査局修正法案ニ對シ追加修正案ノ形式ニヨリ生絲ニモ新ニ補償稅ヲ賦課セントスル提案アリタル趣ナルモ如此ハ輸入稅ヲ新設スルト何等異ルコトナキ結果ヲ生ズベキカハ明カニシテ然カモ一度課稅ヲ見レバ今後其稅率ヲ増加セラルル處多分ニ存シ我生絲貿易ノ爲メ甚ダ憂慮ニ堪ヘズ在紐育生絲輸入業者實情ニ於テハ結局我國生産者ノ負擔ニ歸スベキコト明カニシテ蠶絲業全體ノ爲メ甚ダ憂慮ニ堪ヘズ在紐育生絲輸入業者ニ於テモ同國絹業團體ト協力シ同法案實現阻止ニ努力シ居ル次第ニシテ外務、農林兩當局ヘモ同法案阻止ニ就キ急者速適當ノ措置方陳情シ置キタリ貴會ニ於テモ右實現阻止ニ付盡力ヲ要望

(三)

(昭和十年七月十八日電報)

神戸生絲問屋業組合

目下ワシントン會議ニテ審議中ノ生絲補償稅ハ國內稅ト雖モ結局輸入稅ト同一結果ヲ生ズルモノニシテ對米生絲輸出貿易上大打撃ヲ蒙ルハ必然ナリ依テ貴會ニ於テモ是ガ實現阻止ノ爲努力ヲ望ム

(四)

(昭和十年七月十八日)

神戸生絲輸出業組合組合長

目下同國上院ニ於テ審議中ノ農事調整局修正法案ニ對スル追加修正案ノ形式ヲ以テ生絲ニモ新シク補償稅ヲ課スルノ提案アル由ナルモ是ハ輸入稅ノ新設ト同様ノ結果ヲ齎スベク且ツ一度課稅ヲ見レバ今後其稅率ノ増加ヲ行ハルル處レ多分ニ存シ我生絲貿易ノ不利ハ言フ俟タズ今日ノ情勢ニ於テハ結局我國生産者ノ負擔ニ歸スルハ明カニシテ我

蠶絲業全體ノ爲メ甚ダ慮憂ニ不堪在紐育生絲輸入業者モ同國絹業諸團體ト協力之ガ防止策ニ奔走シ居ル次第ナガラ當局ニ於カレテモ速ニ適當ナル方策ヲ執ラレ未然ニ之ヲ阻止シ得ル様盡力ヲ要望

(五)

(昭和十年七月十八日電報)

神戸生絲輸出業組合

目下ワシントン議會ニテ審議中ノ生絲補償稅ハ國內稅ト雖モ結局輸入稅ト同一結果ヲ生ズルモノニシテ對米生絲輸出貿易上大打撃ヲ蒙ルハ必然ナリ依テ貴會ニ於テモ是ガ實現阻止ニ付盡力ヲ望ム

### 三 生絲品質其他に對する苦情の接受並所置

生絲品質其他に對する苦情、要望其他に付昭和十年度中本會に於て接受したる情報次の如し、右は「生絲品質と需給に關する事項」調査研究の爲當時開設中の蠶絲研究會に廻付し、之等調査の資料たらしめ、對策に關する研究を煩したり。

#### 一、生絲需要地に於ける苦情

(一) 英國(一九三五年四月八日)

(在英松山商務參事官發電)

英國絹業協會ヨリ注意アリタル本邦生絲ノ缺點左記ノ通り

- 1 総ノ處理粗雜ナルコト。
- 2 絲ソノモノニ傷、織度ノ不平均汚絲、膠着物等アルコト。

119120

3 絲ノ繋キ不良ナルコト。

4 同ジ梱ノ絲ヲ用ヒテ織ツタ品ニ縞狀染斑ヲ生ズルコト。

5 品質低下ノ結果標準規格ガ當ニナラヌコト。

6 精練染色後「ラウジネス」ヲ發見スルコト。

7 総ノ力絲ヲ少クトモ三箇所トスルコト。

(二) 米國(一九三五年五月)

(フレット・メンナーリツヒ・O・A・フォーゲン氏)

縞狀染斑ノ發生原因研究。縞狀染斑發生ノ一原因ハ、繭絲ノ直徑比率平均ノ差異ニアルコトヲ發見シタ。直徑比率トハ染斑ヲ見出セル部分ノ切斷面ニ於ケル繭絲ノ最短直徑ノ最長徑ニ對スル比率ヲ云フ此ノ研究ノ主要價值ハ、浸漬、精練、染色等ノ化學的處理ノミニヨリ染斑發生ヲ防グニトハ出來ナイトイフコトヲ明カニセルコトデアル。尙生産地ニ於ケル蠶繭ノ混合及總又ハ括ノ混合ノ危險ナルコトヲ特ニ強調シ、繭絲ノ直徑比率ニ關スル検査ヲ實施スル様希望スル。

#### 二 生絲輸出業組合の要望

全國製絲業組合聯合會長宛

全國産業組合製絲組合聯合會長宛

日本中央蠶絲會(寫)送付

昭和十年六月二十五日

横濱生絲輸出業組合 組合長 永 峯 承 受  
神戸生絲輸出業組合 組合長 小 田 萬 藏

拜啓益々御隆昌奉賀候

陳者本邦生絲ノ整理方法ハ御承知ノ通り認及括造リ共其形態ニ於テハ全國略一定致居候共其ノ内容ニハ絡交不良、緒留、力絲ノ不正竝ニ認及括不同等極メテ多ク之等ノ點ニ關シ満足ナルモノハ全國製絲工場中半數ニ過ギザル現狀ニシテ爲メニ海外消費者ノ不利不便甚シキモノ有之候 斯ク整理ノ不齊一ヲ放任スルニ於テハ折角生絲ノ品質向上ヲ計ルモ其使用ノ結果ヲ不良ナラシメ誠ニ遺憾ノ次第ニ候間新格付検査法ノ實施ヲ機トシ貴會ニ於テ政府當局ノ御協力ヲ得テ何卒至急之ガ全國的統一改善方特ニ御配慮相蒙リ度希望ニ堪不申候尙本件ニ關シテハ他ノ事項トモ關聯シテ横濱及神戸生絲検査所長ニ對シ別紙寫ノ通り陳情致置申候間左様御了承被下度候  
右御依頼迄此段得貴意候 敬 具

陳 情

曩ニ日本中央蠶絲會生絲格付調査委員會ニ於テ決定シタル新生絲格付検査法ハ貴所竝ニ神戸生絲検査所ノ採用セラルル所トナリ來ル七月一日愈々之カ實旅ヲ見ルコトト相成リタルハ本邦生絲品位ノ改善上誠ニ慶賀ニ堪ヘズ、當業者一同感謝罷在候然ル處消費市場ニ於ケル本邦生絲ノ現狀ヲ見ルニ過去ニ於ケル横神兩検査所當局ノ熱心ナル御指導竝ニ我々輸出業者ノ數次ノ警告ニモ不拘、尙品位上改善ヲ要スベキ點多ク依然トシテ消費者ノ苦情繰出シ殊ニ從

來殆ド苦情ノ聲ヲ聞カザリシ歐洲方面ノ消費者ヨリ最近嚴シキ苦情ニ接シタルガ如キハ如何ニ我カ生絲ノ品質ガ海外消費者ノ要求ニ適合セザル點多キカヲ示スモノニシテ我々輸出業者ハ絶ヘズ之ガ善後策ニ苦慮罷在候次第ニ有之候次第ニ有之候素ヨリ是等ノ品位苦情モ新格付検査法ノ實施後ハ漸次改善可致儀ハ大ニ期待セラルル所ナルモ近頃苦情特ニ甚シキ生絲ノ整理、及ビ膠着物ノ兩者ニ付テハ生絲需要期節ヲ目前ニ控ヘ事態頗ル急ヲ要スルモノアリ到底新格付検査法ノ實施ヲ待ツ能ハザル實狀ニ有之候ニ付特ニ右兩者ニ關シ左記ニヨリ至急之ガ對策ヲ講ゼラルル様特ニ御配慮相仰度此段及陳情候也

一、生絲整理改善ニ係ル件

本邦生絲ノ整理方法ハ從來極メテ區々ニシテ而モ揚返シ、仕上竝ニ荷造ノ三者共一部ノ優良製絲業者ヲ除キテハ極メテ不良且ツ不齊一ナルモノ多ク、承ル處ニヨレバ貴所ニ於テモ夙ニ此ノ點ニ留意セラレ曩ニ生絲標準整理方法ナルモノヲ規定シ一意之ガ普及ヲ圖リ居ラレ候由ナルモ現在ノ實狀ハ依然トシテ舊態ヲ改メザルノミナラズ却テ惡化ノ傾向スラ看取セラレ、此儘之ヲ放任センカ由々シキ大事ヲ惹起スベキ處少カラズ、惟ニ整理ノ問題ハ製絲業者ノ不斷些細ノ注意ニ依リ別段ノ努力竝ニ經費ヲ要セズシテ相當程度ノ改善出來得ルモノ多々有之候間誠ニ御手数ナガラ此際前記標準整理方法ノ徹底的普及ヲ圖リ同時ニ整理不良荷ノ荷主ニ對シテハ一々嚴重ナル警告ヲ發スルト共ニ緒留、力絲及總量ノ如キハ必ず前記標準ニ準據スルコト竝ニ絡交ノ如キモ平素ヨリ注意シテ極力改善ヲ圖ル様注意喚起方御配慮申上候

且ツ今後整理各項目ニ關シ其標準化ノ普及徹底ヲ圖ル爲メ前記標準ニ相違スルコト甚シキ荷口ニ付テハ其ノ狀況

ヲ可成詳細ニ品位檢定證面ニ記載方是非共御實行被下度候  
一、膠着物防止ニ係ル件

膠着物ニ關スル苦情ガ最近遽カニ激増シテ消費地ニ於ケル重大問題化シ延テ我生絲輸出市場ニ大ナル脅威ヲ與ヘ  
ツツアルハ是亦夙ニ御高承ノ事ニ有之候本件ニ付テモ貴所竝ニ神戸檢査所ニ於テ既ニ之ガ發見方法竝ニ其ノ根本  
的防止手段ニ付十分研究御實行相成居ル事ニモアリ又各問屋輸出業者共ニ其ノ荷口ノ取扱ニ際シ十分注意ヲ拂ヒ  
居ルニモ不拘是ニ關スル消費者ノ苦情竝ニ注意ノ喚起ハ依然トシテ減少セズ益々増加ノ傾向ニアル點ヨリ考フレ  
バ膠着物ノ存在ハ外部ヨリノ發見困難ニシテ假令括又ハ認ノ表面ヨリ見テ何等其ノ存在ヲ認メザルガ如キ荷口ニ  
モ往々ニシテ認ノ内部ニ潜在スルモノ少カラザルヤニ推察致サレ申候此ノ如キハ實ニ本邦生絲ノ名聲ヲ毀クルコ  
ト之ヨリ甚シキモノナク誠ニ憂慮ニ堪ヘザル次第ニ御座候就テハ何卒前記ノ事情篤ト御警察被下至急總荷及ビ認  
拜見又ハ再繰ノ場合等ニ於テカカル缺點發見ノ適當ナル手段ヲ講ズルト共ニ其ノ防止手段ニ付此上トモ深甚ノ御  
配慮相蒙リ度且ツ多少ニテモ膠着物存在ノ形跡アルモノニ付テハ必ズ其ノ旨品位檢定證面ニ明記セララル様格別  
ノ御配慮相仰度ク希望ニ堪不申候

昭和十年六月

横濱生絲輸出業組合 組合長 永 峰 承 受  
神戸生絲輸出業組合 組合長 小 田 萬 藏  
横濱生絲檢査所長 芳 賀 權 四 郎 殿

神戸生絲檢査所長 肥 後 俊 彦 殿

三 生絲品質に對する苦情の實相調査

(本項は蠶絲研究會の要請に依り特に横濱生絲輸出業組合に於て各種事項を調査列舉したるものなり(昭和十年七月十五日))

横濱生絲輸出業組合

生絲品質ニ對スル苦情ノ實相

左記ハ現今海外需要者ノ日本生絲ニ對スル苦情ノ顯著ナルモノヲ其程度ノ甚シキモノヨリ初メ順次配列其模様ヲ記  
述セルモノナリ而シテ爰ニ特ニ附記スベキハ左記苦情ハ生絲ヲ使用セル結果ヨリ來ルモノニシテ此外需要者ガ生絲  
引取りニ先立チ自ラ檢査ヲナシ品質ノ各項ガ自己ノ要求ニ適スルヤ否ヤヲ視テ不足ナル項目アル時ハ之ガ引取りヲ  
拒絶スル實情ニ在リ、而シテ此場合ニ於ケル各項目ニ對スル要求ハ絲條斑、大中節小節及再繰切斷數ニ對シ最嚴重ニ  
シテ以上四項目ニ對スル要求ハ殆ンド逕庭ナシ即左記苦情中ニハ絲條斑ヲ含マザルモ此點ニ對スル製造家ノ要求ハ  
依然トシテ嚴重ニシテ檢査標準ハ日本檢査所ニ比シ著シク辛目ナレバ將來ニ於テモ絲條斑ノ改良ハ引キ續キ必要ナ  
ルコトナリ類節ニ對スル要求ハ目先益々嚴重ヲ加フルモノノ如シ、又抱合及強力伸度ノ不良ナルモノハ再繰不良其  
他使用上ノ苦情及類節ノ苦情ト關係多キコト左記ニヨリ明カナレバ此等ノ項目亦輕視セザランコトヲ望ム織度偏差  
ノ重要視サルルコトモ已知ノ如シ

(一) 再繰不良

最近再繰不良ニ關スル苦情最多シ

近時買手ハ自身又ハ營業検査所ニ託シ再繰検査ヲナシ其不良ナルモノノ荷渡ヲ拒絶シツツアルモ更ニ使用ノ結果不良ナルモノ多ク此點ニ對スル海外各地ノ日本生絲ニ對スル不滿ハ深刻ナルモノアリ各輸出商ガ受ケツツアル此苦情ニ就キ原因ヲ調査スルニ各種ノ固着、絡交不良、繰造不良及力絲緒留絲ノ不良等凡テ整理不良ニ原因スル外脆弱粗硬及抱合不良等絲質ニ屬スル缺點モ此苦情増加ヲ授クル作用ヲナシツツアリ

輸出商ハ再繰ノ良否ハ日本政府ノ再繰検査及整理ノ良否ニ對スル肉眼検査ノ成績ニ據リ判斷スル外ナキモノナレドモ現在右ノ如ク海外ニテ荷渡ノ拒絶及使用後苦情ヲ受ケツツアルモノニハ日本政府ノ此等ノ成績良好ナルモノ及之等ノ成績ノタメ格下ゲトナリ居ラザルモノ頗ル多ク之レガタメ輸出商ハ荷渡上ノ標準ニ迷ヒ取引ノ圓滑ヲ害スルコト極メテ大ナリ標準整理法ノ普及徹底品種改良其他ニヨル絲質ノ改善ヲ計ランコトヲ望ム

#### (一) 製品ニ現ハルル類節

「セリブレン」及繰検査ニ現ハルル類節ノ缺點ニ基ク苦情モ固ヨリ多キコトナレトモ生絲ヲ使用シタ上ノ苦情ニ於テ類節ニ關スルモノハ右ノ再繰不良ニ亞デ最多ク特ニ注意ヲ要スルハ生絲ニ潜在スルカ又ハ生絲ノ時ハ比較的小サキ形ニテ現レ大節ノ缺點トシテ數ヘラレズ時ニハ小類ノ缺點ニモ數ヘラレザルモノガ使用ノ結果製品ニハ大類ノ缺點トシテ現ハルルモノ多ク之等ハ多クハ抱合不良ノタメ輪節又ハ添緒節ノ如キモノガ使用中擴大サレテ大キク製品ニ現ハルルモノト考ヘラルルモノニシテ需要者ハ之レガタメ自己検査ニ於テ類節検査ヲ益々嚴重ニスルモ猶ホ此苦情益々増加スル傾向ニ在リ此點大ニ研究ヲ要ス

#### (三) 膠着物

多條繰ニ多キ膠着物ハ近時此種生絲ノ激増ト共ニ此缺點ニ對スル苦情モ激増セリ之レが生絲使用上ニ及ス影響ハ再繰以後ノ工程ニモ切斷ノ原因トナリ更ニ編針ヲ折ル等其弊害ハ深刻ニシテ之レガタメ需要者ノ之レニ對スル警戒モ至テ嚴重ニシテ此缺點アルモノハ殆ント輕重ノ別ナク賣捌極メテ困難ノ状態ニアリ製絲家ハ速カニ之ガ防止方法ヲ講ズル要アリ

#### (四) 染斑

生絲検査所初メ關係各業者ノ生絲品質ノ整一ニ關スル努力ニヨリ此染斑ノ出來ル割合ハ減少シタルモ未ダ相當ニ此苦情アリ往々ニシテ不測ノ損害ヲ製造家ニ蒙ラシメツツアルコトハ生絲需要維持上遺憾トスル所ニシテ此原因ト認メラル「原料繭ノ混合」「二元定粒繰絲法」「異質絲ノ混合」等ニ就キ更ニ一層ノ研究ヲ遂ゲ之レガ改良ヲ計ル必要アリ

#### (五) 練減ノ夥多

練減ノ甚シク多キモノアリ黃繭絲ノ多キコトハ略承認サレ居ルモ近年白繭絲モ同様ノモノ多ク中ニハ二三%ヲ超ユルモノスラ現レ練減夥多ノ苦情頻出スルニ至レリ此苦情ハ練減率ノ多キ苦情ト荷口ニヨリ甚シキ相違アリ繰絲ノ練減ノ如キ一五%ヨリ三〇%ニ至ルコトアリテ夫レガ製品ニ不測ノ缺點ヲ生ゼシメ或ハ種々ノ手違ヒヲ來サシメ製造家ニ種々ノ面倒ト困難ヲ與ヘツツアリ更ニ稀ニハ練減ノ極端ニ少キモノ即一四%内外ノ如キモノモアリテ靴下ノ如キ彈力ヲ失ハシメル等意外ニ不良ノ結果ヲ來シツツアリ製造家ノ希望スル所ハ大體ニ練減ノ少キコトニ

在レトモ需給兩者ノ最便宜トスル邊リニテ努メテ一定ニ近カラシムルコト望シキ次第ニ付キ蠶品種ノ研究等ニヨリ此目的ヲ達スルコトヲ望ム次第ナリ

(六) 「ラウジネス」

特ニ「ラウジネス」ノ出易キ製品ヲ造ル製造家ハ生絲ニ豫メ此検査ヲナシテ其出易キモノナルヤ否ヤヲ確メル等之レガ防止ニ努メツツアルモ尙往々此缺點ノタメニ不測ノ損害ヲ蒙ル製造家アリテ苦情絶ヘズ此點ハ特ニ生絲特殊ノ缺點トシテ需要維持上障害トナルモノニ就キ蠶品種ノ改良其他必要ノ研究ヲ遂ゲ更ニ生絲ニ「ラウジネス」ノ出易キヤ否ヤヲ検査シ用途ヲ定メル上ノ參考トシ此缺點ノ減少ヲ計ルコト必要ナリ

四 米國極東視察團接待

昭和十年四月五日來朝せる元駐日米國大使カメロン・フォーブス氏一行の米國極東視察團は日本生絲貿易上密接なる關係を有する名士多く之が接待方に付大日本蠶絲會と協力して閑院宮殿下に御茶會の御催を稟請したる處聽許相成四月十一日一行を御召になり有難き御言葉賜はり一同感激したるのみならず彼我當業者に懇談の機會を與へられ日米の親善殊に生絲貿易の伸暢に多大の効果を齎すことを得たるは誠に恐懼の次第なり。殿下の御言葉次の如し。

御 言 葉

今回本邦經濟視察の爲渡來せられたる米國極東視察團長カメロン・フォーブス君並一行の諸君を迎ふるは洵に欣喜

に堪えざるところなり。

諸君が各方面に亘り、我が經濟界の實況を視察し、又多くの當業者と意見を交換して、日米貿易の發達に寄與せらるゝに對し大に其の勞を多とするものなり。

自今日米貿易就中、蠶絲の如き重要品の貿易をして益々隆盛ならしめ依つて以て兩國國際の交誼をして、一層深厚ならしめんことを切望に堪へざるなり。

終に諸君の御健康を祈る。

御茶會出席者

米國極東視察團員

團 長	米國極東視察團員	ダブリユー・カメロン・フォーブス
團 員	米國土木技術員協會々員	チャールス・ジエー・キ、ヤロル
同	ホノルル糖業關係者代表	ウォルター・エフ・デイリンガム
同	織物協會代表	ジー・エルスウオース・ハギンス
同	米國シナミツド會社技師	ルキズ・シー・シヨ ンズ博士
同	ミシガン大學教授	シー・エ フ・レ マ ー
同	米國航空商業會議所會頭	ライトン・ダブリユー・ロージャース
同	市俄古商品取引所代表	デー・ワ イ・ウ イ ツ カム





同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

永 島 義 治  
 申 田 萬 藏  
 淺 野 良 三  
 リチャード・エム・アンドリウス  
 ジョン・エル・カーティス  
 イー・ダヴリウ・フレザ  
 ジョン・シールド  
 フランク・エス・ウキリアムス

五 米國生絲輸入商協會成立に付祝意表明

一八七二年に組織せられたる米國絹業協會は數年前より全國織物聯合會に組織を變更し現在絹業のみの利益を代表するものにあらざるため會員相互の利害相反し屢々意見の相違を見るに至りたるを以て右絹業協會を脱退したる關係者は一九三五年十二月新に米國に於ける絹業者のみの代表機關として世界生絲生産並消費兩市場に直接接觸し各種取引上の弊害除去に當る爲生絲輸入商協會を組織したる旨通報ありたり、依て會長より鄭重祝意を表し併せて今後の親交要請に付打電したり。因に昭和十一年一月同協會の依頼に依り生絲輸出に關する情報に付交換通信を實施しつゝあり、會員及役員氏名其他次の如し。

米國生絲輸入商協會 (Raw Silk Importers, Inc., 404 Fourth Avenue, New York City, U. S. A.)

會 員 名

旭シルク株式会社  
 コーン・ホール・マックス會社  
 E・チエリイ會社  
 A・V・グレイ  
 郡是製絲株式會社  
 原合名會社  
 ヘンリーR・ハイトマン會社  
 日本棉花株式會社  
 カイン・エルドマン會社

會 員 名

片倉製絲紡績株式會社  
 三井物産株式會社  
 森村・新井會社  
 チャールス・ルドルフ會社  
 サレムビヤ・ツイレート會社  
 神榮生絲株式會社  
 ストロラー會社  
 A・Dウオーカー會社  
 ダグラス・ウオーカー會社

理 事

M・A・ザレムビヤ氏  
 脇本卓二氏  
 花岡眞澄氏

所 屬 會 社 名

サレムビヤ・ツイレート會社  
 三井物産株式會社  
 片倉製絲紡績株式會社

江川 舖 助氏  
 P・チ エ リ 一氏  
 L・カ ー ン氏  
 西本 勇 次 郎 氏

森村新井會社(日本生絲)  
 E・チ エ リ 一 會 社  
 カーン・フェルドマン會社  
 原 合 名 會 社

職 員

會 長 M・サレムビヤ氏  
 副會長 江川 舖 助氏

主 事 Hリーモス氏  
 會 計 B・H・Aホフマン氏

六 前會長牧野子爵の薨去に付弔意表明

前會長子爵牧野忠篤氏は在任中昭和七年孟夏二豎の犯す所となり、只管靜養に努められたる爲旬日を出でず恢復の曙光を見らるるに至り爾來自餐忘ることなく本會を統理し會務に盡力せられつつありしが、昭和十年四月九日午後九時半急變、爾後病狀昂進し同十一日午前七時十分溘焉として薨去せられたり、仍て本會は同月十五日急遽評議員會を開會し會長職務執行に關する事項竝に右弔慰方法を決定し、同月十五日葬儀に當り左記弔辭及花環一對を供へ竝御遺族に對し金一封を贈呈し弔意を表したり。

前項弔慰金贈呈に付ては所定に依り第六回通常總會に於て之を追認したり。

一 本 會 弔 辭

謹んで日本中央蠶絲會々長子爵牧野忠篤閣下の英靈に告ぐ。

閣下壯にして貴族院議員に選ばれ常に公正穩健の態度を以て政治の公明と國務の進展とに努力せらるること三十餘年、大正五年大日本蠶絲會副會頭となり以て會頭に推され其間蠶絲業同業組合中央會の副會長又は會長に擧げられ二十年の長きに亘りて鋭意本邦蠶絲業の改善進歩に盡力せられ閣下の徳と才とに依り解決したる事項を擧げて數ふべからず、又夙に蠶絲業團體の整調に懸念せられ官民の意見を協調して時勢に順應せる妥當の案を提示せらるる現行蠶絲業組合法は實に閣下の裁斷立案に立脚したるものたることは世の既に周知の事實なり。

昭和七年本會の創設せらるるや衆望を擔うて會長に推され、拮据經營、創製勿々の會務を整備し以て本會活動の基礎を定めらる。爾來其高邁なる。識見と、公正にして圓熟せる才幹とを以て、常に各業者竝に官民の間を斡旋せられ、局面の收拾、危機の打開を圖り、よく多難なる業界の協調統制に膺り着々として其功を擧げらる。又一面蠶絲業輓近難局に鑑み、生絲絹物の新規用途の開拓、販路の擴張を企圖して、これが實行に力を竭し其の効果の見るべきものあり今後更に擴充を要するの時不幸閣下の薨去に遇ふ。誠に痛惜の情に禁へず、今や蠶絲業界益々多事ならんとする時、閣下の薨去は、獨り本會のみならず全蠶絲業界の償ひ難き一大損失たり。されど閣下の培はれたる本會は、益其使命の重要なるに顧み、協力戮力會務の遂行に努め以て閣下の素志に副はん事を期す。

☆茲に日本中央蠶絲會を代表して忝しく弔辭を呈す。

昭和十年四月十五日

日本中央蠶絲會 副會長 農學博士 月 田 藤 三 郎

二 各關係者より本會へ寄せられたる弔辭

前會長牧野子爵薨去に際し「インターナショナル・シルク・ギルド」會長バオリノ・ヂャーリー氏及佛國中央蠶絲委員會長ドウアール氏（在佛辻徳三郎氏及外務省を通じ）並國際生絲委員會會長ジョヴァンニ・ゴリオ氏其他關係者多數より本會宛鄭重なる弔電又は弔詞を寄せられたり。尙「インターナショナル・シルク・ギルド」に於ては實行委員會の決議を以て公式に左の弔詞を送付し來れり、仍て右は直ちに之を牧野家へ傳達したり。

三 「インターナショナル・シルク・ギルド」弔辭 (譯)

「インターナショナル・シルク・ギルト」日本中央蠶絲會々長子爵牧野忠篤下逝去の報に接したり

「インターナショナル・シルク・ギルド」は牧野閣下が本會事業に協力せられ且つ閣下が永年榮譽ある生涯に於て世界蠶絲業に貢献されたる所不尠を認め感謝するものなり、依て「インターナショナル・シルク・ギルド」は子の逝去を正式に記録し哀悼の意を表す

更に此の決議は本實行委員會の正式議事録として保有することに決し寫を日本中央蠶絲會に送付するものなり

ポリノ・ヂャーリー氏以下二十二名署名

一九三五年四月十六日 ニューヨーク市

「インターナショナル・シルク・ギルド」實行委員會に於て裁決

第二 特別調査施設

一 蠶絲研究會

(生絲品質改善方策に関する調査)

一 蠶絲研究會の設置

本會第五回通常總會の決議を以て政府に建議したる生絲格付改善に関する件中生絲格付検査に関する官民合同の常設調査委員會設置の件は政府に於て直ちに實施困難なる實狀にあり、一方生絲需要の變遷競争織維の動向等に鑑み生絲品質改善其他に関する調査研究の緊要なるを認め、昭和十年六月二十五日評議員會に於て審議の上左記に依り蠶絲研究會の設置を議決し委員は會長指名に一任せられたるを以て會長は夫々詮衡の上之が指名委嘱を爲し更に同研究會の決議により第一、第二兩専門委員を選任委嘱したり。

(一) 蠶絲研究會要項

蠶絲研究會ニ關スル件 (六月二十五日評議員會決議)

- 一、蠶絲業ノ改良發達ニ關スル事項ヲ調査研究ヲ行フ爲蠶絲研究會ヲ設ク
- 二、蠶絲研究會ニ於テ調査研究ヲ爲サントスル事項ハ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ都度之ヲ定ム

- 三、蠶絲研究會ハ委員二十五名以内ヲ以テ組織シ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ選任ス
- 四、蠶絲研究會ハ必要ニ依リ委員定數ノ外ニ専門委員若干名ヲ置クコトヲ得
- 専門委員ハ蠶絲研究會ノ決議ニ依リ日本中央蠶絲會會長之ヲ委囑ス
- 五、専門委員ハ日本中央蠶絲會會長又ハ蠶絲研究會ノ指定シタル専門事項ニ付單獨又ハ蠶絲研究會委員ト合同シテ調査ヲ行フ
- 六、蠶絲研究會又ハ専門委員ノ會合ハ日本中央蠶絲會會長之ヲ招集ス
- 七、蠶絲研究會委員ハ委員長一名ヲ互選ス
- 委員長ハ會議ノ議長トナリ其ノ事務ヲ統理シ調査研究ノ終了後經過及顛末ヲ日本中央蠶絲會會長ニ報告スルモノトス
- 八、蠶絲研究會又ハ専門委員ノ會合ニ出席スル委員ノ旅費ハ各自自辨若ハ其ノ所屬スル官公署、會團ノ負擔トス
- 九、蠶絲研究會ニ幹事若干名ヲ置ク、幹事ハ委員會及専門委員ノ會合ニ參與シ、且日本中央蠶絲會會長又ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ調査研究ニ關スル事務ヲ掌理ス但シ委員會及専門委員ノ會合ニ於ケル議決ノ數ニ加ハラズ
- 幹事ハ日本中央蠶絲會會長之ヲ命免又ハ囑託ス

(二) 蠶絲研究會調査研究事項ノ件 (前同斷)

蠶絲研究會要項第二ニ依リ左記事項ノ調査研究ヲ爲サントス

記

一、生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項

參考

蠶絲研究會調査研究事項

一、生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項

項 目 (豫定)

- (一) 生絲品質ニ對スル苦情ノ實相及其改善方法ニ關スル事項
- (二) 改正生絲検査法實施ニ依リ需給兩者ニ與ヘタル影響
- (三) 生絲検査法實施方法ニ關スル事項
- (四) 蠶品種ト地方別産繭ノ生絲ニ及ボス影響竝改善方法ニ關スル事項
- (五) 國用生絲ノ取引方法改善ニ關スル事項

(三) 蠶絲研究會委員及幹事

- |      |           |         |        |
|------|-----------|---------|--------|
| 特別議員 | ◎ 加賀山 辰四郎 | ○ 芳賀權四郎 | ○ 平塚英吉 |
| 養蠶   | ○ 伯黒木 三次  | ○ 加藤 知正 | 福島喜男   |
| 蠶種   | ○ 男稻田 昌植  | 富田勘之丞   | 長野忠次   |

組合製絲 ○新井高四郎 神戸 八郎  
 製 絲 ○今井五介 ○遠藤三郎兵衛 八木 幸吉  
 ○杉山寅雄 筒井直太郎  
 問 屋 上甲信弘 森田金藏  
 輸 出 上野福三郎 ○吉田初次郎 ○小田萬藏  
 計二十一名  
 幹 事 長岡、片田、野崎、千坂、横尾、小泉、津田各主事  
 ◎印 委員長 ○印 小委員

(六月二十五日評議員會ニ於テ委員トシテ永峰承受氏選任ノ處同氏辭任申出ニ付後任トシテ會長指名ニ依リ上野福三郎氏ヲ指名委囑シタリ)

(四) 専門委員

所 屬	第一専門委員	第二専門委員
特別 東京高等蠶絲學校	芳賀權四郎	平塚英吉
		木暮横太

本會に於ては前記の通り六月二十五日評議員會の決議に依り蠶絲研究會を設置し十二月十八日迄に左記の如く各種委員會を開き慎重調査研究を爲したる結果課題の第一項と第四項に付後掲の如き成案を得たり。

二 蠶絲會研究實施經過概要

(一) 各種委員會開催

長野縣 片倉製絲紡績株式會社	有賀文雄	水井壽一
埼玉縣 郡是製絲株式會社	岡田重次	野中幸兵衛
群馬縣 鐘淵紡績株式會社	永井得一	小針喜三郎
三井物産株式會社横濱支店	新居金三郎	鹽見孫四郎
日本生絲株式會社	松村愛信	酒井實
旭シルク株式會社	中村隆俊	
水	櫻井	
大日本生絲販賣組合聯合會	飯島直博	岩垂新吾
保證責任生絲販賣購買利用組合聯合會中信社		

種 別	開催回数	延日数	備 考
蠶絲研究会(全體委員會)	三回	三日	
同 小 委 員 會	二	二	
第一 專 門 委 員 會	四	六	生絲品質ニ對スル苦情ノ實相及其ノ改善方法ニ關スル事項調査
第二 專 門 委 員 會	五	六	蠶品種ト地方別產繭ノ生絲ニ及ホス影響並改善方法ニ關スル事項調査
第一 專 門 委 員 會 合 同 協 議 會	一	一	
計	一五	一八	

(二) 委員會經過

第一回蠶絲研究会を七月八日開催し前記評議員會に於て決定せる調査研究事項「生絲の品質と需給に關する事項」の参考細目五項を研究会の研究項目となすことに決定せるを以て、研究の順序として第二項及第三項は後廻しとし、第五項は資料取纏めの上着手するとこゝし、第一項及第四項を一括審議に付したる處更に其の詳細に付小委員を擧げて研究することゝなりたり、尙必要に應じて専門委員を設くることを決議す。仍て七月十五日小委員會を開催し、先づ第一項の苦情の實相に關し本會提出資料並横濱生絲輸出業組合提出資料により概略的調査をなし、第四項に就ても一應意見の交換をなしたる結果第一項第四項別に専門委員を設け細目に互り研究することゝなりたり。尙生絲品質缺點の原因を急速に闡明し改善を必要とするものあるを以て、本研究會に於て研究をなすと同時に政府に於ても科學的に

之が研究を遂げ對策を講ずる様本會より政府に建議することの必要を認め速かに蠶絲研究会を開催し、此の趣を報告し蠶絲研究会の決議を以て本會に要請することに決定せり。仍て七月二十二日第二回蠶絲研究会を開催し本會に於て作製せる別記「蠶絲業研究機關ノ充實及擴張ニ關スル建議」案を付議し原案通り決定委員長より本會々長に報告ありたるを以て本會に於ては同日評議員會の決議を以て實施せり。

第一専門委員會は七月二十五日第一回委員會を開催し、生絲品質に對する海外に於ける苦情の實相に付調査し、其の改善方法の具體案を各委員より提出することに決定せり、仍て製絲家側委員は「生絲ニ對スル苦情ノ實相及其ノ改善方法ニ關スル件」を輸出商側委員は「生絲品質苦情ニ對スル改善案ノ基準、研究方針及是等ニ關スル希望」を夫々提出せるを以て前後四回に互り委員會を開き是等兩案を一括議題に供し審議を進めたる結果成案を得たり。

又第二専門委員會は七月二十六日第一回委員會を開き資料蒐集及調査研究の方法を決定し爾後四回に互り委員會を開催し、各委員より蠶品種及產繭狀況と生絲品質の關係に付其の關係程度及改善方法に關する意見を提出し審議を進めたる結果成案を得たり。

茲に於て十一月二十八日第一、第二兩専門委員の合同協議會を開催し兩案に關し意見の交換をなしたる結果全會一致を以て兩案を承認し一括取纏方を委員長並芳賀、平塚兩主査に一任せられたるを以て、委員長並兩主査に於て各種決定事項の綜合取纏めを行ひ「生絲品質改善方策案」を作製し、之を十二月十八日小委員會に付議し更に同日蠶絲研究会に報告、審議の結果同案の決定を見るに至れり。尙右蠶絲研究会は小委員會に於て作製したる「生絲品質改善ノ實行方ニ關スル建議」案文を審議の上之を可決し、同委員長より右成案と併せて本會々長宛報告せらるゝ所ありたり。

(三) 蠶絲研究會審議の結果に關する報告並處置

曩に評議員會の決議に依り蠶絲研究會に委囑せられたる生絲の品質と需給に關する調査研究の經過並其の結果に付前記の如く同委員長より本會會長宛報告ありたるに依り會長は同年十二月十九日開會の評議員會に之を諮り慎重審議同案を採擇承認の上第六回通常總會に提出のことに決定したり(別項提案)

「生絲品質改善方策案」及「同實行方法に關する建議案」次の如し

三 報 告 書

蠶絲研究會ニ委囑セラレタル「生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項」ニ付調査研究ノ結果別記ノ通成案ヲ得タルニ依リ此段及報告候也

昭和十年十二月十八日

蠶絲研究會 委員長 加賀山辰四郎

日本中央蠶絲會 副會長 月田藤三郎殿

〔別記〕

生絲品質改善方策案

緒言

第一、最近に於ける生絲品質缺點の原因及改善方法

一、再繰不良

二、絹製品に顯はる類節

三、膠著物

四、染斑

五、練減の過多及不同

六、ラウジネス

第二、第一以外の生絲品質と蠶品種及産繭狀況との關係並改善方法

一、平均織度

二、織度偏差

三、大中類

四、小類

五、絲條斑

六、抱合

七、強力及伸度

八、性狀

第三、蠶品種及産繭狀況に依る改善方法總括

- 一、蠶品種に依る改善方法
- 二、産繭状況に依る改善方法
- 第四、政府に要望する事項
- 第五、關係團體に要求する事項

附

生絲品質改善の實行方法に關する建議案（政府に對する要望案）

以上前掲出に付省略建議事項参照のこと。

「願末」

前記蠶絲研究會委員長報告「生絲品質改善方策案」及「建議案」に基き第六回通常總會の決議を経て昭和十一年一月十七日內閣總理、農林、大藏各大臣宛建議書を提出（前掲出参照）し、地方長官に依頼し關係業者に對し同方策實施に付周知指導を煩し更に之が可及的急速に其の實績を挙げしめんが爲蠶絲研究會委員長加賀山辰四郎氏、芳賀第一專門委員會主査、平塚第二專門委員會主査、水井野中兩二專門委員、横濱生絲検査所北尾技師等を煩し、同事項の解説説明書を編纂三萬五千部（各團體分擔）を印刷し昭和十一年五月所屬團體及地方廳を経て關係業者に配付し其の周的徹底を圖りたり。

説明書次の如し。

### 生絲品質改善方策の説明

日本中央蠶絲會

緒言

本冊子は、本會第六回通常總會の決議「生絲品質改善方策」を關係者に周知せしめ、可及的速かに實績を挙げたい目的を以て、其内容を説明したものである。

本會に於ては需要地より頻發せる本邦生絲の品質に對する苦情に鑑み、昨年七月蠶絲研究會を設け約半歳に亘り熱心に調査研究の結果改善方策の成案を得たのであるが、同研究會に於ては「生絲品質に對する苦情の實相及其改善方法に關する事項」と「蠶品種と地方別産繭の生絲に及ぼす影響並改善方法に關する事項」とに就き夫々の専門委員を擧げて分擔研究した。而して前者（第一専門委員會）は最近に於ける生絲品質に對する苦情に就てのみ製絲方面から研究する事に限定し、後者（第二専門委員會）は蠶品種及養蠶方面から苦情關係ばかりでなく更に其他の事項に迄研究を及ぼしたのであるが、兩専門委員會の研究成果を取纏め綜合して「生絲品質改善方策」を立案し總會の決議を経たのである。即ち第一項に於ては最近特に非難の聲が高かつた生絲品質の缺點に付いての原因、關係を製絲法、蠶品種及産繭状況より探究し、製絲の技術並原料繭改良の兩方面から目下の急務に備へなければならぬ事項を擧げたものである。然し乍ら、生絲品質上最も重要なのは、依然として絲條斑、大中類及小類又は織度偏差の成績であつて是等に就ては第二項に於て蠶品種と養蠶方面からだけ之に觸れて居るが、製絲方面からは都合により論及しなかつたのであるから、右重要事項に對しては製絲方面に於て不斷最善の注意と努力を必要とする事は云ふ迄もない。



要するに、本邦蠶絲業の維持發展上良品安價生産と云ふことが最も大切な事項であるから、生絲品質改善に就ては各業者並指導者が、一致協力して最善の努力を盡され、一日も早く實效を挙げられんことを望むのである。

### 第一項 最近に於ける生絲品質缺點の原因並改善方法

#### 一、再繰不良

##### (一) 製絲との關係並改善方法

(イ) 梓角固着は片手指頭で揉んで崩れる程度のもは却て再繰工程を良好にするものであるが之以上の固着は再繰の場合に切斷し易く又捻を解きて認めきをなすも一部分又は大部分の絲條が相互に附着して居る所謂絲條附着も亦同様に再繰を不良ならしむるものである。

是等改善方法としては生絲を小梓に巻取る時に可及的乾燥させ大梓に巻取る際は生絲の正量に相當する水分を含有する程度に乾燥させるのが良いのであつて生揚の如きは特に避く可きである、尙又梅雨期の如き大氣の湿度高き場合に此中に生絲を永く放置するときは過度の水分を吸収するから取扱に充分注意せねばならぬ。又絡交不良であつて認め綾目不規則なるものは再繰を不良ならしむるものであるから大梓は梓手が正確であつて且つ梓角固着を防ぎ易きものを選び絡交器は生絲標準整理法に適應するもので要部の磨滅及認め幅の維持に特に注意を要するのである。

(ロ) 脆弱粗硬等絲質不良なる場合に切斷し易いのである。脆弱なる絲質の生絲とは主として局部的に強力殊に仲度

極めて寡き所謂脆き生絲を云ひ又粗硬なる生絲とは抱合不良にして絲に緊りが少く絲面粗なるものを云ふのであるが之等は前に擧げた梓角固着、絲條附着又は絡交不良等の原因に依らずして再繰不良となるものである。

(ハ) 力絲の懸方不良、認め崩れ及切斷多き場合は屑絲を生じ易いのである、即ち力絲を施す位置が偏し懸方が均等を缺き又は編数が少き等の場合には取扱中認めれを來し爲に再繰中屑絲を生じ易いのであるから力絲、緒留其他認整理を生絲検査所配布の生絲標準整理法に準據して懇切に行ふことが肝要である。又認め崩れと云ふのは認め弛み認めれ又は認め(長絲のとき)の過乾又は固着を軟ぐる爲め或は膠着物除去の目的を以て認めの手入をする場合或は絡交不正の爲め山綾を生ずる場合に認めれることであるが斯る状態の認めは再繰に際し緒絲を束むること困難であつて多量の屑絲を生じ易きものであるから充分に注意するを要する。

尙ほ茲に注意事項を附記するに生絲の再繰不良は切斷により繰返工程を妨げ或は屑絲を生じ製品の目切れを來し不測の損失を招くものであるが其程度は恰も製絲家の原料繭解舒の良否に相當する重大事項であるから大梓、束装及荷造の改善に就きて研究し切斷屑絲の少き生絲の製造に努めなければならぬ、尙ほ之が實行を促進し標準整理法の普及徹底を期する爲め昭和十年七月製絲家宛生絲検査所より發せられたる生絲整理改善に關する注意書中「認め緒留、力絲を標準方法に統一すること」に就ては遅くも來る新絲期から之を勵行されたい。

##### (ニ) 蠶品種との關係並改善方法

再繰不良と蠶品種との關係は輕微である。併しセリシン量の多過ぎる蠶品種の生絲は梓角固着、絲條附着等の爲に再繰切斷を生じ易く、又強力仲度の少い蠶品種の生絲は再繰切斷が多くなり易いから蠶品種はセリシン量の多過ぎな

いもの、強力伸度の多いものを選定することが必要である。

(三) 産繭状況との関係並改善方法

再繰不良と上簇及用桑との間には関係あるが如きも其の程度は未だ明でない。併し萬全を期する爲に特に上簇に就ては次の事項に注意することが必要である。

- (イ) 適熟蠶を上簇すること。
- (ロ) 上簇は高温と多濕とを避け、且通風を良好にすること。
- (ハ) 簇は簇枝の高さ及間隔の適当なものを用ひ、變形しない様な装置を施すこと。
- (ニ) 簇箔の間隔を適当にし且上簇蠶数を制限すること。

二、絹製品に現れる類節

(一) 製絲との関係並改善方法

生絲検査に於ては大中類として現れないが絹製品に大中類缺點として現れるのは抱合不良なる生絲の輪節、大型輪節、密集又は偏在する輪節、添断緒節或は往々飛込み絲等が使用中に擴大せらるゝに依るものと思料される。

之が改善方法として生繭取扱、乾繭貯蔵に注意するは勿論原料繭は可成同質同大のものに仕譯けて煮繭に當りては繭層の内外各部を均等に適煮して小類及抱合の向上を圖り又繰絲に當りては適度の繰絲張力を與へて輪節の離解抱合の良化を圖ると共に構造の適正なる接緒器の使用並に操作に注意して之等缺點の減少に努むるの外、大型又は密集輪節を生じ易き不良繭又は比較的輪節を生じ易き薄皮部分は成る可く繰絲しない方が宜しい。

(二) 蠶品種との関係並改善方法

生絲検査に現れずに絹製品に現れる類節と蠶品種との関係は輕微である。

(三) 産繭状況との関係並改善方法

生絲検査に現れずに絹製品に現れる類節と産繭状況との関係は未だ明でない。

三、膠 着 物

(一) 製絲との関係並改善方法

膠着物は小類減少等の目的を以て加壓等により過度に煮繭した結果セリシンが過度に溶解し繰絲中凝固セリシン(寒天状セリシン)となり之が繰絲器械の摩擦部分に集積したものが塊状となつて繰取られつゝある絲條に附着するに因るものである。今一つの原因は繰絲器械の摩擦部分が繰絲中生絲に無理の抵抗を與へる場合である。

故に之が改善の方法としてはセリシンが過度に溶解せざる様乾繭及煮繭に注意し又繰絲に於て絲條に無理の抵抗を與へない様生絲の通過する器具の位置を正確に保ち其面を常に滑かにし清掃に努むることが肝要である。

(二) 蠶品種との関係並改善方法

膠着物は過度に溶解したセリシンが類節等を中心として膠着して生ずることが多く類節の多い蠶品種とかセリシン量の多過ぎる蠶品種の生絲には發現し易い故に是等の缺點の少ないものを選ぶことが必要である。

(三) 産繭状況との関係並改善方法

上簇法の不適當である場合特に簇中の高温と多濕には類節を生じ膠着物の原因となり易いから上簇に際して再繰不

良の項に述べた改善方法を實行することが必要である。

四、染 斑

(一) 製絲との關係竝改善方法

染斑とは絹布又は絹編物を染色するとき一部分に確然とした色調差を生ずるを云ふのであつて商品價値を失ふ爲め機業家に多大の損害を與へるものである、而して之が原因に就ては未だ明でないが製絲業者として不取敢左記事項に注意を拂ふ必要がある。

(イ) 同一荷口中に使用する原料繭は凡て産期、産地、蠶品種其他素質の同一なるものなること。

(ロ) 同一荷口中には原料繭、織度、繭絲數又は製絲法を異にする生絲を混入せざること。

(二) 蠶品種との關係竝改善方法

未だ明でない。

(三) 産繭狀況との關係竝改善方法

未だ明でない。

五、練減の過多過少

(一) 製絲との關係竝改善方法

近年本邦生絲の練減率一般に増加し且つ荷口間に於ける練減率の不同著しき傾向を有するに至つたと稱せられるが其原因は未だ明でない、従て改善の方法を案出し難きも不取敢左記の事項に注意することが必要である。

(イ) 煮繭竝に練絲に留意して成る可く生絲練減の過多過少を防ぐこと。

(ロ) 練減量が著しく多いのは勿論不可であるが其の少きに失するものは生絲の特異性たる抱合竝に彈力を害ひ切斷を増加し生絲の使用價値を減するから徒らに練減率を少からしめるのは宜しくないと思料される。

現在の日本生絲の練減率を参考に掲ぐれば白繭絲に於ては一七—二〇%黄繭絲に於ては二〇—二三%程度である。

(二) 蠶品種との關係竝改善方法

練減の過多及不同と蠶品種との關係は充分明でないが、現時行はれつゝある白繭種中には繭質練減の多いものもあるから蠶品種はセリシシ量が適當で練減量の多過ぎないものを選定することが必要である。

(三) 産繭狀況との關係竝改善方法

練減量の過多及不同と飼育、上簇及用桑との關係は極めて輕微である。

六 ラウジネス

(一) 製絲との關係竝改善方法

未だ明でない。

(二) 蠶品種との關係竝改善方法

未だ明でない。

(三) 産繭狀況との關係竝改善方法

未だ明でない。

第二項 第一項以外の生絲品質と蠶品種及産繭状況との  
関係並改善方法

一、平均織度

(一) 蠶品種との関係並改善方法

生絲平均織度の良否は製絲法及原料繭の性質特に繭絲織度に支配せられるところが多い。即ち繭絲織度が適當でなければ繰絲上不便が多く、平均織度が不良になり易いから蠶品種は繭絲織度適當にして成るべく定粒繰絲可能なるものを選定する必要がある。

(二) 産繭状況との関係並改善方法

繭絲織度は産繭状況の影響を受け殊に飼育及用桑との関係が多い。併し上簇及催青との関係は輕微である。即ち壯蠶期の飼育温度高きもの、壯蠶期の飼育温度高きもの、壯蠶期の蠶座面積狭きもの等は繭絲織度が細くなる傾向があり、又壯蠶用桑の軟きもの、壯蠶期の給桑量多きもの等に於て繭絲織度が太くなる傾向がある。用桑の品種に依りても差異を示す場合がある。

改善方法としては育蠶上左記事項を注意することが必要である。

(イ) 繭絲織度の地方的關係を明にして、地方的に適當な蠶品種を選定すること。

(ロ) 掃立時期、飼育及用桑等に注意して繭絲織度の調節を行ふこと。

(ハ) 地域的に栽桑法、飼育形式並掃立時期を統一すること。

(ニ) 地域的に桑品種を選定して統一を圖り更に用途別桑園を設けること。

二、織度偏差

(一) 蠶品種との関係並改善方法

織度偏差の大小は製絲法及原料繭の性質特に繭絲織度及其の個體變異、繭絲の部分的織度、繭絲長及解舒等に支配せらるゝところが多い。而して是等原料繭の性質は産繭状況にも關係あるが蠶品種との關係も亦多い。故に蠶品種は繭絲織度適當にして成るべく定粒繰絲可能なるもの、繭絲長く解舒良好なるもの繭絲の部分的織度狀態適良なるもの繭絲織度の個體變異少いものを選定することが必要である。

(二) 産繭状況との関係並改善方法

上簇、飼育及用桑は繭解舒、繭絲織度、繭絲長等に關係して織度偏差に影響を及ぼすものである。故に「平均織度」の項に述べた改善方法を實行し又飼育用桑及上簇に注意して繭絲長く解舒良好なる繭を生産することが必要である。

三、大 中 類

(一) 蠶品種との関係並改善方法

大中類は製絲法との關係多く、蠶品種との關係は輕微である。

(二) 産繭状況との関係並改善方法

産蔘状況と大中類との関係程度は輕微である、併し上簇法の不適當（特に簇中の高温と多濕）であることは蔘解舒を不良にする結果、大中類を多くする原因となり易いから上簇に際しては再繰不良の項に述べた改善方法を実行することが必要である。

四、小類

(一) 蠶品種との関係並改善方法

小類は製絲法にも關係あるが蠶品種との關係も亦多いから蠶品種は小類の少いものを選定することが必要である。

(二) 産蔘状況との関係並改善方法

小類と飼育及用桑との關係程度は極めて輕微であるが上簇との關係は甚だ多い。即ち熟蠶の熟度の進み過ぎたもの簇中高温のもの、簇中多濕のもの等は小類が多く又簇の構造不適當なものは簇着蔘が多くなり小類を増加する。故に上簇に際しては再繰不良の項に述べた改善方法を実行する必要がある。

五、絲條斑

(一) 蠶品種との関係並改善方法

絲條斑の良否は製絲法及原料蔘の性質、特に蔘絲織度及其の個體變異、蔘絲の部分的織度及其の色調狀態、蔘絲長及解舒等に支配せられるところが多い。而して是等原料蔘の性質は産蔘状況にも關係あるが蠶品種との關係も亦多い。故に蠶品種は「織度偏差」の項に述べたものを選び且蔘色整一にして蔘絲の部分的戸調狀態良好なるものを選定する必要がある。

(二) 産蔘状況との関係並改善方法

上簇、飼育及用桑は蔘解舒、蔘絲織度、蔘絲長、蔘絲の色調等に關係して絲條斑に影響を及ぼすもので此の中でも上簇法との關係が多く、飼育及用桑との關係は之に次ぐも其の程度は輕微である。

改善方法としては「織度偏差」の項に述べたことを實行し又飼育並上簇に當りて高温、多濕を避け其他「小類」の項に述べた注意を爲すことが必要である。

六 抱合

(一) 蠶品種との関係並改善方法

抱合は製絲法との關係は多いが蠶品種との關係は極めて輕微である。

(二) 産蔘状況との関係並改善方法

抱合は上簇及用桑等と關係が有る様であるが未だ明でない。

七、強力及伸度

(一) 蠶品種との関係並改善方法

強力及伸度は製絲法に關係する所大なるも蠶品種との關係も亦多いから蠶品種は強力及伸度の多いものを選定することが必要である。

(二) 産蔘状況との関係並改善方法

上簇法の不適當（特に簇中の高温と多濕）であることは強力及伸度を減少させるものであるから上簇に際しては再

繰不良の項に述べた改善方法を實行することが必要である。

八、性 状 (生絲の色相、手觸、光澤)

(一) 蠶品種との關係並改善方法

生絲の性状は製絲法に關係する所大なるも蠶品種との關係も亦多いから蠶品種は色相、手觸、光澤等の優れたものを選定する必要がある。

(二) 産繭狀況との關係並改善方法

上簇法の不適當(特に簇中の高温と多濕)であることは繭色に影響して色相を惡變し、光澤を不良ならしめる。故に上簇に際しては再繰不良の項に述べた改善方法を實行することが必要である。

参 照

生絲標準整理方法

横濱生絲検査所  
神戸生絲検査所

第一總整理

一、繰 種 別

單繰揚ヲ標準トス。

但シ細絲(目的織度十一中以下)ニ限り二總合セニ依ルコトヲ得

一荷口中ニハ單複異レル繰ヲ絕對ニ混入セザルモノトス

二、繰 量

總量七〇瓦(十八匁六分七厘)

範圍輕重ノ差約一割以内トス

但シ絲長ニ依ルモノハ左記トス

目的織度十四中四五、〇〇〇米(大梓三〇、〇〇〇回重量七〇瓦)

目的織度二十一中三〇、〇〇〇米(大梓二〇、〇〇〇回重量七〇瓦)

三、繰ノ寸法

繰 周 圍 一・五米 (四尺九寸五分)

繰 幅 〇・〇七五米 (二寸五分)

大梓ハ六角形トシ(周圍一・五米)絲條ノ接スル梓角ハ幅一・三厘(四分)乃至二・六厘(八分)ノ弧形トス

四、絡 交

網綾ニシテ左記齒車數ヨリ生ズル大サヲ標準トス

齒車數「一三×二四」乃至「一七×二六」ノ範圍

五、緒 留 力 絲

(イ) 緒留

用絲 綿絲四十二番手晒双子一筋

位置 上方梓角ト力絲ノ中央ニテ右側

方法 総幅ノ二分ノ一割留

(ロ) 力絲

用絲 綿絲四十二番手晒双子一筋

位置 梓角ト梓角ノ中央及其正反對ノ箇所

方法 五ツ編

第二拾括造

一、拾造

拾造ハ下掛六、上掛三トシ絲條ヲ亂サズ左記ノ寸法ニ依ルモノトス

(イ) 猪口 直径二・二纏(七分) 長サ一・五纏(五分)

(ロ) 髦 右方七・〇纏(二寸三分) 左方五・五纏(一寸八分)

(ハ) 全長 三〇・三纏(一尺)

二、括造

拾絲三十本ヲ以テ一括トスル重ネ廻シ造トス

括ノ標準左ノ如シ

猪口ノ長サ 一・五纏(五分)

髦ノ長サ 七・〇纏(二寸三分)

髦ト第一括絲間 〇・七纏(二分三厘)

第一括絲幅 〇・五纏(二分五厘)

第一括絲ト第二括絲間 八・六纏(二寸八分五厘)

第二括絲幅 〇・五纏(二分五厘)

第二括絲ト第三括絲間 八・六纏(二寸八分五厘)

第三括絲幅 〇・五纏(二分五厘)

第三括絲ト括尻間 三・三纏(一寸一分)

計 (全長) 三一・二纏(一尺三分)

括幅 一五・八纏(五寸二分)

括絲ノ縮方ハ各所共二重廻トシ括正面(商標ノ當ル面)中央ニ於テ片輪結ビトス  
輪及切り端ノ長サ六・〇纏(二寸)トス

商標ハ括ノ正面ニノミ附スルモノトス

第三附屬用品

(イ) 括 絲

白色綿紡績十番手七十四條集メタルモノヲ標準トス

(ロ) 商 標

寸法 縦一〇・五種(三寸五分)横七・五種(二寸五分)

彩色 容易ニ脱剝セザルモノ

記載事項 邦字ニテ國名及工場名、英字ニテ工場名、商標名竝ニ「メイド、イン、ジャパン」ヲ記載スルモノ

トス

(ハ) 文 庫 紙

強力 縦一〇疋以上横一疋以上

胴紙 長サ 六六・六種(二尺二寸)幅 三三・三種(一尺一寸)

袖紙 長サ 三三・三種(一尺一寸)幅 二二・〇種(七寸六分)

紙捻紐長サ捻上ゲ 三〇・三種(一尺)

糊付 長サ 一五・二種(五寸)幅 〇・九種(三分)

イロ 紙捻紐糊付位置

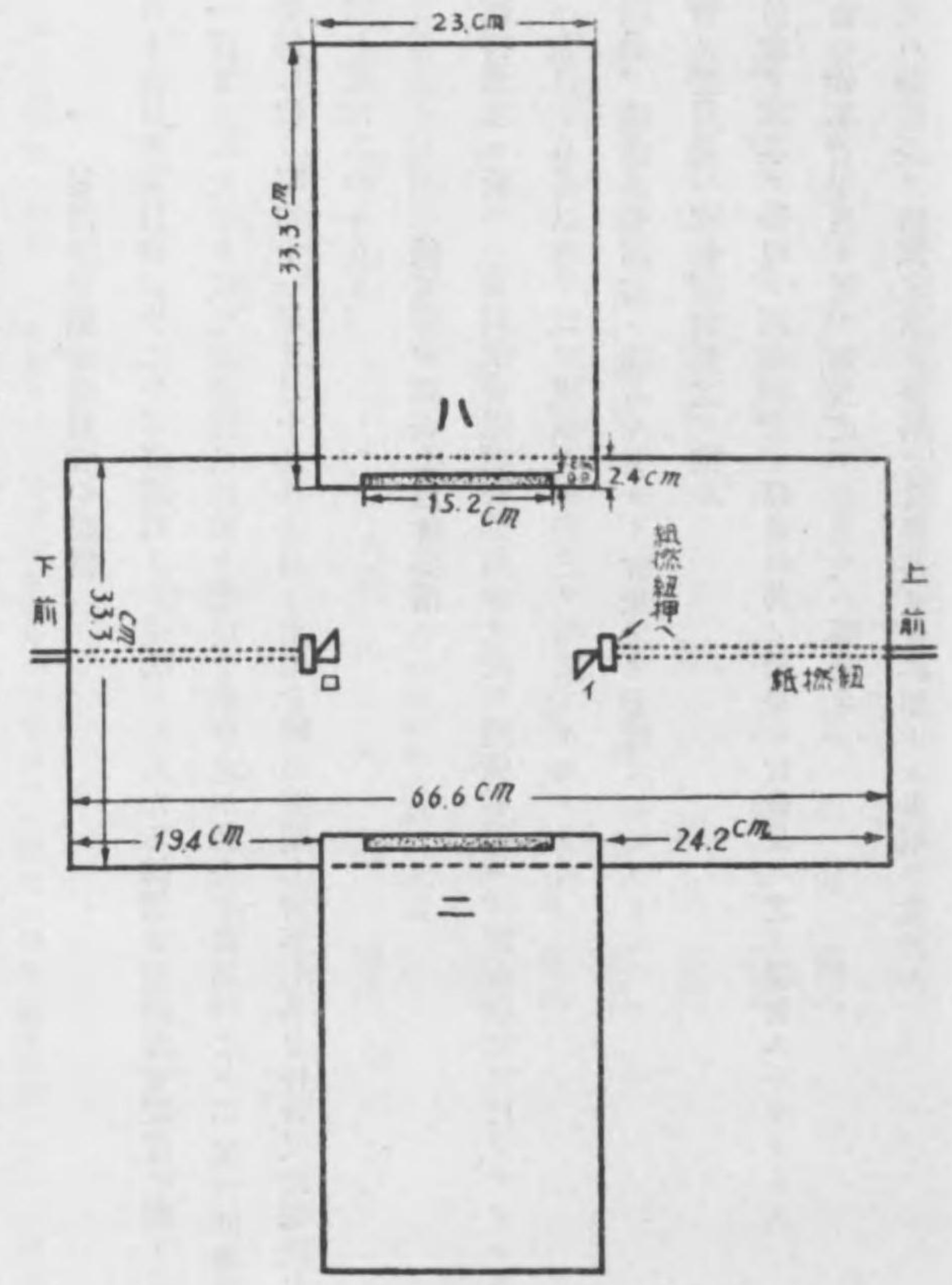
ハニ 袖紙糊付位置

製品 一千枚ノ重量約十二疋(二十斤)

備考 一、強力試験ハ(二種巾ノ料紙ヲ四ツ折トナシ)「スターセリグラフ」ニヨル

二、製品ニハ製絲場名ヲ記入セザルコト

以上





二 絲價安定調査委員會

(絲價安定施設に關する調査)

一 絲價安定調査委員會の設置

昭和十年十二月十九日評議員會に於て今井評議員より建議せられたる絲價安定調査會設置に關する件は其の所置に付會長の裁量に一任せられたるを以て會長指名に依り委員を擧げ之が調査を實施のことに第六回通常總會の承認ありたるに依り左記要綱に依り昭和十一年三月十九日委員十七名を指名委嘱し幹事七名を任命又は囑託を爲し本年度に於ては單に其の成立を見たるのみなり。

(一) 絲價安定調査委員會要綱

- 一、蠶絲業ノ維持更生ニ資スル爲絲價安定調査委員會ヲ設ケ關係事項ニ付調査研究ヲ行フモノトス  
調査委員會ハ委員十八名以内ヲ以テ組織シ會長之ヲ招集スルモノトス  
委員ハ特別議員、議員其他適當ト認ムル者ヨリ會長之ヲ委嘱スルモノトス
- 二、調査委員會ノ委員長ハ本會副會長之ニ當ル  
委員長ハ委員會ノ議事ヲ整理シ調査研究ノ經過並其ノ結果ニ付會長ニ之ヲ報告スルモノトス
- 三、調査委員會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ命免又ハ囑託ス  
幹事ハ會長又ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ資料ノ蒐集其ノ他必要ナル事項ヲ處理ス

(二) 絲價安定調査員氏名

加賀山辰四郎氏	芳賀權四郎氏
福島喜男氏	都木重五郎氏
男爵 稻田昌植氏	原理兵衛氏
新井高四郎氏	神戸八郎氏
今井五介氏	遠藤三郎兵衛氏
上甲信弘氏	森田金藏氏
三井物産株式会社横濱支店 代表 伊藤武男氏	日本生糸株式会社神戸支店 代表 山崎壽市氏
加藤知正氏	月田藤三郎氏
上野福三郎氏	
計 十七名	

備考

絲價安定調査委員會ハ昭和十一年四月一日於蠶絲會館第一回委員會ヲ開會シ絲價安定施設ニ關スル調査研究ニ着手シタリ。  
(經過次年度ニ於テ別途報告)

絲價安定ニ關スル調査委員附託ノ件

(昭和十一年一月十三日評議員會決定)

昭和十年十二月十九日評議員會ニ於テ會長ニ裁量所置ヲ一任セラレタル全國製絲業組合聯合會建議絲價安定ニ關スル件ハ本邦蠶絲業上重大且緊切ナル事項ナルヲ以テ之ガ慎重審議ノ爲會長指名ニ依ル委員若干名ヲ擧ゲ調査ヲ附託スルモノトス

### 三 蠶絲業調査會第一次調査會

調査事務打切

第二回通常總會の決議に依り昭和九年四月より實施したる第一次調査委員會は本年三月迄に二十一回に亘り委員會を開き産繭處理の改善繭價決定方法並金融改善に關する事項に付理論的調査研究を進め大體之を終了し且經費豫算等の關係もあり旁々十一年三月末日を以て一先づ之を打切りたり。

(昭和九年度事績報告第三號並第一次調査委員會經過別冊報告書参照のこと)

## 第三 蠶絲業に關する調査事業

### 一 蠶絲業に關する一般調査

昭和十年度本會ニ於テ實施シタル蠶絲業ニ關スル調査事業成績次ノ如シ

#### 一 調査項目

- (一) 養蠶經營態様別經濟調査
- (二) 絹新製品ニ關スル調査
  - (1) 絹新製品考案試作並生産狀況調査
  - (2) 絹帽子使用試験調査
  - (三) 生絲の品質と需給關係調査

以上の内外蠶絲業に關する一般調査並農林省委託に依る繭の價格と掛目との關係調査を實施し、前年度實施の生絲格付調査會經過報告書を印刷配付せり。

### 二 調査實施の成績

#### (一) 養蠶經營態様別經濟調査

養蠶經營態様(經營指導團體所屬別又單獨經營)に從ひ其經營經濟の實態を明にし一般の參考に資する爲昭和七、八の兩年度に亘り調査を實施したる處之が推移の情勢を觀察し正鵠を期する爲更に昭和十年度の事實に付反覆して本調査を行ひたり、乃ち全國各方面(十縣)に九十三名の經營態様別標準業者を選定して調査原簿を配付し所定項目に付事實の記入を委嘱し、縣當局に委託して其の記入に付指導並監督を煩し之等兩者に對しては一定の委託料を交付して右素材調製の完備を期し之を本會に取纏めて綜合集計の上其の成績を取纏めたり。因に該成績「養蠶經營態様別調査」

は次年度に於て印刷配付の豫定。

(一) 絹新製品ニ關スル調査

(1) 絹新製品考案試作並生産状況調査

前年度に引續き昭和九年七月より昭和十年六月に至る一箇年間の絹新製品考案試作又は製造並其の需給状況、原料消費關係等に付調査したるものにして、先づ道府縣當局に依頼して當該製作者の所在を明にし其の報告並前年度調査に基き新規製作者と認めたるものに付書面又は出張面接の上該當事項の報告を得其の結果取纏めたり。其の成績「絹新製品に關する調査」五百部を印刷關係者に配付したり。

(2) 絹帽子使用試験調査

本調査は前年度に於て政府買上生絲七箱の交付を受け學生用絹帽子を製作し全国各地の専門學校、中等學校及小學の學生に無償配付し之を使用せしめ(三箇年)其の耐久力其他を試験調査せんとするものにして前年度に於て豫定計畫の三分の一を配付せるを以て本年度に於ては殘餘分の配付を完了し目下試験實施中なり。因に本年度迄に製作を了し配付を爲したるもの次の如し。

種 別	製作 個 數	配 付		摘 要
		校 數	個 數	
中學、校、師範學校、實業學校、専門學校向ノモノ	六、四四一	五二三	六、一四四	
小學 校 向ノモノ	一、〇〇〇	一	四八	

(三) 生絲品質と需給關係調査

生絲取引の改善に資する爲生絲品質と需給關係に付蠶絲研究會を設け調査研究を實施したり、乃ち昭和十年七月より同十二月に至る迄蠶絲研究會三回同小委員會二回、同第一専門委員會四回、同第二専門委員會五回を開催し研究豫定事項「項目」中本年度に於ては第一項生絲品質に對する苦情の實相及其の改善方法に關する事項並第四項蠶品種と地方別産繭の生絲に及ぼす影響並改善方法に關する事項の研究を遂げ「生絲品質改善方策案」を得たり、仍て同成案は本會第六回通常總會の決議を以て關係各大臣に建議すると共に所屬團體及地方長官に之を通告し關係業者に對し夫々決議事項の周知徹底と其の實現方に付各盡力を依頼したり、尙同方策の説明書を作成印刷の上關係方面に配付したり。(前掲出参照)

(四) 内外蠶絲業に關する一般調査

以上各種調査の外内外蠶絲業に關する左記事項の調査を實施せり。

(1) 蠶絲業各種統計調査

蠶絲業各般の統計調査を實施し隨時新聞紙上及本會指定誌「蠶絲界報」に掲載し之を公表し且「昭和十年版蠶絲年鑑」三百部を印刷し各關係者に配付したり。

前記統計調査事項にして新聞紙及雜誌に發表したる件數次の如し。

- 一般新聞紙 一二件
- 指定誌「蠶絲界報」 七五件

計

八七件

(2) 支那蠶絲業事情

支那上海に前年度同様通信員を置き彼地に於ける蠶絲業事情に付隨時通報を爲さしめ新聞紙及指定誌「蠶絲界報」誌上に發表し一般の參考に供したり、公表したる件數左の如し。

一般新聞紙

七件

指定誌「蠶絲界報」

二六件

計

三三件

(3) 歐洲蠶絲業其他

前年度同様外字新聞雑誌を資料として調査を爲すと共に伊太利蠶絲業に就ては特殊關係ありて調査困難なる事情あるを以て在「ミラン」帝國領事館に調査を依頼し且其の援助をなす爲本會より譯報者に對し一定金額の謝禮を交付し蒐集したる資料は領事に於て取纏め本會其他關係方面に通報せられつつあり、尙指定誌「蠶絲界報」に發表したる件數二十七件なり。

備考 以上の内外蠶絲業事情に關し適當なる資料を取纏め東京中央放送局に提出、同所より「産業ニュース」として發表せられたる件數十一件なり。

(五) 繭の價格と掛目との關係調査

本調査は農林省蠶絲局の委託により實施せるものにして全國九府縣の協力を以て昭和十年度晚秋蠶繭に付繭市場

に於ける繭の價格と掛目との關係實態を調査せるものなり。其の成績は昭和十一年二月十八日付を以て農林省蠶絲局長宛報告せり。(別項掲出)

三 生糸格付調査事務の結末

前年度に於て生糸格付の改善に關する調査を行ふ爲設置したる生糸格付調査會に於て審議決定したる輸出生糸検査要綱に付ては昭和十一年一月第五回通常總會の決議に依り農林大臣宛輸出生糸検査法施行に關する規程の改正方を建議し、同年一月三十日附農林省令第一號を以て同規則改正の實現を見るに至り一と先づ同調査の終了を告げたるに依り本年度に於て同調査の經過及關係事項を編纂し「生糸格付調査委員會報告書」を印行關係者に配付したり。

二 受託調査

一 繭の價格と掛目との關係調査

農林省蠶絲局より金壹千七百五拾萬圓の國庫豫算を以て其の委任執行に依り「繭の價格と掛目との關係調査」の實施を委託せられたるに依り之が施行に付調査經費の一部(資料繭購入代豫算金五千貳百參拾圓——總會書面決議に依り昭和十年度經費收支豫算に追加更正を行ひ前掲出)本會に於て支辨之を補充し同調査を實施したり。

委託事項及實施事項次の如し。

(一) 經費豫算(農林省委託豫算)

科目	金額	備考
調査費	一、七五〇〇〇	
旅費	二五〇〇〇	事務打合せ並監督旅費
通信運搬費	二〇〇〇〇	
調査用紙印刷費	三〇〇〇〇	
雑費	二〇〇〇〇	
府縣調査委託費	一、〇〇〇〇〇	委託府縣ニ交付十府縣分 滿檢定費 二七三五圓 雜備人給 五一〇五圓
豫備費	四三〇〇〇	供資料滿購入代ガ産出生絲賣却代ヨリ減少シタルトキ其ノ差額支辨ニ充當

〔二〕委託事項

1. 本事業實施ニ要スル經費ハ別記(イ)ノ經費豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付ス
2. 本事業ハ別記(ロ)ノ調査事項及方法ニ基キ之ヲ施行スルコト但シ必要アリト認ムル場合ニ於テハ調査事項ノ變更ヲ爲スコトアルベシ
3. 本件ニ關スル具體的調査方法ハ本省ト打合セノ上之ヲ決定スルコト
4. 本事業ノ所要經費ハ精算ノ上交付スベキニ付請求書ニ經費精算書並證據書類添附ノ上調査成績ト共ニ昭和十年十二月十日迄ニ之ヲ提出スルコト

〔三〕實施事項

繭ノ價格ト掛目トノ關係調査

1. 調査事項

- (1) 市場取引ノ繭價格、掛目及生絲量
  - (イ) 取引上繭數量
  - (ロ) 同 價額
  - (ハ) 上繭一貫匁當價格
  - (ニ) 取引掛目(見當)
  - (ホ) 生繭百匁當生絲量(推定)
- (2) 右取引繭ノ檢定成績並之ニ依ル推定掛目
  - (イ) 生繭百匁當生絲量
  - (ロ) 繭絲長
  - (ハ) 一時間當線絲量
  - (ニ) 選除繭歩合
  - (ホ) 繭絲織度
  - (ヘ) 小 類

(b) 落緒回数  
 (c) 檢定成績ニ依ル推定掛目

2. 調査方法

- (1) 左記九府縣下繭市場一箇所ヲ選定シ昭和十年晚秋蠶繭出廻リ最盛期ニ於ケル事實ニ付調査セリ  
 千葉縣 新潟縣 長野縣 静岡縣 東京府 廣島縣 愛媛縣  
 茨城縣 熊本縣
  - (2) 調査スベキ蠶品種ハ其地方ニ於ケル掃立數量多シト認ムルモノ三種ニ付各品種毎ニ一日五荷口ヲ選定シ引續キ七日間各荷口毎ニ調査スル豫定ナリシモ繭出廻ノ關係上品種數ニ於テ減少ヲ、日數ニ於テ増減ヲ見タリ(總荷口數九百三十四口、七品種)
  - (3) 繭ノ檢定ハ昭和六年八月四日六蠶局第三四〇號通牒繭檢定規程標準ニ依リ府縣繭檢定所ニ於テ行ヘリ
  - (4) 檢定繭ニ肉眼ニ依リ繭質普通ト認ムルモノニ付採取セリ
- 以上に依リ調査したる事項は之を取纏め集計の上昭和十年三月二十八日農林省蠶絲局へ之を報告し、指定せられたる支出經費(立換拂)の精算を爲し其の交付(辨償)を受けたり。
- 農林省より實施を委託せられたる經費の精算次の如し。
- 四 繭と價格との關係調査經費決算(農林省委託經費分)

科 目	決 算		決 算 明 細		備 考
	決 算 額	種 目	決 算 額	豫 算 額	
調査費	一、六六八〇	旅費	一、六六八〇	一、七五〇〇	昭和十年度ニ於テハ晚秋蠶繭ノ價格カ當初ノ見込ヨリ高價ナリシト其後ノ絲價ガ低落シタルタメ收入ニ減少ヲ來シ收支ニ不足ヲ生ゼルモノトス
		印刷費	二四九三	二五〇〇	
		通信運搬其他諸費	一五〇〇	三〇〇〇	
		雜費	三三〇〇	三〇〇〇	
		府縣調査委託費	四二六五	四〇〇〇	
計	一、六六八〇		一、六六八〇	一、七五〇〇	
				減	八二九〇
				減	五二六八

第四 生絲消費増進宣傳事業

一 内地に於ける生絲消費増進宣傳事業

内地に於ける生絲消費増進宣傳事業は關係官廳又は所屬團體及地方關係團體並絹物販賣業者等の協力、援助に依り之を實施し、大體(一)生絲の用途擴張に資する爲絹新製品の考案創作に對する獎勵並該製品の普及、(二)絹の特質認識に

對する指導、(三)消費大衆に對する絹物愛好心の刺戟誘導等を目標として各種事業を計畫實施の處之に關する經費豫算は比較的少額にして萬全を期し難く、且今俄かに其の實績を認め得ざる事情ありと雖も今後回を重ねるに従ひ其の實效大に見るべきものあるを豫測し得べし。

一 絹新製品競技展覽會開設

生絲の内地消費増進を圖るには絹物愛用宣傳を行ふと共に絹新製品の考案製作の獎勵並に之が使用獎勵を爲すの必要を認め、農林商工兩省後援を以て昭和九年度に於て第一回絹新製品競技展覽會を開催したりしが、本年度に於ては之を繼續し、同規則の一部を改正(前掲出)し第二回及第三回を開設したり。而して右競技品は蠶絲絹業に關する考品實演と共に「絹の文化展覽會」の名に於て東京、大阪、名古屋、福岡の各都市に於て展示し展覽會開設の目的達成に努めたり、其成績次の如し。

(一) 政府所有生絲の無償讓與

本事業施行に際しては毎回出品獎勵規程に依る出品製作原料生絲及會場裝飾用として政府所有生絲の讓與を農林大臣宛申請したるに次の數量を無償讓與せられたり。

展覽會	譲與ヲ受ケタル期日	同上數量
第二回	昭和十年三月五日	三五五、〇四六匁

第三回	昭和十年七月十五日	四三九、六九二 七九四、七三八
-----	-----------	--------------------

(二) 出品物製作原料生絲交付其他

前掲政府交付生絲は其の一部を出品獎勵の爲絹新製品競技展覽會出品獎勵規程に依り出品希望者に之を無償交付を爲し、一部は展覽會場裝飾、作りもの等に使用したり。

出品希望者に交付したる數量其他次の如し。

展覽會	政府ヨリ交付ヲ受ケタル數量	出品獎勵規程ニ依り出品者ニ交付シタル數量	其他使用
第二回	三五五、〇四六匁	三〇一、〇三五匁	五四、〇一一匁
第三回	四三九、六九二 七九四、七三八	三五九、八六三 六六〇、八九八	七九、八二九 一三三、八四〇
計			

(三) 會場及會期

1. 第二回絹新製品競技展覽會 (絹の文化展覽會)

道府縣名	第一回		第二回		第三回	
	出品者數	種類數	出品者數	種類數	出品者數	種類數
青森	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1
山形	3	3	3	3	3	3
福島	2	2	2	2	2	2
計	11	10	11	10	11	10

2. 競技品出品府縣別

種別	第一回		第二回		第三回	
	出品者數	種類數	出品者數	種類數	出品者數	種類數
一般出品	3	2	3	2	3	2
獎勵規程ニ依ルモノ	4	2	4	2	4	2
計	7	4	7	4	7	4

1. 出品物別

(四) 出品點數

會場	會場坪數		會期
	坪數	會期	
東京市上野松坂屋	300	昭和十年十一月廿六日	
大阪市松坂屋支店	190	至自十一月十七日	
福岡市玉屋	150	至自十二月三十日	
計	640	二二日間	

2. 第三回絹新製品競技展覽會 (絹の文化展覽會)

會場	會場坪數		會期
	坪數	會期	
東京市三越本店	368	昭和十年六月九日	
大阪市三越大阪支店	170	至自六月廿七日	
名古屋市松坂屋本店	197	至自七月廿一日	
計	735	二六日間	





審査員		絹業試験所技師		農林技師		商工技師		三		高		松		松		同		同		同		同	
野澤	伊勢	白木	松坂	松屋	高島	三越	商工	農林	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
屋	丹	屋	屋	屋	屋	越	手	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師
細井	喜一	源一	本一	清一	秀一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一
野澤	伊勢	白木	松坂	松屋	高島	三越	商工	農林	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
屋	丹	屋	屋	屋	屋	越	手	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師
細井	喜一	源一	本一	清一	秀一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一	剛一

2. 絹新製品競技展覧會審査手續

- 一、審査員ハ嚴密公正タルコトヲ要ス
- 二、審査關係者ハ審査長ノ許可ナクシテ審査ノ内容ヲ發表スルコトヲ得ズ
- 三、審査員ハ出品ノ製造ニ參與シタルモノニ付テハ其ノ出品ノ審査ニ關與スルコトヲ得ズ
- 四、擬賞ハ本會ノ趣旨目的ニ副フモノヨリ之ヲ爲スベシ
- 五、擬賞ハ從テ左ノ事項ニヨリ多ク適合セルモノヨリ優賞ヲ擬スルモノトス

- (イ) 新規ノ研究、考案ニヨリ製作セラレタルモノナルコト
  - (イ) 製品ノ發賣若ハ一般ニ流布セザルモノナルコト
  - (ロ) 絹ヲ原料トシ又ハ絹ヲ主タル原料トセルモノニシテ其ノ普及及需要ニヨリ蠶絲又ハ絹業ノ需要増進又ハ進歩發達ニ資スルモノナルコト
  - (ハ) 經濟的ニ他ノ纖維ト對抗シテ存在ノ意義ヲ有スルモノナルコト
  - (ニ) 普及シ易ク永久的ノ生命ヲ有スルコト
- 六、擬賞ハ出品人員ノ四割ヲ超ヘザルコト
- 七、審査ノ順序ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - (イ) 第一次審査ハ各類毎ニ擬賞スベキ價值アリト認ムルモノト然ラザルモノトヲ鑑別ス
  - (ロ) 第二次審査ハ擬賞スベキモノヲ優秀ノ順序ニ併列ス
  - (ハ) 結審ハ各類ヲ通シテ等級ヲ定ム
- 八、審査ハ總テ審査員ノ合議ニ依リ之ヲ行フ、合議ニ依リ難キ場合ニ於テハ審査長ノ決定ニ依ル
- 九、審査員ハ審査ト成績ニ關シ審査長ニ申告スルヲ要ス

(六) 褒賞授與式

第二回及第三回絹新製品競技展覧會褒賞授與式ハ農林商工兩大臣其他關係官民三百餘名出席の下に左記の通り蠶絲

會館ホールに於て舉行し別項受賞者に對し褒賞を授與せり。

記

第二回絹新製品競技展覽會  
第三回

昭和十年六月一日  
十月二十六日

(七) 擬賞品名及授賞者氏名

1. 第二回絹新製品競技展覽會

等級賞	賞金	品名	所在地	受賞者
優等賞	五〇〇	シルクボーラー	桐生市本町六ノ三九一	青木藤太郎
壹等賞	三〇〇	柳透縮緬	金澤市三社宮ノ後	高坂織物工場
同	三〇〇	無双オーバークォート	静岡縣駿東郡長泉村下土狩	細野彦三郎
貳等賞	一〇〇	縮緬絞ビロイド	滋賀縣長濱町南吳服	滋賀縣長濱工業試験場
同	一〇〇	擬編織	新潟市十日町	新潟縣染織講習所
同	一〇〇	婦人服生織	埼玉縣秩父郡國神村	設樂逸三郎
同	一〇〇	絹メリヤスシャツ	東京市豊島區池袋一ノ六八三	藤幸商店

2. 第三回絹新製品競技展覽會

等級賞	賞金	品名	所在地	受賞者
參等賞	五〇	冬洋服	静岡縣駿東郡長泉村下土狩	小俣織物工場
同	五〇	サテン、バック、ジョーゼット	金澤市長土塀通	東機業場
同	五〇	交配織婦人服	桐生市永樂町	桐生織物同業組合
同	五〇	絹夏洋服	金澤市長土塀三番丁	石川縣工業試験場
同	五〇	コーレル、ズボン	松本市榮町	長野縣工業試験場
同	五〇	絹毛交織	福島縣川俣町	福島縣立川俣工業學校
同	五〇	鍋島緞通	佐賀市伊勢屋本町	吉島商店
同	五〇	男洋服	久留米市通町	岡幸三郎
同	五〇	クツシヨ	山梨縣谷村町	山梨縣工業試験場
同	五〇	クツシヨ	京都府南桑田郡河原林村	西元太郎
同	五〇	婦人服	米澤市花岡町	山形縣米澤工業試験場
褒賞	カテ	外一府縣	名古屋市東區花田町	愛知縣工業試験場
計	二、〇五〇	三四點	外一府縣	三四名

等級	賞金	品名	所在地	受賞者
優等賞	五〇〇円	メリヤス婦人服	横濱市中區北仲通五丁目	帝國蠶絲株式會社
壹等賞	三〇〇	兩面横段織	金澤市長町八番丁	押田與吉
同	三〇〇	絲ホームスパン合服地	桐生市本町六ノ三九一	青木藤太郎
同	一〇〇	パイル絨	東京市麹町區丸ノ内三ノハ三委仲六號	大日本パイル織布株式會社
同	一〇〇	シヨール	新潟縣見附町	見附織物同業組合
同	一〇〇	メリヤス婦人服	東京市豊島區池袋一ノ六八三	藤幸商店
同	一〇〇	絹コート	松本市榮町	長野縣工業試験場
同	一〇〇	カーテン	新潟縣見附町	新潟縣染織試験場
同	一〇〇	オーバークォーター	静岡縣駿東郡長泉村下土狩原	細野知恵
同	五〇	ビッチョーゼット	金澤市長土堀通	東機業場
同	五〇	シヨバ	金澤市中本多町三番丁	東機業場
同	五〇	婦人體服	富山縣城端町	城端織物工業組合
同	五〇	立	石川縣河北郡七塚村松濱	安井音吉
同	五〇	婦人體服	米澤市花岡町	山形縣米澤工業試験場
同	五〇	絹	久留米市花鳥町三一五	國武特許併合名會社
同	五〇	絹	新潟縣岩船郡山邊里村	山邊里織物株式會社

(八) 成績

計	賞	品名	所在地	受賞者
同	五〇	アイリスタレーブ	京都市左京區吉田下ル阿達町	京都織物株式會社
同	五〇	手袋	東京市豊島區西巢鴨四丁目	千代田織物株式會社
同	五〇	絹モーション	金澤市長土堀五番丁	石川縣工業試験場
同	五〇	紋紗	京都市烏丸通上立賣上ル	京都市染織試験場
同	五〇	ズボン	静岡縣駿東郡長泉村下土狩	細野彦三郎
同	五〇	模樣ジョーゼット	石川縣能美郡根上町字濱	小倉商店織物工場
同	五〇	朱子ジョーゼット	鶴岡市家中新町	羽前織物株式會社
同	五〇	絹タイプライターリボン	京都市右京區西京極	日本クロス工業株式會社
同	五〇	朱子銀波織	鶴岡市寶町	眞島工場
計	二、四五〇		外二府縣	外二府縣 四名

会場は大都市に於ける有力百貨店なりしを以て六会場（第二回及第三回）に於ける會期延日數四八日間の入場者實に一、六八三、八三〇人の多數に上り頗る盛會を呈したり。

入場者中各地方の織物業者は絹新製品の種類、組織、絲遣ひ、仕上法等を熱心に研究し、各種の質問をなす者多數に上り、新製品に對する研究考案の指導獎勵に資し、又絹物扱業者に對しては出陳絹新製品の多種多様にして各方面

に亘り新規用途の擴大されたることを紹介し、其の利用方を實物を以て知らしむると同時に其生産工程に關する知識を興へたるを以て出品者の住所氏名及工場設備、供給能力等の照會多數に上り新製品の販路擴張に資する處多かりき。

一般入場者に対しては生絲の用途擴大と絹物愛用の範圍廣きを認識せしむると共に統計圖表、各種實演等に依り、又絹の生産工程を併て紹介し一般大衆の興味を喚起し蠶絲業の實體を熟知せしむると同時に斯業の如何に國民經濟上重要な力を深く認識せしめ、絹物愛用の獎勵に資したり。

各會場に於ける入場者次の如し。

1. 第二回新製品競技展覽會(絹の文化展覽會)

東京三越本店	自昭和十年六月一日 至同六月九日	(八日定休)	八日間
入場者數	二七三、六七一人	一日平均約	三四、二〇〇人
大阪三越支店	自昭和十年六月二十日 至同六月廿七日		八日間
入場者數	一五五、二三六人	一日平均約	一九、四〇〇人
名古屋松坂屋	自昭和十年七月十一日 至同七月廿一日	(十八日定休)	十日間
入場者數	三八四、九二三人	一日平均約	三八、五〇〇人
入場者合計	八一三、八三〇人		

2. 第三回前同

東京上野松坂屋	自昭和十年十月廿六日 至同十一月二日	(二十八日定休)	七日間
入場者數	四八五、〇〇〇人	一日平均約	六九、三〇〇人
大阪松坂屋	自昭和十年十一月十日 至同十一月十七日		八日間
入場者數	二六七、〇〇〇人	一日平均約	三三、四〇〇人
福岡玉屋	自昭和十年十一月三十日 至同十二月六日		七日間
入場者數	一一八、〇〇〇人	一日平均約	一六、九〇〇人
入場者合計	八七〇、〇〇〇人		
入場者總計	一、六八三、八三〇人		

(九) 絹新製品標本作製及利用

將來絹新製品の今昔を語る資料に供する爲、昭和九年度來蒐集したる絹新製品標本は爾來各方面の寄附及本會絹新製品競技展覽會入賞品等に依り漸次其數を増加し現在三〇六點に達したり。右標本は最初本會陳列室に展示し一般の觀覽に供したるも陳列室の都合に依り之を廢し地方の要請に依り左記の通り之を貸與し一般の參考に供せり。

會名	會期	貸與點數	主催者
創立五十週年記念蠶絲共進會	自十年四月	三四點	京都府蠶絲業組合聯合會
創立三十週年記念農産更生副業共進會	自十年十月廿三日	三四點	福島縣梁川蠶業講習所
創立二十五週年記念展覽會	自十年十月廿六日	二九點	上田蠶絲專門學校
落成式記念展覽會	自十年十月廿七日	九六點	岐阜縣立大井蠶業試驗場
農産物品評會	自十年十一月十六日	八點	福島縣立相馬農産學校
産業共進會	自十年十一月十三日	二九點	福島縣安達郡養蠶業組合
農産物品評會	自十年十一月廿五日	四五點	同安達郡農會主催
農産物成績品評會	自十年十一月廿六日	二九點	福島縣雙葉郡木戸村青年學校
絹製品展覽會	自十年十一月廿九日	六三點	奈良縣立磯城農學校
蠶桑經營共進會	自十一年二月九日	六七點	大日本蠶絲會徳島支會
	自十一年三月廿二日		北足立郡養蠶業組合主催 浦和市川口市

(十) 絹新製品競技會展覽會入賞見本帳配付

第三回絹新製品競技展覽會入賞品を紹介し併せて新製品の考案製作の資料として之が見本帳三百五十部を印刷し昭和十一年三月關係官衛學校地方織物組合全國有力百貨店其の他に配付したり。

二 絹新製品頒布會開催

第二回絹新製品競技展覽會出品物朱子佛蘭西縮緬外百八十九點は農林大臣の處分認可を承け昭和十年十二月七、八の兩日に亘り蠶絲會館に於て絹新製品頒布會を開催し絹新製品の認識普及に資する爲該品を一般希望者へ分譲したり頒布状況次の如し。

頒布品種	頒布件數	同上金額	備考
佛蘭西縮緬外一八九點	二三四件	一、一八三・八二円	上記頒布ノ殘品ハ不用品トシテ一括拂下處分ヲナシタリ。此金額四七六圓一七

三 地方博覽會參加

地方に於て開催せらるる博覽會に参加し、我蠶絲絹業の現況並繭絲及絹製品に關する資料を展示出品して多數觀覽者の認識を求むるは生絲の消費増進宣傳上適切なる施設にして昭和十年度に於ける參加出品の状況次の如し。

(一) 伊賀産業城落成記念全國博覽會出品

昭和十年十月十二日より十一月十日迄三重縣上野町主催伊賀産業城落成記念全國博覽會開設に當り三重縣知事より本會の参加出品に付熱心なる勸説ありたるが規模相當大にして、之に参加するは生絲内地消費増進宣傳に適切なりと認め生絲を應用したる造り物「絹ヲ飾レル伊賀産業城」及絹物製品五十點を出品したり。

(二) 國產振興四日市大博覽會出品

昭和十一年三月二十五日より同年五月十三日迄四日市市に於て同市主催に依り國產振興四日市大博覽會を開設し其の一施設として蠶絲館を特設し同館内の裝飾陳列實演竝に之一が切の運営方同博覽會當局より委託申出ありたるに依り本會は生絲消費増進宣傳上適切なる施設と認め之を受諾し直に出品計畫を樹て實施準備に着手し、同年三月二十四日一切の施設成り豫定の通り同博覽會開會と同時に入場者の觀覽に供したり。

陳列裝飾其他施設の概要次の如し。

蠶絲館の左は野外演藝場、右には佛教館前方に外國餘興館等有力なる特設館あり、觀覽人の來集するに地の利を得たり。

蠶絲館は開口八間奥行十二間(九十六坪)の洋館建にして萌黄壁とし正面には白色の繭をあしらひたる板狀の塔を建て「蠶絲館」なる大文字を配し一見して蠶絲館を表徴せり。又館内天井には萌黄の幕を張り三方入口に藥玉を吊下ぐ。

館内中央正面には「皇室ノ蠶絲業御獎勵」右に造り物「蠶絲絹業ノ飛躍」左に「絹ノ晴姿」中央裏側に「絹新製

品」  
品「繭及生絲參考品」「絹網」を陳列し、周圍壁面に沿ふて、ジオラマ「蠶種及養蠶」「製絲實演」「學術參考品」造り物「日本生絲ノ行衛」「絹新製品」「機業地特産絹織物」「三重縣ノ蠶絲業」「絹帽子製造實演」「生絲検査に關する標本」の順序に配置し、又蠶絲絹業に關する統計圖表を掲げたり。

(三) 躍進日本岐阜大博覽會出品

昭和十一年三月二十五日より同年五月十五日まで岐阜市に於て同市主催に依る躍進日本岐阜大博覽會開設に付岐阜縣より陳列場所三坪を無料提供して蠶絲絹業に關する出品方の申出ありたるに依り本會は生絲消費増進宣傳上之に参加を決定し直に之が計畫を樹て出品の準備をなしたるが三月二十四日陳列成り三月二十五日開會と共に一般の觀覽に供したり。

實施狀況次の如し。

(イ) 陳列面積 三坪

(ロ) 陳列裝飾 陳列場中央に直徑二尺の飾柱を樹て之を中心として、帝國蠶絲株式會社出品及本會備品の絹洋服地竝新製絹織物十二點を飾り柱の一方に高級絹洋服の紳士、和服及洋装の婦人各一體を、他の一方には大地球を配置し一方の壁面に標語「世界を彩れ日本の絹で」を、ネオンサインにて作り標語の一端より絹織物を吊下げ地球を巻き標語の表現と絹新製品の紹介をなせり。

(四) 博多築港記念大博覽會出品

昭和十一年三月二十五日より同年五月十三日迄福岡市に於て同市主催に依る博多築港記念大博覽會開設に付福岡縣より陳列場所二坪五合(三尺×六尺、五小間)を無料提供して蠶絲絹業に關する出品方申出ありたるにより本會は生絲消費増進宣傳上之に参加を決定し直に之が出品計畫を樹て準備に着手したるが三月二十四日陳列裝飾成り三月二十五日開會と共に一般の觀覽に供したり。

出品陳列の實施概況次の如し。

(イ) 陳列面積 二坪五合(五小間分)

(ロ) 陳列裝飾 陳列場所五小間分を三分し中央は美麗なる女神模様の一越縮緬を陳列し、右縮緬一反を作るに要する桑葉、蠶種、蠶兒、繭、生絲を實物又は模型を以て適宜陳列し各その所要數量を示し又蠶絲絹業に關する統計圖表五枚を配置せり。

中央の右側には洋傘をかさせる和裝の艶麗なる婦人一體を据へ其の周圍に優秀なる絹着尺織物を陳列し壁面に標語「愛せよ絹物榮ゆる日本」を掲げたり、左側の陳列場には西洋婦人裸體模型を置き之に優秀絹メリヤス婦人服地を纏はせその周圍に絹洋服地ハンドバック靴下等を適宜陳列し壁面に標語「絹の手觸り絹の光澤」を掲げたり。

(五) 復興記念横濱大博覽會參加出品事業成績

昭和十年三月二十六日より同五月二十四日まで横濱市臨海山下公園に於て開催されたる同市主催「復興記念横濱大

博覽會」に於ては蠶絲特設館を設置し、之が運営、管理等の實施方に付き本會に申出でたるに依り本會に於ては直ちに之が計畫を樹立し、右特設館の裝飾、陳列、實演等を施行し蠶絲絹物の紹介、宣傳に努めたるが之が事業成績大要次の如し。(參加出品準備に關する事項は前年度實施に付事績報告第三號所載参照のこと)

1. 蠶絲館入場者數

蠶絲館の附近には外國餘興館其他有力なる特設館集注され觀覽人の來集に地の利を得たと共に同館自體裝飾の宜敷きと相俟ち會期中の來觀者總數實に九十九萬一千三百二十四人の多きを算し、博覽會入場者總數約二百五十萬人に對し五分の二の入場者を得たり。

2. 出品 狀 況

出品は學術參考品、絹製軍需參考品、一般出品等にして夫々學校、試驗場、關係各團體、海陸兩省の援助を得、或は全國機業地の出品を得て總計一四三種四百四十點の多きに達したり。

3. 絹新製品即賣所

館内に絹新製品即賣所を設け帝國蠶絲株式會社をして即賣をなさしめたるが之が賣上金額一、七三一圓一錢、種別及數量次の如し。

種 別	數 量	種 別	數 量
靴 下	八七一足	シ ャ ツ	八 枚
ネ ク タ イ	三三八本	繭 細 工	七 個



ハンカチーフ	三三二枚	滿洲國旗	七枚
婦人靴人	三三二足	婦人マフラー	三枚
國旗	二〇九枚	學生帽子	二個
足袋	一一八足	テーブル掛	一枚

4. 鑑査成績  
尙一般出品中賣約をなしたるもの總計四十七點、之が金額二百七十七圓七十五錢に達したり。

博覽會に於ては輸出獎勵及國產獎勵の見地より出品物中輸入品と同種、若しく之に代用し得べきもの又は輸出の獎勵に資し得べき國產品に對しては別に鑑査規定を設けて鑑査を行ひ其の優良品に對しては特に國產振興品たることを表示することとせり、而して鑑査は出品人の都合に依り辭退することを得る制度なりしが館内出品物中鑑査を希望せしもの合計二八〇點にして鑑査の結果輸出獎勵品、輸入防遏品又は輸入代用品として鑑査證を附與せられたるもの一〇四點を算したり。

5. 實 演

蠶絲館内に製絲機、絹洋服製織機及絹メリヤス製編機を設置し、製絲は長野縣増澤商店、製織は横濱市帝國蠶絲株式會社、メリヤスは東京藤幸商店に委嘱し夫々實演を行ひたるがメリヤス及製織實演用原料生絲は特に農林省より無償生絲の交付を受け、之が實演を施行したり。今絹洋服製織、絹メリヤス製編及繰絲實演の内容を示せば次の如し。

(A) 絹洋服地製織

- (1) 機臺及職工 津田式力織機一臺 職工 三名
- (2) 製織方法

製織品名	製品ノ組織	繰絲ノ構成	密 度	幅 及 長	仕上方法
合 服 地 變 り 織	經緯共生絲廿一中十八本合絲「ボア」	經一寸ニ付キ六〇本 緯 打 込 五十五本	幅 二十九吋 長 五十碼	完全防水仕上	

(3) 製織加工費

製品名稱	碼 數	一碼當加工費	合 金	一碼當生絲使用量	供用生絲量	練 減 率
合 服 地	一、四四〇 <sup>ヤド</sup>	一八〇 <sup>円</sup>	二、五九二〇〇 <sup>円</sup>	五 十 匁	七二、〇〇〇 <sup>匁</sup>	三 割

(B) 絹メリヤス製編

- (1) 機臺及職工 經編メリヤス編成機一臺 職工 二名
- (2) 製編方法

製編品名	製品ノ組織	經緯絲ノ構成	密	度	幅及長	仕上方法
婦人スカーフ	バイナップル編	生絲二十一中六本 撚	緯一時間ウエール 經一時間コース	一六本 一五回	幅一五吋 長五〇吋	蒸氣ニ當テ後ブ レスシテ裁斷裁 縫ス

(3) 加工費

製品名	數量	一打當加工費	合	金	生絲打用當量	供用生絲量	練減率
婦人スカーフ	二〇〇打	二七八五	五、五七〇〇	〇〇	二四〇匁	四八、〇〇〇	三割

(C) 製 絲

(1) 練絲器械及職工 増澤式多條練絲機

職工 二名

(2) 練絲方法及練絲量

練 絲 方 法 二十緒多條練絲

練 絲 量 三貫八三三匁

使用繭量 一四貫五〇〇匁(乾繭)

6. 造り物、實況展示

造り物には「純絹の晴姿」「安藝の宮島」「絹と國防」「世界生絲の生産と消費」「本邦繭、生絲、絹織物類」等を、

又實況展示には「蠶の一生」「生絲の輸出」等を觀覽に供したるが、夫々絹の美麗なる、或は絹の國防上若しくは國民經濟上重要なを説明し、又は、蠶絲業に對する一般の認識を深めしめ、生絲消費増進宣傳上不撓効果を收め得たり。

四 活動寫眞利用宣傳

一 映畫挿入廣告

映畫會社と特約し其の製作する適當映畫中に絹の特質、優雅、經濟等に關する絹物愛用宣傳に效果ある文字、會話所作等挿入せしめ其の所屬映畫館若は關係一般映畫館へ配給公開を爲さしめたり、實施したるもの次の如し。

映 畫 名	封 切 上 映	上 映 畫 館	製 作 所
サトウハチロー原作 木村莊十二監督 三色旗ビルジング 街の笑くぼ	昭和十年七月十五日 (盆興行)以降 昭和十一年正月興行	東京市内及全國關係映畫館 日本活動寫眞株式會社直營館及全國 關係映畫館	P・C・L映畫製作所 東京映畫製作所

二 映畫の貸出

本會備付絹物愛用活動映畫は絹物愛用宣傳の爲關係團體學校等の申込に依り之を無料貸與をなしたり。

五 印刷物に依る宣傳

(一) 絹物宣傳「ポスター」の印刷配付

絹物愛用を廣く全國に宥傳する爲和裝婦人を中心とし洋裝婦人及絹洋服の紳士並に絹！絹！の宣傳文字を配したる（春草社黒澤武之輔氏圖案）ポスター三萬枚を製作し昭和十一年三月六日夫々各縣を通じ全國に配付せり。

(二) パンフレット印刷配付

一般需要者に対し絹の經濟的觀念匡正及絹の再認識を求むる爲衣類保存法等に造詣深き山下榮三氏を煩し、昭和十年十月二十五日「絹物の扱ひ方」五萬部を印刷し、東京、大阪、福岡、に於て開催の第三回絹新製品競技展覽會及各府縣に配付し、國産振興四日市大博覽會、蠶絲館及同年の蠶絲祭に於て地方の要求に應じ更に一萬部を増刷し配付したり。

六 蠶絲祭行事

第五回通常總會の決議に依り制定せられたる「蠶絲祭」本年度（昭和十一年三月二十八日）行事の實施に當りては一層之を擴充し意義ある一大國民運動となさんが爲市内關係方面と連絡を圖りて本會に於ける直接の行事計畫を樹つると共に地方長官、地方蠶絲業主任官及本會會員に對し關係團體の指導及援助を依頼し、又本會の直接行事計畫、各府縣に於ける昨年の行事報告、「蠶絲まつりの歌」等を送付して参考に供したり。本會直接の行事は其の形式大體前年と

異なる所なきも祭典及餘興は益々盛大となり、又市内百貨店全部の協賛を得、ショーウィンドウの飾付及協賛賣出をなしたるのみならず帝國蠶絲株式會社、鐘淵紡績株式會社兩東京サービステーションも参加し又地方に於ける行事は各地盛大に行はれ前年に比し著しき効果を擧げたるが如し。

(一) 本會行事

1. 蠶絲祭典 三月廿八日午前十一時より蠶絲會館屋上に祭壇を設け和久産巢日神、大宜都比賣神の御二柱を祀り定刻來賓及諸員着席嚴肅裡に各式目を運び參列者一同玉串を奉奠し蠶神及歷代皇室に對し恩謝の意を表すると共に今後の御加護を祈願し終つて萬歳を三唱式を閉づ。  
當日は農林大臣、東京市長、常國農會長、日本商工會議所會頭、大日本蠶絲會會頭の祝辭あり。尙參列者は長瀬農林次官を始め蠶絲絹業關係者四百餘名に達したり。（前掲出）
2. 餘興 蠶絲祭奉祝の餘興は同日午後一時より蠶絲會館講堂に於て開催、映畫、唄、曲藝、舞蹈、劇等を演じ式典參列諸員の外市民多數の來觀者あり、定刻には立錐の餘地なきの盛況を呈し午後五時半閉會せり。

餘興プログラム

- (1) オール、トーキー 映畫「街の笑くぼ」全一〇卷（絹物宣傳タイアップ映畫）大日方傳、市川春代、逢初夢子主演
- (2) 合唱

イ、蠶絲の歌  
ロ、蠶絲まつり

東京發聲女優 松川和子

ピアノ伴奏 中野定吉

東京發聲女優 逢本助次郎

三味線 吉野三岐雄

唄 賀川慶子

東京發聲女優 逢初夢子

市川春代

外男優多數

(5) 舞臺劇「花嫁と居候」

3 蠶絲祭記念「蠶絲大衆歌謡」懸賞募集

大衆歌謡に依り我蠶絲絹業の再認識に資し併せて絹物愛用の國家的重要性を一般大衆に呼びかくる資料に供せんが

ため、蠶絲の大衆歌謡を作製することとなり、之が前提として昭和十一年蠶絲祭日(三月二十八日)を締切期日とし左記に依り之が懸賞募集をなしたり。

(1) 募集ノ趣旨

古キ歴史ヲ有スル我蠶絲絹業ハ地方々々ニ幾多ノ俚謡ヲ傳來シ之ニ依ツテソノ地方々々ノ斯業ヲ披露スルト同時ニ廣ク一般ニ紹介シテ來タノハ喜バシイコトデアル。本會ニ於テハ更ニ之等各地方ノ新舊作品ヲ總括シタ新シイ我蠶絲絹業國ノ大衆歌謡ヲ懸賞募集シ之ニ依テ我蠶絲絹業ノ再認識ニ役立タセルト共ニ併セテ絹物愛用ノ國家的重要性ヲ大衆ニ呼びカケル様ニ仕向ケタイノガ本會ノ大衆歌謡ヲ募集スル趣旨デアル。

(2) 賞金

- 一等 一人 貳百圓也
- 二等 一人 壹百圓也
- 三等 五人 各拾圓也
- 佳作 一〇人 各絹製國旗一旒

(3) 選者

- 高野辰之氏
- 中山晋平氏
- 佐伯孝夫氏